

9 危険物施設・毒性ガス

9 危険物施設・毒性ガス

9-1 危険物等施設の現況

(1) 危険物製造所等の現況

(令和7年3月末現在)

施設区分 消防本部名	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					事業所数	
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所
水戸市	623	0	406	60	33	10	163	0	133	7	217	154	0	0	0	63	401
日立市	865	8	658	207	121	2	60	0	126	142	199	77	0	0	2	120	236
土浦市	416	2	271	71	42	5	92	0	50	11	143	78	0	2	0	63	198
石岡市	233	1	140	42	15	1	54	0	22	5	92	52	0	0	0	40	131
常陸太田市	133	0	85	19	14	1	34	0	16	1	48	29	0	0	0	19	84
高萩市	155	9	101	34	49	2	14	0	0	2	45	17	0	0	0	28	49
北茨城市	442	27	316	92	152	0	37	0	26	9	99	32	0	0	0	67	102
笠間市	302	9	183	54	39	0	68	0	22	0	110	69	0	0	0	41	162
取手市	120	1	76	15	12	1	31	2	13	2	43	23	0	0	0	20	65
つくば市	623	5	407	151	63	10	147	0	30	6	211	116	1	0	0	94	314

常陸大宮市	163	2	97	21	12	3	34	0	25	2	64	41	0	0	0	23	101
那珂市	126	0	69	20	11	1	25	1	11	0	57	32	1	1	0	23	84
かすみがうら市	209	5	128	40	27	3	23	1	33	1	76	49	0	0	0	27	97
小美玉市	335	6	212	68	43	0	49	1	49	2	117	59	0	0	0	58	123
茨城町	118	0	70	24	11	0	20	0	14	1	48	33	0	0	0	15	75
大洗町	96	1	54	11	6	1	31	0	5	0	41	18	0	0	0	23	39
大子町	77	0	47	10	9	1	18	0	7	2	30	20	0	0	0	10	51
茨城西南地方広域 市町村圏事務組合	1,583	47	1,053	354	249	9	223	0	175	43	483	246	0	1	0	236	775
筑西広域 市町村圏事務組合	890	16	562	176	136	7	107	0	108	28	312	172	1	0	0	139	469
常総地方広域 市町村圏事務組合	619	12	417	142	57	17	105	2	80	14	190	104	0	0	0	86	314
鹿行広域事務組合	436	3	249	36	29	0	89	0	95	0	184	128	1	0	0	55	215
稲敷地方広域 市町村圏事務組合	962	22	662	187	146	6	114	4	103	102	278	152	0	0	0	126	374
鹿島地方事務組合	3,135	127	2,429	326	1,301	4	107	0	576	115	569	141	2	0	41	385	432
ひたちなか・東海 広域事務組合	716	0	449	114	86	19	138	0	78	9	267	89	0	0	0	178	222
合計	13,367	303	9,141	2,274	2,663	104	1,783	11	1,797	509	3,923	1,931	6	4	43	1,939	5,113

9-2 火薬等取締対象施設の現況

(令和7年9月末現在)

対象別 市町村別	火薬類			猟銃等			火薬						高圧ガス							
	販売	販売 (紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具煙火	実砲庫	庫外貯蔵所	製造所				貯蔵所	販売所	容器検査所	
													製造一種	製造二種	凍冷					計
一種	二種	一種	二種	計																
水戸市	2	5	1	1	1	0	0	1	4	0	2	21	11	65	18	123	217	26	437	4
日立市	7	0	0	1	1	2	0	0	1	0	0	7	32	77	14	64	187	66	184	5
土浦市	1	4	0			2	0	0	0	0	0	5	16	33	5	17	71	15	98	3
古河市	0	2	0			0	0	0	0	0	0	4	18	30	1	28	77	12	113	4
石岡市	1	5	0	1	1	6	0	0	0	0	0	3	4	8		11	23	5	36	1
結城市	1	0	1			0	0	0	1	0	0	3	5	16	1	11	33	9	40	
龍ヶ崎市	1	3	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4	6	12	1	5	24	3	29	2
下妻市	2	2	2	1	1	2	0	0	19	5	1	5	5	6		10	21	3	37	
常陸太田市	0	2	0			0	0	0	0	0	0	0	5	10	2	13	30	6	55	2
高萩市	2	0	0		1	6	0	0	2	0	0	2	5	10	4	15	34	3	43	
北茨城市	2	0	1			0	0	0	1	0	0	2	15	27	9	43	94	21	62	
笠間市	3	2	0	2	2	7	0	0	1	1	2	8	6	24	3	25	58	6	54	
取手市	0	2	0			0	0	0	0	0	0	2	8	6	1	7	22	4	36	1
牛久市	0	1	0			0	0	0	0	0	0	3	7	5	1	13	26	4	22	
つくば市	2	2	1			2	0	5	7	3	0	9	32	105	10	69	216	56	164	9
ひたちなか市	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	8	24	46	11	60	141	24	165	2
鹿嶋市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	5	8	5		6	19	5	70	2
潮来市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	2	1	6		8	15	4	31	
守谷市	0	1	0			0	0	0	0	0	0	1	3	10	4	10	27	2	16	1
常陸大宮市	0	2	0			0	0	0	0	0	0	0	8	18	7	15	48	16	22	
那珂市	0	1	0			0	0	0	0	0	0	3	8	26	4	26	64	20	68	1

筑西市	0	4	1			0	0	0	2	0	0	5	13	25		23	51	20	81	1
坂東市	1	1	0			0	0	0	1	11	0	2	7	9	1	10	27	5	44	
稲敷市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3	4	13	1	11	29	6	28	
かすみがうら市	1	0	0			0	0	1	11	47	0	1	8	5		5	18	6	26	
常総市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	3	16	7	3	15	41	7	44	
桜川市	0	2	1			9	0	0	1	0	2	1	5	10		14	29	8	43	
神栖市	0	1	0			0	0	0	0	0	0	6	54	33	18	80	185	38	99	3
行方市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	3	4		7	14	2	46	
鉾田市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	5	3	2	1	5	11	1	52	
つくばみらい市	0	0	0			0	0	0	0	0	0	2	4	7		2	13	2	28	1
小美玉市	0	0	0			0	0	0	1	5	0	0	16	20		24	60	21	63	2
茨城町	0	0	0			0	0	0	0	0	0	2	7	14	1	8	30	7	50	
大洗町	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	4	14	5	29	52	9	30	
城里町	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	1	8		7	16	3	28	1
東海村	0	1	0			0	0	0	0	0	0	2	5	25	9	32	71	16	44	
大子町	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	3	1	10	25		28	
美浦村	0	0	0			0	0	0	0	1	0	0	5	6	1	2	14	1	6	
阿見町	0	1	0			0	0	0	0	0	0	2	6	17	2	18	43	5	18	1
河内町	1	0	0			0	0	0	1	0	0	0						1	4	
八千代町	0	0	1			0	0	0	1	0	0	0	1	5	2	6	14	3	5	
五霞町	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	5	2		13	20	3	5	
境町	0	1	0			0	0	0	0	0	0	3	5	7	2	6	20	4	22	
利根町	1	0	0			0	0	0	0	0	0	0		1		2	3		4	
計	31	47	9	10	11	37	0	9	55	73	8	134	400	787	143	920	2,250	626	2,620	40

注：高圧ガス

- 1 製造所欄は事業所数
- 2 貯蔵所は第1種貯蔵所＋第2種貯蔵所の数
- 3 販売所は一般高圧ガスの販売所数

9-3 高圧ガス防災事業所一覧

(令和7年9月末現在)

番号	ガスの区分	事業所名	所在地		連絡先	
					電話	
1	可燃性	マルハ産業(株)北茨城営業所	319-1723	北茨城市関本町関本中2820	昼	0293-46-1106
					夜	〃
2	可燃性・支燃性	太平産業(株) 高萩LPガスサービスセンター	318-0021	高萩市安良川岩本891-1	昼	0293-22-1211
					夜	〃
3	可燃性・支燃性・毒性	大陽日酸東関東(株)日立営業所	316-0035	日立市国分町3丁目1-17	昼	0294-36-0811
					夜	〃
4	可燃性	(株)明治商会 日立支店	316-0013	日立市千石町4-4-5	昼	0294-36-1221
					夜	〃
5	〃	(株)エネライフ茨城支社 日立工場	319-1231	日立市留町1270-54	昼	0294-28-1911
					夜	〃
6	〃	ミライフ(株)常陸太田店	313-0044	常陸太田市下河合町171	昼	0120-046-370
					夜	〃
7	〃	茨城通運(株)大宮充填工場	319-2134	常陸大宮市工業団地26-1	昼	0295-52-3141
					夜	〃
8	可燃性・支燃性・毒性	(株)巴商会 東海営業所	311-0102	那珂市向山1003	昼	029-295-2571
					夜	〃
9	可燃性	NX商事(株)水戸LPガス事業所	311-0105	那珂市菅谷4458-81	昼	029-298-0142
					夜	〃
10	可燃性・支燃性	大陽日酸東関東(株)水戸営業所	312-0034	ひたちなか市堀口832-2	昼	029-272-1324
					夜	〃
11	可燃性	(株)エネックス 関東LNG基地 茨城営業所	312-0004	ひたちなか市長砂渚163-37	昼	029-265-3201
					夜	080-2389-2045
12	〃	(株)ミツウロコヴェッセル 東関東支社 茨城営業所	310-0912	水戸市見川5-126-26	昼	029-251-5521
					夜	〃
13	可燃性・支燃性	(株)水戸高圧ガスセンター	310-0852	水戸市笠原町1465	昼	029-241-1218
					夜	029-248-7804

14	"	(株) T O K A I 茨城支店	319-0103	小美玉市柴高735	昼	0299-48-1152
					夜	0299-48-1151
15	可燃性	関彰商事(株)笠間LPGセンター	309-1613	笠間市石井1517-1	昼	0296-72-1022
					夜	"
16	可燃性	アストモスリテイリング(株) 関東カンパニー北関東支店 富士菱石岡営業所	315-0023	石岡市東府中23-4	昼	0299-22-2171
					夜	"
17	"	関彰商事(株)土浦LPGセンター	300-4114	土浦市上坂田1436	昼	029-822-2595
					夜	"
18	可燃性・支燃性	エア・ウォーター東日本(株) つくば	300-2611	つくば市大久保11	昼	029-877-5084
					夜	"
19	"	東京高圧山崎(株)茨城営業所	300-0301	稲敷郡阿見町青宿591	昼	029-887-0543
					夜	080-8877-9720
20	可燃性	(株)ガスワ 北関東阿見営業所	300-1157	稲敷郡阿見町小池651-1	昼	029-889-1289
					夜	"
21	"	塚本産業(株)	300-1221	牛久市牛久町3300	昼	029-872-2222
					夜	"
22	"	関彰商事(株) 下館支店	308-8512	筑西市 一本松1755-2	昼	0296-54-5800
					夜	"
23	"	(株)ガスワ 北関東筑西営業所	308-0802	筑西市横島261-1	昼	0296-21-0560
					夜	"
24	"	J A 茨城エネルギー(株) 県西営業所	304-0005	下妻市半谷735-2	昼	0296-44-4146
					夜	"
25	"	白井石油(株)	303-0021	常総市諏訪町3263-3	昼	0297-22-0775
					夜	0297-22-0241
26	"	ジャパンエナジック(株)古河事業所	306-0111	古河市大和田965	昼	0280-76-5602
					夜	"
27	"	(株)小野里商店 丘里営業所	306-0206	古河市丘里11	昼	0280-98-2121
					夜	0280-98-5847
28	"	(株)渡辺石油	311-1517	鉾田市鉾田1516	昼	0291-32-3640
					夜	0291-33-3188

29	可燃性	(株) 鹿島製油	314-0036	鹿嶋市大船津2691	昼	0299-82-2311
					夜	〃
30	支燃性	エア・ウォーター(株)鹿島工場	314-0014	鹿嶋市光3	昼	0299-84-3180
					夜	0299-83-0016
31	可燃性・毒性	信越化学工業(株)鹿島工場	314-0102	神栖市東和田1	昼	0299-96-3413
					夜	0299-96-3411
32	可燃性・支燃性・毒性	三菱ケミカル(株)茨城事業所	314-0102	神栖市東和田17-1	昼	0299-96-1142
					夜	0299-96-2910
33	支燃性	(株)ティーエムエアー 鹿島事業所	314-0102	神栖市東和田17-6	昼	0299-96-2022
					夜	0299-96-2145
34	可燃性・毒性	(株)カネカ 鹿島工場	314-0102	神栖市東和田28	昼	0299-96-2341
					夜	〃
35	毒性	(株) A D E K A 鹿島食品工場 / 鹿島化学品工場	314-0102	神栖市東和田29	昼	0299-97-3363
					夜	0299-97-3370
36	可燃性・毒性	(株) E N E O S マテリアル 鹿島工場	314-0102	神栖市東和田34-1	昼	0299-96-2510
					夜	〃

9-4 都市ガス事業所一覧

(令和5年10月1日現在)

事業所者		所在地	供給している市町村
東 部 ガ ス (株)	茨城支社	水戸市宮町2-8-14 T E L 029 (231) 2241	水戸市、笠間市、茨城町
	茨城南支社	土浦市有明町2-49 T E L 029 (821) 1107	土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町
	茨城南支社 守谷事業所	守谷市中央1-8-4 T E L 0297 (48) 1354	守谷市、常総市、つくばみらい市
東 京 ガ ス (株)	日立LNG基地	日立市留町字北河原2985-5 T E L 0294 (25) 5801	関東圏内
	茨城支社	つくば市研究学園2-1-2 T E L 029 (848) 5161	
	日立支店	日立市幸町1-22-2 T E L 0294-21-6071	日立市
	つくば支店	つくば市研究学園2-1-2 T E L 029 (848) 5157	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、利根町、阿見町、美浦村、 稲敷市、つくばみらい市
東京ガスネットワーク(株)	日立導管・設備センター	日立市幸町1-22-2 T E L 0294-22-1874	日立市
	茨城南導管・設備センター	つくば市研究学園2-1-2 T E L 029-848-5155	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、利根町、阿見町、美浦村、 稲敷市、つくばみらい市
(株) エ ナ ジ ー 宇 宙	取手事業所	取手市井野32 T E L 0120-1031-24	取手市、守谷市、つくばみらい市
	春日部事業所	埼玉県春日部市大場202 T E L 0120-1031-24	五霞町

9-5 毒性ガス施設事故通報・記録用紙

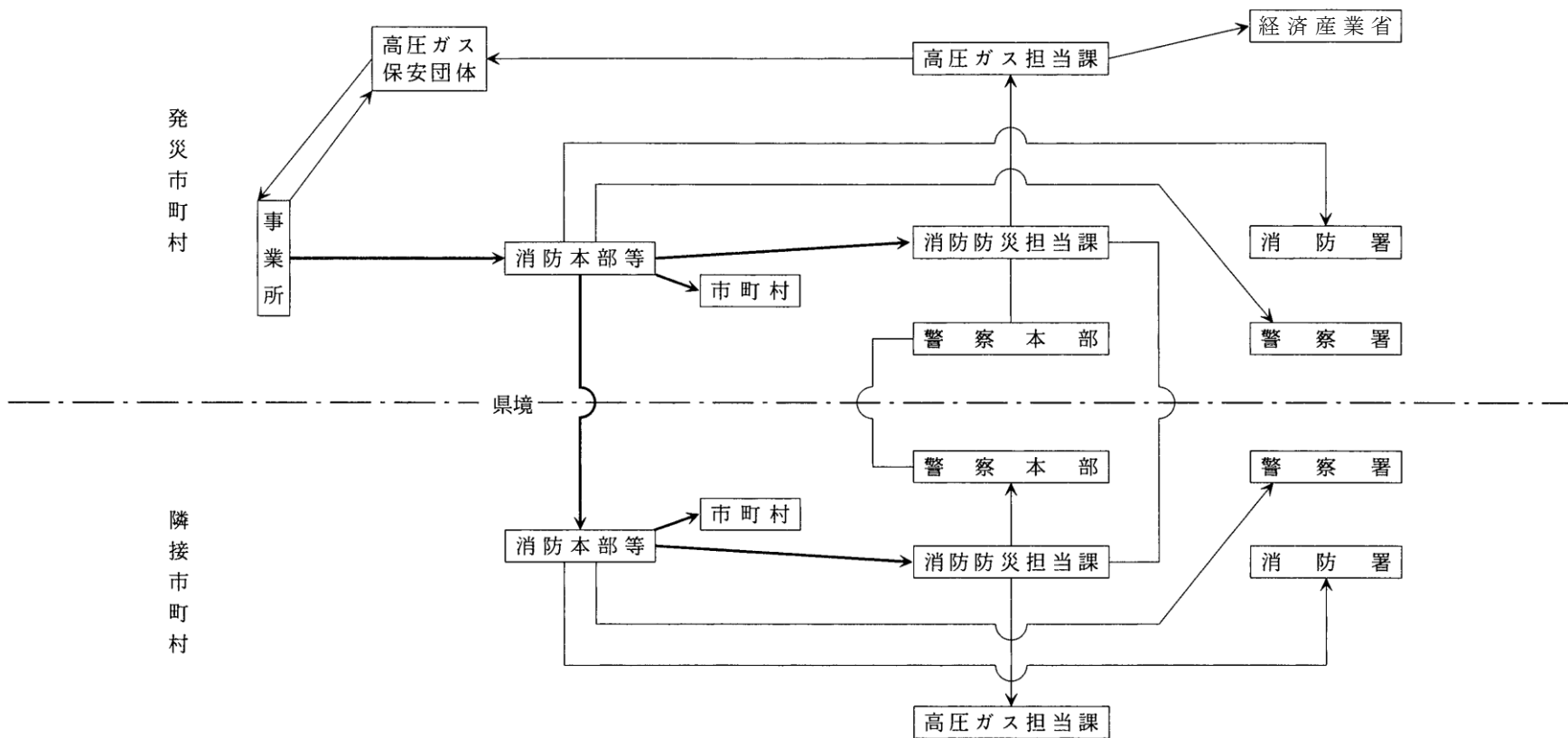
連絡チェック				
連絡先	消 防 警 察	高圧ガス担当課	保 安 団 体	
電 話	119	110	(昼)	
			(夜)	

毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日	午前 時 分 午後
2	発 信 者		
3	発生事業所名	会 社	事業所 (電話)
4	発生事業所所在地	県 市 町 郡 村	丁目 番 号
5	毒性ガス保有量	ガス名	トン k g
6	被 害 状 況		
7	風 向	の風・風下	方向
8	事 故 状 況	1. 噴出漏洩（ガス・液体） 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他（ ）	
9	事 故 箇 所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 トン 4. 整備全部 5. その他	
10	拡 散 予 測	1. 事業所内にとどまる	風上最大 m拡散 2. 事業所外に 風下最大 m拡散
11	事業所の対応策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 附近住民に避難警告	
12	応援等の必要性		
13	備 考		
14	発信・受信日時	年 月 日	午前 時 分 午後
15	受 信 者		

(仕様はB4版)

9-6 毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図



- (注) 1 太線は県際における基幹連絡ルートとする。
 2 「消防本部等」は、消防本部又は非常備市町村をいう。

9-7 毒性ガス漏洩事故時の避難指示文の標準文例（塩素ガス漏洩の場合）

こちら、〇〇市町村広報車です。

本日、〇〇時〇〇分頃、〇〇町〇〇番地にある〇〇工場で塩素ガス漏洩事故が発生しました。

塩素ガスは、毒性ガスですので、目がチカチカし、のどが痛くなります。塩素ガスを多量に吸うと危険ですので、〇〇町〇丁目、〇〇町〇〇丁目の住民の皆さんは、直ちに〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締りを行い、避難袋以外の荷物を持たないで歩いて〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ、警察官、消防吏員、市町村職員の指示に従い、迅速に避難して下さい。

9-8 危険物等災害対策計画関係機関連絡先

部 門	機 関 名	問 合 せ 先	夜 間 ・ 休 日
高 圧 ガ ス 事 故 対 策 協 力 機 関	県 防 災 ・ 危 機 管 理 部	029-301-2891	029-301-2885
	消 防 安 全 課	029-225-3261	090-3244-8939
	(一社) 茨城県高圧ガス保安協会 茨城県高圧ガス地域防災協議会	〃	〃
気 象 情 報 提 供 機 関	水 戸 地 方 気 象 台	029-224-1106	関係機関に別途お知らせしている番号
大 気 情 報 提 供 機 関	県 県 民 生 活 環 境 部 環 境 対 策 課 茨 城 県 霞 ケ 浦 環 境 科 学 セ ン タ ー	029-301-2961 029-828-0960	
水 質 調 査 機 関	県 県 民 生 活 環 境 部 環 境 対 策 課 茨 城 県 霞 ケ 浦 環 境 科 学 セ ン タ ー	029-301-2966 029-828-0960	
放 射 性 物 質 関 連 事 故 関 係 機 関	文 部 科 学 省 水 戸 原 子 力 事 務 所 県 防 災 ・ 危 機 管 理 部 原 子 力 安 全 対 策 課	029-224-3830 029-301-2922	
危 険 物 等 災 害 対 策 出 動 要 請 機 関 (強 毒 性 ガ ス 漏 洩 事 故 対 策)	陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 (陸 上 自 衛 隊 化 学 学 校)	029-274-3211 (048-663-4241)	同 左
河 川 管 理 者 関 係 機 関	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 利 根 川 上 流 河 川 事 務 所	0480-52-3957	
	〃 利 根 川 下 流 河 川 事 務 所	0478-52-6368	
	〃 渡 良 瀬 川 河 川 事 務 所	0284-21-7108	
	〃 下 館 河 川 事 務 所	0296-25-2169	
	〃 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	029-240-4071	
	〃 霞 ケ 浦 河 川 事 務 所	0299-63-2418	
	県 土 木 部 河 川 課	029-301-4477	090-2748-8289
	県 水 戸 土 木 事 務 所	029-225-1311	
	県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所	0295-52-3151	
	県 大 子 工 務 所	02957-2-1713	
	県 常 陸 太 田 工 事 事 務 所	0294-72-6111	
	県 高 萩 工 事 事 務 所	0293-22-2175	
	県 鉾 田 工 事 事 務 所	0291-33-2141	
	県 潮 来 土 木 事 務 所	0299-62-3723	
	県 竜 ケ 崎 工 事 事 務 所	0297-65-3411	
	県 土 浦 土 木 事 務 所	029-822-4340	
	県 筑 西 土 木 事 務 所	0296-24-2211	
県 常 総 工 事 事 務 所	0297-42-2621		
県 境 工 事 事 務 所	0280-87-1231		
河 川 以 外 の 水 路 等 管 理 者	県 農 地 局 農 村 計 画 課	029-301-4145	0299-52-1925
	県 北 農 林 事 務 所	0294-80-3300	
	高 萩 土 地 改 良 事 務 所	0293-22-2379	
	県 央 農 林 事 務 所	029-221-3012	
	鹿 行 農 林 事 務 所	0291-33-6284	
	県 南 農 林 事 務 所	029-822-0841	
	稻 敷 土 地 改 良 事 務 所	029-892-2411	
	県 西 農 林 事 務 所	0296-24-9307	
	霞 ケ 浦 用 水 推 進 課	0296-44-5161	
境 土 地 改 良 事 務 所	0280-87-0822		

部 門	機 関 名	問 合 わ せ 先	夜 間 ・ 休 日
(所 属)	[資料区取水位置番号]		
(茨 城 県)	企 業 局 施 設 課	029-301-4974	090-3094-9422
〃	県南水道事務所(霞ヶ浦) [1]	029-821-3945	同 左
〃	鹿行水道事務所(霞ヶ浦) [2]	0299-82-1121	〃
〃	鱒川浄水場(霞ヶ浦) [3]	0299-83-2551	〃
〃	県西水道事務所(霞ヶ浦) [4]	0296-37-7402	〃
〃	阿見浄水場(霞ヶ浦) [5]	029-889-2330	〃
(潮 来 市)	田の森浄水場(霞ヶ浦) [6]	0299-67-5743	〃
(茨 城 県)	新治浄水場(霞ヶ浦) [4]	029-862-4485	〃
〃	涸沼川浄水場(涸沼川) [7]	0296-78-1001	〃
〃	利根川浄水場(利根川) [8]	0297-73-5651	〃
〃	水海道浄水場(利根川) [9]	0297-27-1410	〃
〃	県中央水道事務所(那珂川) [10]	029-295-1545	〃
(城 里 町)	石塚浄水場(那珂川) [11]	0280-78-1001	〃
(ひ ち な か 市)	上坪浄水場(那珂川) [12]	029-272-6366	〃
(水 戸 市)	楮川浄水場(那珂川) [14]	029-229-7141	〃
〃	開江浄水場(那珂川) [15]	029-251-2398	〃
浄水場(那 珂 市)	後台浄水場(那珂川) [16]	029-295-2452	029-298-5359
維持管(大 洗 町)	夏海浄水場(那珂川) [17]	029-267-2029	同 左
理機関(大 子 町)	大子浄水場(久慈川) [18]	0295-72-2221	0295-72-0321
(常 陸 大 宮 市)	常陸大宮市水道課(久慈川) [20]	0295-52-0427	同 左
(那 珂 市)	那珂市水道事業(久慈川) [21]	029-296-2131	〃
(常 陸 太 田 市)	新地浄水場(久慈川) [22]	0294-76-2842	〃
(那 珂 市)	木崎浄水場(久慈川) [23]	029-295-2451	〃
(常 陸 太 田 市)	瑞竜浄水場(久慈川) [24]	0294-72-0363	〃
(東 海 村)	外宿浄水場(久慈川) [25]	029-282-9200	〃
(日 立 市)	森山浄水場(久慈川) [26]	0294-52-3628	〃
(常 陸 太 田 市)	北部浄水場(山田川) [27]	0294-85-1123	〃
〃	南部浄水場(山田川) [28]	0294-85-1123	〃
〃	大野浄水場(山田川) [29]	0294-76-9449	〃
(北 茨 城 市)	中郷浄水場(大北川) [30]	0293-43-2276	〃
〃	石岡簡易水道(大北川) [31]	0293-42-2068	〃
(高 萩 市)	関口浄水場(大北川) [32]	0293-24-1443	〃
(北 茨 城 市)	華川浄水場(花園川) [33]	0293-42-0538	〃
(高 萩 市)	第1浄水場(花貫川) [34]	0293-23-2104	〃
(北 茨 城 市)	関本簡易水道(里根川) [35]	0293-46-2349	〃

部 門	機 関 名	問 合 せ 先	夜 間 ・ 休 日
環 境 保 全 ・ 高 圧 ガ ス 対 策 県 機 関	県 民 生 活 環 境 部 環 境 対 策 課	029-301-2966	029-301-2885 防 災 電 話 8-602-8412 防 災 電 話 8-603-8413 防 災 電 話 8-604-8418
	県 防 災 ・ 危 機 管 理 部 消 防 安 全 課	029-301-2891	
	県 北 県 民 セ ン タ ー (環 境 ・ 保 安 課) (日 立 商 工 労 働 セ ン タ ー)	0294-80-3355 0294-21-6711	
	鹿 行 県 民 セ ン タ ー (環 境 ・ 保 安 課)	0291-33-6056	
	県 南 県 民 セ ン タ ー (環 境 ・ 保 安 課)	029-822-7067	
	県 西 県 民 セ ン タ ー (環 境 ・ 保 安 課)	0296-24-9140	
火 薬 類 対 策 機 関	県 防 災 ・ 危 機 管 理 部 消 防 安 全 課	029-301-3594	029-301-2885
	(一 社) 茨 城 県 火 薬 類 保 安 協 会	029-301-0678	
都 市 ガ ス 対 策	関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 保 安 課	048-600-0416	
	東 京 ガ ス (株) 茨 城 支 社	029-848-5161	
	東 部 ガ ス (株)	029-231-2241	
	(株) エ ナ ジ ー 宇 宙	0120-1031-24	

9-9 応急対策協力事業所及び県化学消火薬剤備蓄消防本部

〈応急対策協力事業所〉

分類	協力対象物質	応急対策協力事業所	問い合わせ先	夜間・休日
無機物質	強酸類	ダイキン工業(株)鹿島製作所	0479-46-2441	同 左
		AGCセイミケミカル(株)鹿島工場	0299-84-0808	
		鹿島北共同発電(株)	0299-96-2097	0299-96-2337
		DIC(株)鹿島工場	0299-93-8111	同 左
		日鉄ケミカル&マテリアル(株) コールケミカル事業部鹿島製造所	0299-84-3555	同 左
有機物質(直鎖系)	強アルカリ類	(株)ADEKA鹿島工場	0299-96-2215	0299-96-2212
	塩素系	(株)ADEKA鹿島工場	0299-97-3360	同 左
	酸化剤	三菱瓦斯化学(株)鹿島工場	0299-96-3121	同 左
	アンモニア系	三菱ケミカル(株)茨城事業所	0299-96-1142	0299-96-1130
	半導体薬品	日本テキサスインスツルメンツ(株) 美浦工場	029-885-3311	
有機物質(直鎖系)	ケトン、アルデヒド類	(株)レゾナック(株)五井事業所(鹿島)	0479-46-2011	同 左
		(株)クラレ鹿島事業所	0299-96-1011	
	エピクロルヒドリン系	鹿島ケミカル(株)本社工場	0299-93-8611	同 左
		酸化エチレン系	三菱ケミカル(株)茨城事業所 AGC(株)鹿島工場	0299-96-1142 0299-96-5034
	アルキレンオキサイド系	日本乳化剤(株)鹿島工場	0299-93-8611	同 左
	アセトニトリル系	(株)ENEOSマテリアル	0299-96-2510	0299-96-2510
	くん蒸剤	鹿島サイロ(株)鹿島工場	0299-92-9885	0299-92-3769
		昭和産業(株)鹿島工場	0299-92-1212	
	塩化ビニル系	信越化学工業(株)鹿島工場	0299-96-3413	0299-96-3411
		(株)カネカ鹿島工場	0299-96-2341	同 左
塩化メチル系	花王(株)鹿島工場	0299-93-8311	0299-92-2324	
	(株)カネカ鹿島工場	0299-96-2341	同 左	
アゾビスイソブチロニトリル系	信越化学工業(株)鹿島工場	0299-96-3413	0299-96-3411	
	(株)カネカ鹿島工場	0299-96-2341	同 左	
アミン系	(株)ニチノーサービス鹿島事業所	0479-46-3535		
農薬類	(株)ニチノーサービス鹿島事業所	0479-46-3535		

分類	協力対象物質	応急対策協力事業所	問い合わせ先	夜間・休日
(芳香族系)	アニリン系	D I C (株) 鹿島工場	0299-93-8111	同 左
	ニトロベンゼン系	D I C (株) 鹿島工場	0299-93-8111	同 左
	クロルスルホン酸	D I C (株) 鹿島工場	0299-93-8111	同 左
	フェノール、クレゾール系	エア・ウォーターケミカル(株)カンパニー鹿島工場	0299-84-3555	同 左
	アルキルアルミニウム類	(株) E N E O S マテリアル三菱ケミカル(株)茨城事業所	0299-96-2510 0299-96-1142	0299-96-2510 0299-96-1130
	石油品類	鹿島石油(株)鹿島製油所	0299-97-3104	0299-97-3163
高圧ガス	高圧ガス O ₂ N ₂ H ₂	(株)ティーエムエアー鹿島事業所	0299-96-2021	同 左
	LPG、低沸点炭化水素類	鹿島液化ガス共同備蓄(株)三菱ケミカル(株)茨城事業所	0299-97-3511 0299-96-1142	同 左 0299-96-1130
中和剤	酸中和剤	扶桑化学工業(株) 日立寒水石(株) ダイキン工業(株)	0299-96-3111 0294-35-4111 0479-46-3361	同 左
問い合わせ機関		県防災・危機管理部 消防安全課	029-301-2873	029-301-2885

〈県化学消火薬剤備蓄消防本部〉

県化学消火薬剤備蓄消防本部	問い合わせ先	夜間・休日
県防災・危機管理部消防安全課	029-301-2896	029-301-2885
水戸市消防局	029-221-0111	同 左
日立市消防本部	0294-24-0119	同 左
土浦市消防本部	029-821-0119	同 左
鹿島地方事務組合消防本部	0299-96-0119	同 左
茨城西南広域消防本部	0280-47-0119	同 左
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	0296-20-0119	同 左

10 輸 送

10-1 緊急輸送道路一覧

※今後概ね5年以内に共用予定を含む

第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)			
E6	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
E50	北関東自動車道	筑西市県境(栃木県)から	水戸市元石川町(水戸南IC)まで
E51	東関東自動車道水戸線	潮来市県境(千葉県)から	潮来市延方(潮来IC)まで
	〃	鉾田市飯名(鉾田IC)から	東茨城郡茨城町越安(茨城町JCT)まで
	〃(建設中区間)	潮来市延方(潮来IC)から	鉾田市飯名(鉾田IC)まで
(一般国道自動車専用道路)			
C4	首都圏中央連絡自動車道	猿島郡五霞町県境(埼玉県)から	稲敷郡河内町県境(千葉県)まで
E50	東水戸道路	水戸市元石川町(水戸南IC)から	ひたちなか市部田野(ひたちなかIC)まで
(有料道路)			
E50	常陸那珂有料道路	ひたちなか市新光町(ひたち海浜公園IC)から	ひたちなか市部田野(ひたちなかIC)まで
354	水海道有料道路	常総市豊岡町細野中 主要地方道取手豊岡線交差から	常総市小山戸町 一般県道谷和原筑西線交差まで
66	日立有料道路	日立市助川町(日立中央IC)から	日立市白銀町3丁目 主要地方道日立山方線交差まで
(一般国道)			
4	国道4号	猿島郡五霞町県境(埼玉県)から	古河市県境(栃木県)まで
	〃	古河市県境(埼玉県)から	古河市県境(栃木県)まで
	〃	結城市県境(栃木県)から	結城市県境(栃木県)まで
6	国道6号	取手市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
	〃	つくば市西大井 国道408号交差(大井北交差点)から	土浦市西根南3丁目 主要地方道土浦つくば線交差(中村西根交差点)まで
	〃	水戸市酒門町 国道50号交差(酒門町交差点)から	水戸市元石川町 北関東自動車道(水戸南IC)まで
	〃	日立市旭町3丁目 国道245号交差(旭町交差点)から	日立市東滑川町3丁目 国道6号交差まで
50	国道50号	結城市県境(栃木県)から	水戸市三の丸1丁目 国道51号交差(水戸駅前交差点)まで
	〃	水戸市大塚町 国道50号交差(大塚池の端交差点)から	水戸市酒門町 国道6号交差(酒門町交差点)まで
51	国道51号	稲敷市県境(千葉県)から	水戸市三の丸1丁目 国道50号交差(水戸駅前交差点)まで
118	国道118号	水戸市末広町1丁目 一般県道上水戸停車場千波公園線交差(末広町1丁目交差点)から	久慈郡大子町県境(福島県)まで

	〃	水戸市大町3丁目 国道118号交差(大町3丁目交差点)から	水戸市金町1丁目 国道118号交差(気象台前交差点)まで
	〃	久慈郡大子町袋田 国道118号交差から	久慈郡大子町北田気 国道118号交差まで
123	国道123号	常陸大宮市県境(栃木県)から	常陸大宮市野口 常陸大宮市道交差まで
	〃	常陸大宮市野口 主要地方道常陸大宮御前山線交差(野口交差点)から	水戸市袴塚3丁目 国道118号交差まで
124	国道124号	神栖市県境(千葉県)から	鹿嶋市宮中 国道51号交差(消防署南交差点)まで
125	国道125号	稲敷市西代 国道51号交差(北田交差点)から	土浦市中 国道6号交差(中村陸橋下交差点)まで
	〃	土浦市若松町 主要地方道土浦笠間線交差(若松町交差点)から	古河市旭町2丁目 国道125号交差まで
	〃(古河拡幅供用まで)	古河市旭町2丁目 国道125号交差から	古河市旭町1丁目 国道4号交差(三杉町交差点)まで
	〃(古河拡幅供用から)	古河市旭町2丁目 国道125号交差から	古河市三杉町 国道4号交差まで
245	国道245号	水戸市塩崎 国道51号交差(塩崎交差点)から	日立市鹿島町2丁目 国道6号交差(国道245号入口交差点)まで
293	国道293号	日立市留町 国道245号交差(留町交差点)から	常陸太田市幡町 常陸太田市道交差まで
	〃	常陸太田市久米町 国道293号交差から	常陸大宮市県境(栃木県)まで
	〃(常陸太田東バイパス供用まで)	常陸太田市山下町 国道349号交差(三才町交差点)から	常陸太田市久米町 国道293号交差まで
	〃(常陸太田東バイパス供用から)	常陸太田市瑞龍町 国道349号交差から	常陸太田市久米町 国道293号交差まで
294	国道294号	取手市白山1丁目 国道6号交差(国道294号入口交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
349	国道349号	水戸市梅香2丁目 主要地方道水戸神栖線交差から	常陸太田市県境(福島県)まで
354	国道354号	古河市県境(埼玉県)から	猿島郡境町塚崎 一般県道境間々田線交差(境特別支援北交差点)まで
	〃	猿島郡境町塚崎 一般県道境間々田線交差(塚崎南交差点)から	坂東市上出島 坂東市道交差(上出島交差点)まで
	〃	猿島郡境町猿山 主要地方道結城野田線交差から	猿島郡境町蛇池 首都圏中央連絡自動車道(境古河IC)まで
	〃	坂東市岩井 一般県道中里坂東線交差から	常総市豊岡町 主要地方道取手豊岡線交差まで
	〃	常総市小山戸町 一般県道谷和原筑西線交差から	土浦市中 国道6号交差(中村陸橋下交差点)まで
	〃	土浦市若松町 主要地方道土浦笠間線交差(若松町交差点)から	鉾田市汲上 国道51号交差(大洋総合支所入口交差点)まで
	〃((仮)つくばみらいSIC供用から)	常総市新井木町 国道294号交差(新井木交差点)から	常総市新井木町 一般県道下妻常総線交差(大和橋北交差点)まで
	〃(境岩井バイパス供用開始から)	猿島郡境町蛇池 首都圏中央連絡自動車道(境古河IC)から	坂東市伏木 国道354号交差まで
355	国道355号	潮来市永山 国道51号交差(永山交差点)から	石岡市東石岡1丁目 国道6号交差(山王台交差点)まで
	〃	石岡市正上内 主要地方道石岡筑西線交差(正上内交差点)から	石岡市正上内 一般県道上吉影岩間線交差(石岡小美玉IC入口交差点)まで
	〃	石岡市国府7丁目 国道6号交差(恋瀬橋北交差点)から	笠間市石井 主要地方道宇都宮笠間線交差(石井交差点)まで
356	国道356号	千葉県銚子市 一般県道銚子波崎線交差(利根かもめ大橋交差点)から	千葉県香取市 主要地方道成田小見川鹿島港線交差(小見川大橋入口交差点)まで
408	国道408号	稲敷郡河内町県境(千葉県)から	つくば市田中 国道125号交差(田中交差点)まで

461	国道 461 号	久慈郡大子町県境(栃木県)から	久慈郡大子町池田 国道 118 号交差(湯の里大橋交差点)まで
	〃	久慈郡大子町袋田 国道 118 号交差(袋田の滝入口交差点)から	日立市伊師 国道 6 号交差(国道 461 号入口交差点)まで
(主要地方道)			
1	宇都宮笠間線	笠間市県境(栃木県)から	笠間市石井 国道 50 号交差(石井交差点)まで
2	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町 国道 51 号交差から	東茨城郡大洗町大貫町 国道 51 号交差(大洗サンビーチ入口交差点)まで
	〃	鉾田市滝浜 国道 51 号交差から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道小川鉾田線交差(塔ヶ崎交差点)まで
	〃(東関東自動車道水戸線(潮来 IC~鉾田 IC)供用から)	行方市麻生 主要地方道水戸神栖線交差(一丁窪北交差点)から	行方市麻生 国道 355 号交差(麻生交差点)まで
5	竜ヶ崎潮来線	稲敷市角崎 国道 408 号交差(角崎交差点)から	稲敷市幸田 国道 125 号交差(幸田交差点)まで
7	石岡筑西線	石岡市旭台 1 丁目 国道 6 号交差(旭台 1 丁目交差点)から	筑西市茂田 筑西市道交差まで
8	小川鉾田線	小美玉市田木谷 国道 355 号交差(田木谷交差点)から	小美玉市中延 主要地方道玉里水戸線交差(横町交差点)まで
	〃	小美玉市与沢 一般県道大和田羽生線交差(茨城空港南交差点)から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(塔ヶ崎交差点)まで
12	那須烏山御前山線	常陸大宮市野口 常陸大宮市道交差から	常陸大宮市野口 主要地方道常陸大宮御前山線交差(野口交差点)まで
14	筑西つくば線	筑西市東榎生 筑西市道交差から	筑西市上川中子 筑西市道交差まで
16	大洗友部線	東茨城郡茨城町中央工業団地 主要地方道玉里水戸線交差(中央工業団地北交差点)から	笠間市仁古田 主要地方道石岡城里線交差まで
	〃	笠間市平町 国道 355 号交差(穴戸小学校前交差点)から	笠間市平町 国道 355 号交差(友部 IC 入口交差点)まで
	〃(大洗友部線バイパス供用から)	東茨城郡茨城町小鶴 国道 6 号(小鶴西交差点)から	東茨城郡茨城町中央工業団地 主要地方道玉里水戸線交差(中央工業団地北交差点)まで
17	結城野田線	猿島郡境町猿山 国道 354 号交差から	猿島郡境町境新吉町 国道 354 号交差(道の駅さかい前交差点)まで
18	茨城鹿島線	東茨城郡茨城町奥谷 主要地方道大洗友部線交差(奥谷交差点)から	鉾田市紅葉 一般県道紅葉石岡線交差(紅葉北交差点)まで
	〃	鉾田市飯名 一般県道鉾田茨城線交差から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(塔ヶ崎坂上交差点)まで
19	取手つくば線	つくば市谷田部 常磐自動車道(谷田部 IC)から	つくば市柳橋 首都圏中央連絡自動車道(つくば中央 IC)まで
	〃((仮)つくばみらい SIC 供用から)	取手市清水 国道 6 号交差(酒詰交差点)から	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差まで
20	結城坂東線	坂東市弓田 首都圏中央連絡自動車道(坂東 IC)から	坂東市岩井 国道 354 号交差まで
22	北茨城大子線	北茨城市磯原町本町 3 丁目 国道 6 号交差(磯原町交差点)から	北茨城市磯原町豊田 主要地方道北茨城インター線交差(北茨城 I.C 南交差点)まで
24	土浦境線	つくば市天王台 1 丁目 主要地方道土浦つくば線交差(柴崎交差点)から	つくば市西平塚 国道 408 号交差(西平塚交差点)まで
25	土浦稲敷線(バイパス供用開始から)	牛久市ひたち野東 1 丁目 牛久市道交差(ひたち野東交差点)から	稲敷郡阿見町実穀 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差まで
34	竜ヶ崎阿見線	牛久市久野町 主要地方道竜ヶ崎阿見線交差から	稲敷郡阿見町追原 国道 125 号交差(追原交差点)まで
	〃(バイパス供用開始まで)	牛久市正直町 国道 408 号交差(正直町交差点)から	牛久市久野町 主要地方道竜ヶ崎阿見線交差まで
	〃(バイパス供用開始から)	牛久市島田町 国道 408 号交差から	牛久市久野町 主要地方道竜ヶ崎阿見線交差まで

36	日立山方線	日立市宮田町2丁目 国道6号交差(桐木田交差点)から	日立市白銀町3丁目 日立有料道路交差(日立中央IC入口交差点)まで
38	那珂湊那珂線	ひたちなか市峰後 国道245号交差(関戸北交差点)から	那珂市豊喰 国道118号交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町 主要地方道石岡城里線交差から	東茨城郡茨城町長岡 国道6号交差(長岡立体交差点)まで
43	茨城岩間線	東茨城郡茨城町奥谷 主要地方道大洗友部線交差(奥谷交差点)から	東茨城郡茨城町奥谷 国道6号交差(奥谷立体交差点)まで
	〃	東茨城郡茨城町小幡 国道6号交差(小幡南交差点)から	笠間市押辺 国道355号交差まで
45	つくば真岡線	つくば市真瀬 国道354号交差(真瀬入口交差点)から	つくば市島名 一般県道土浦坂東線交差まで
48	土浦竜ヶ崎線	土浦市小松3丁目 国道125号交差(小松坂下交差点)から	土浦市右靱町 国道125号交差まで
	〃	稲敷郡阿見町小池 首都圏中央連絡自動車道(牛久阿見IC)から	牛久市岡見町 国道408号交差(岡見下宿交差点)まで
	〃 (バイパス供用開始から)	稲敷郡阿見町実穀 主要地方道土浦稲敷線交差から	稲敷郡阿見町小池 首都圏中央連絡自動車道(牛久阿見IC)まで
49	江戸崎新利根線	稲敷市佐倉 国道125号交差(姥神交差点)から	稲敷市松山 国道408号交差(松山交差点)まで
50	水戸神栖線	水戸市千波町 国道50号交差(サントル千波交差点)から	水戸市米沢町 国道50号交差(米沢町交差点)まで
	〃	水戸市常磐町 水戸市道交差から	水戸市梅香2丁目 国道349号交差まで
	〃	潮来市須賀 国道51号交差(須賀交差点)から	神栖市筒井 国道124号交差(平泉交差点)まで
	〃 (東関東自動車道水戸線(潮来IC~鉾田IC供用から)	行方市麻生 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(一丁窪北交差点)から	行方市石神 行方市道交差まで
52	石岡城里線	水戸市鯉淵町 主要地方道内原塩崎線交差から	水戸市中原町 国道50号交差(内原跨線橋北交差点)まで
55	土浦つくば線	土浦市中村南4丁目 国道6号交差(学園東大通り入口交差点)から	土浦市西根南3丁目 国道6号交差(中村西根交差点)まで
57	常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 主要地方道常陸那珂港山方線交差(常陸那珂港IC)から	ひたちなか市新光町 常陸那珂有料道路交差(ひたち海浜公園IC)まで
59	玉里水戸線	小美玉市中延 主要地方道小川鉾田線交差から	小美玉市中延 一般県道紅葉石岡線交差(中延北交差点)まで
	〃	東茨城郡茨城町中央工業団地 北関東自動車道(茨城町西IC)から	水戸市高田町 主要地方道内原塩崎線交差(高田十字路交差点)まで
62	常陸那珂港山方線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 主要地方道常陸那珂港南線交差(常陸那珂港IC)から	東海村照沼 国道245号交差(常陸那珂港区入口)まで
	〃	那珂郡東海村石神外宿 国道6号交差(二軒茶屋交差点)から	那珂郡東海村石神外宿 東海村道交差まで
64	土浦笠間線	石岡市宇治会 石岡市道交差(宇治会交差点)から	笠間市福原 国道50号交差まで
65	那珂インター線	那珂市飯田 国道118号交差(下新田交差点)から	那珂市福田 常磐自動車道(那珂IC)まで
67	高萩インター線	高萩市高戸 国道6号交差(高戸交差点)から	高萩市上手綱 常磐自動車道(高萩IC)まで
69	北茨城インター線	北茨城市磯原町豊田 主要地方道北茨城大子線交差(北茨城IC南交差点)から	北茨城市磯原町豊田 常磐自動車道(北茨城IC)まで
(一般県道)			
101	潮来佐原線	潮来市洲崎 国道51号交差(洲崎交差点)から	潮来市延方 主要地方道水戸神栖線交差まで
103	江戸崎下総線	稲敷市桑山 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差から	稲敷市桑山 首都圏中央連絡自動車道(稲敷東IC)まで
105	友部内原線	笠間市東平3丁目 一般県道杉崎友部線交差から	水戸市五平町 水戸市道交差(五平東交差点)まで

110	銚田茨城線	銚田市飯名 主要地方道茨城鹿島線交差から	銚田市飯名 東関東自動車道(銚田 IC)まで
123	土浦坂東線	つくば市島名 首都圏中央連絡自動車道(つくば SIC)から	つくば市島名 主要地方道つくば真岡線交差まで
130	常総取手線((仮)つくばみらい SIC 供用から)	常総市新井木町 国道 354 号交差(大和橋北交差点)から	つくばみらい市谷井田 主要地方道取手つくば線交差まで
138	石岡つくば線	石岡市月岡 一般県道月岡真壁線交差から	土浦市大志戸 一般県道小野土浦線交差(朝日トンネル南交差点)まで
144	紅葉石岡線	銚田市紅葉 主要地方道茨城鹿島線交差(紅葉北交差点)から	小美玉市中延 主要地方道玉里水戸線交差(中延北交差点)まで
145	上吉影岩間線	小美玉市竹原 小美玉市道交差から	石岡市正上内 国道 355 号交差(石岡小美玉 IC 入口交差点)まで
150	月岡真壁線	石岡市月岡 一般県道石岡つくば線交差から	石岡市小幡 主要地方道笠間つくば線交差まで
169	菅谷小原内水戸線	那珂市菅谷堀之内 国道 349 号交差(堀之内交差点)から	那珂市後台 那珂市道交差(後台駒潜交差点)まで
180	長岡水戸線	水戸市東野町 国道 6 号交差(東野町交差点)から	水戸市吉沢町 水戸市道交差(吉沢交差点)まで
181	宮ヶ崎小幡線	東茨城郡茨城町鳥羽田坂東 主要地方道茨城鹿島線交差(鳥羽田交差点)から	東茨城郡茨城町小幡 国道 6 号交差(小幡南交差点)まで
190	境間々田線	猿島郡境町塚崎 国道 354 号交差(塚崎南交差点)から	猿島郡境町塚崎 国道 354 号交差(境特別支援北交差点)まで
193	杉崎友部線	笠間市東平3丁目 一般県道友部内原線交差から	笠間市平町 一般県道平友部停車場線交差まで
199	小野土浦線	土浦市大志戸 一般県道石岡つくば線交差(朝日トンネル南交差点)から	土浦市大畑 国道 125 号交差まで
201	藤沢荒川沖線	つくば市下大島 国道 125 号交差から	つくば市桜 つくば市道交差まで
239	粟生木崎線	鹿嶋市粟生 一般県道鹿島港線交差(粟生交差点)から	神栖市居切 一般県道鹿島港潮来インター線交差まで
255	鹿島港線	鹿嶋市平井 鹿嶋市道交差から	鹿嶋市明石 国道 51 号交差(スタジアム北交差点)まで
256	鹿島港潮来インター線	神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差から	神栖市掘割3丁目 国道 124 号交差(掘割川交差点)まで
263	土浦港線	土浦市川口2丁目 土浦市道交差から	土浦市川口2丁目 土浦市道交差まで
281	平友部停車場線	笠間市橋爪 笠間市道交差(橋爪はなさか交差点)から	笠間市平町 一般県道杉崎友部線交差まで
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市末広町1丁目 国道 118 号交差(末広町1丁目交差点)から	水戸市大工町1丁目 国道 50 号交差(大工町交差点)まで
359	茨城空港線	茨城空港から	小美玉市野田 一般県道紅葉石岡線交差まで
360	大和田羽生線	小美玉市外之内 一般県道茨城空港線交差(茨城空港前交差点)から	行方市羽生 国道 355 号交差まで
(市町村道)			
	水戸市道幹線 3 号線	水戸市梅香1丁目 主要地方道水戸神栖線交差から	水戸市米沢町 国道 50 号交差(米沢町交差点)まで
	水戸市道幹線 3 号線	水戸市米沢町 主要地方道水戸神栖線交差(米沢町東交差点)から	水戸市吉沢町 一般県道長岡水戸線交差(吉沢交差点)まで
	水戸市道上市 198 号線	水戸市大町3丁目 国道 118 号交差(大町3丁目交差点)から	水戸市南町3丁目 国道 50 号交差(南町3丁目交差点)まで
	水戸市道内原 7-58 号線	水戸市内原町 主要地方道石岡城里線交差から	水戸市五平町 一般県道友部内原線交差(五平東交差点)まで
	土浦市道 I-11 号線	土浦市川口2丁目 一般県道土浦港線交差から	土浦市木田余町4区 国道 354 号交差(木田余跨線橋東交差点)まで
	土浦市道 I-22 号線	土浦市小松1丁目 国道 125 号交差(小松坂下交差点)から	土浦市川口2丁目 一般県道土浦港線交差まで

	石岡市道 A2485 号線	石岡市正上内 一般県道上吉影岩間線交差(石岡小美玉 IC 入口交差点)から	石岡市正上内 常磐自動車道(石岡小美玉 SIC)まで
	石岡市道 B101 号線	石岡市小幡 主要地方道笠間つくば線から	石岡市宇治会 主要地方道土浦笠間線(宇治会交差点)まで
	石岡市道 B3760 号線(上曾トンネル供用から)	石岡市上曾 主要地方道石岡筑西線交差から	石岡市境(桜川市)まで
	常陸太田市道 5273 号線	常陸太田市内堀町 国道 349 号交差(内堀町東交差点)から	常陸太田市幡町 国道 293 号交差まで
	笠間市道(友) 2121 号線	笠間市平町 国道 355 号交差(穴戸小学校前交差点)から	笠間市橋爪 一般県道平友部停車場線交差(橋爪はなさか交差点)まで
	笠間市道(友) I-9 号線	笠間市湯崎 笠間市道交差から	笠間市仁古田 主要地方道石岡城里線交差まで
	笠間市道(友)4159 号線	笠間市湯崎 笠間市道交差から	笠間市湯崎 常磐自動車道(友部 SIC)まで
	笠間市道(友)4168 号線	笠間市長兎路 笠間市道交差から	笠間市長兎路 常磐自動車道(友部 SIC)まで
	取手市道 0114 号線	取手市白山 8 丁目 国道 294 号交差(白山 7 丁目交差点)から	取手市桑原 国道 6 号交差(桑原交差点)まで
	つくば市道 1014 号線	つくば市天王台 1 丁目 主要地方道土浦つくば線交差(柴崎交差点)から	つくば市桜 2 丁目 一般県道藤沢荒川沖線交差まで
	ひたちなか市道 1 級 2 号線, 1 級 22 号線	ひたちなか市境(那珂市)から	ひたちなか市新光町 国道 245 号交差まで
	鹿嶋市道 0210 号線	鹿嶋市平井 一般県道鹿島港線交差から	鹿嶋市平井 (鹿島港)臨港道路交差まで
	常陸大宮市道 60382 号線	常陸大宮市野口 国道 123 号交差から	常陸大宮市野口 主要地方道那須烏山御前山線交差まで
	那珂市道 6-17 号線	那珂市後台 一般県道菅谷小原内水戸線(後台駒潜交差点)から	那珂市飯田 主要地方道那珂インター線交差(飯田押敷交差点)まで
	那珂市道 6-18 号線	那珂市境(ひたちなか市)から	那珂市菅谷 国道 349 号交差(堀之内交差点)まで
	筑西市道 下 5B-687 号線, 協 111 号線	筑西市蓮沼 国道 50 号交差から	筑西市茂田 主要地方道石岡筑西線交差まで
	筑西市道下 5B-811 号線, 下 5B-825 号線	筑西市茂田 主要地方道石岡筑西線交差から	筑西市上川中子 主要地方道筑西つくば線交差(筑西大橋)まで
	筑西市道下 5B-851 号線, 下 5B-588 号線, 下 5B-326 号線	筑西市東榎生 主要地方道筑西つくば線交差(筑西大橋)から	筑西市一本松 国道 294 号線交差まで
	坂東市道岩一級 15 号線	坂東市上出島 国道 354 号交差(上出島交差点)から	坂東市岩井 一般県道中里坂東線交差まで
	桜川市道 M2753 号線(上曾トンネル供用から)	桜川市真壁町山尾 主要地方道石岡筑西線交差(真壁消防署前交差点)から	桜川市境(石岡市)まで
	行方市道(麻)1-17 号線(東関東自動車道水戸線(潮来 IC~銚田 IC 供用から))	行方市石神 主要地方道水戸神栖線交差から	行方市石神 東関東自動車道水戸線((仮麻生 IC)まで
	小美玉市道小 10916 号線	小美玉市竹原 小美玉市道交差(竹原中郷交差点)から	小美玉市野田 一般県道紅葉石岡線交差まで
	東海村道 1009 号線, 1015 号線, 1016 号線, 1019 号線, 1023 号線, 1413 号線, 1415 号線	那珂郡東海村石神外宿 主要地方道常陸那珂港山方線交差から	常磐自動車道(東海 SIC)まで
(臨港道路)			
	(茨城港常陸那珂港区)臨港道路 4 号線	東海村照沼 主要地方道常陸那珂港山方線交差から	東海村照沼 (茨城港常陸那珂港区)臨港道路交差まで
	(茨城港常陸那珂港区)臨港道路 5 号線	東海村照沼 (茨城港常陸那珂港区)臨港道路交差から	茨城港常陸那珂港区まで
	(茨城港大洗港区)第 3 ふ頭道路 (B, C, D)	大洗町港中央 主要地方道水戸銚田佐原線交差から	茨城港大洗港区まで
	(茨城港日立港区)臨港道路 4 号線	日立市みなと町 国道 245 号交差から	茨城港日立港区まで

	(鹿島港)外港公共1号線	鹿嶋市平井 鹿嶋市道交差から	鹿島港まで
--	--------------	----------------	-------

第2次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(有料道路)			
68	若草大橋有料道路	北相馬郡利根町加納新田 主要地方道取手東線交差から	北相馬郡利根町県境(千葉県)まで
198	利根かもめ大橋有料道路	神栖市県境(千葉県)から	神栖市谷田部東海 国道124号交差まで
	〃	千葉県銚子市 国道356号交差(利根かもめ大橋交差点)から	神栖市県境(千葉県)まで
(一般国道)			
125	国道125号	稲敷郡阿見町青宿 主要地方道竜ヶ崎阿見線交差(阿見坂下交差点)から	土浦市大和町 主要地方道土浦境線交差まで
	〃	土浦市立田町 国道354号交差(亀城公園北交差点)から	土浦市若松町 主要地方道土浦笠間線交差(若松町交差点)まで
354	国道354号	坂東市上出島 坂東市道交差(上出島交差点)から	常総市新井木町 国道294号交差(新井木交差点)まで
	〃	土浦市中 国道6号交差(中村陸橋下交差点)から	土浦中央1丁目 国道125号交差(亀城公園北交差点)まで
	〃((仮)つくばみらいSIC供用まで)	常総市新井木町 国道294号交差(新井木交差点)から	常総市新井木町 一般県道下妻常総線交差(大和橋北交差点)まで
355	国道355号	潮来市牛堀 国道51号交差(山下交差点)から	潮来市堀之内 一般県道繁昌潮来線交差まで
	〃	笠間市橋爪 主要地方道大洗友部線交差から	笠間市平町 主要地方道大洗友部線交差(大洗小学校交差点)まで
356	国道356号	千葉県香取市小見川 主要地方道成田小見川鹿島港線交差から	千葉県香取市八日市場 主要地方道成田小見川鹿島港線交差(小見川大橋入口交差点)まで
(主要地方道)			
2	水戸鉾田佐原線	鉾田市鉾田 主要地方道茨城鹿島線交差(中根交差点)から	鉾田市鉾田 主要地方道小川鉾田線交差まで
	〃	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道小川鉾田線交差(塔ヶ崎交差点)から	行方市麻生 国道355号交差(麻生交差点)まで
3	つくば野田線	つくばみらい市小絹 国道294号交差(小絹東交差点)から	坂東市県境(千葉県)まで
4	千葉竜ヶ崎線	北相馬郡利根町県境(千葉県)から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差(馴柴東交差点)まで
5	竜ヶ崎潮来線	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差(馴柴東交差点)から	龍ヶ崎市大徳町 一般県道河内竜ヶ崎線交差(大徳交差点)まで
6	水戸那珂湊線	ひたちなか市峰後 国道245号交差(関戸北交差点)から	ひたちなか市湊本町 一般県道那珂湊大洗線交差(湊本町交差点)まで
7	石岡筑西線	筑西市茂田 筑西市道交差から	筑西市丙 主要地方道石岡筑西線交差(桜町交差点)まで
	〃	筑西市横塚 国道50号交差(下館バイパス横塚入口交差点)から	筑西市西谷貝 国道294号交差(西谷貝交差点)まで
8	小川鉾田線	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(塔ヶ崎交差点)から	鉾田市鉾田 主要地方道水戸鉾田佐原線交差まで
10	日立いわき線	日立市滑川町2丁目 国道6号交差(国土交通省前交差点)から	日立市十王町友部 一般県道高萩友部線交差(十王郵便局前交差点)まで
	〃	北茨城市華川町下相田 主要地方道北茨城インタ一線交差(下相田交差点)から	北茨城市県境(福島県)まで
11	取手東線	取手市新町4丁目 国道6号交差から	北相馬郡利根町布川 主要地方道千葉竜ヶ崎線交差(栄橋交差点)まで

	〃	稲敷郡河内町源清田 一般県道河内竜ヶ崎線交差から	稲敷郡河内町長竿 国道 408 号交差(長竿東交差点)まで
12	那須烏山御前山線	常陸大宮市県境(栃木県)から	常陸大宮市小舟 国道 293 号交差(やすらぎの里公園入口交差点)まで
14	筑西つくば線	筑西市下中山 筑西市道交差から	つくば市国松 一般県道沼田下妻線交差まで
	〃	つくば市中菅間 一般県道沼田下妻線交差から	つくば市池田 国道 125 号交差まで
16	大洗友部線	東茨城郡大洗町大貫町 国道 51 号交差(大洗サンビーチ入口交差点)から	東茨城郡茨城町長岡 主要地方道茨城鹿島線交差まで
	〃	笠間市住吉 主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市橋爪 国道 355 号交差まで
	〃 (バイパス供用開始まで)	東茨城郡茨城町小鶴 国道 6 号交差(小鶴西交差点)から	笠間市住吉 主要地方道水戸岩間線交差まで
17	結城野田線	古河市諸川 国道 125 号交差(諸川交差点)から	猿島郡境町長井戸 国道 354 号交差まで
	〃	猿島郡境町境新吉町 国道 354 号交差(道の駅さかい前交差点)から	猿島郡境町県境(千葉県)まで
18	茨城鹿島線	東茨城郡茨城町長岡 国道 6 号交差(長岡坂下交差点)から	東茨城郡茨城町長岡 主要地方道大洗友部線交差まで
	〃	鉾田市紅葉 一般県道紅葉石岡線交差(紅葉北交差点)から	鉾田市飯名 一般県道鉾田茨城線交差まで
	〃	鉾田市鉾田 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(中根交差点)から	鹿嶋市爪木 一般県道須賀北埠頭線交差まで
	〃	鹿嶋市宮下 4 丁目 国道 51 号交差(厨台交差点)から	鹿嶋市佐田 国道 124 号交差まで
19	取手つくば線	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差(東板橋交差点)から	つくば市谷田部 常磐自動車道(谷田部 IC)まで
	〃	つくば市柳橋 首都圏中央連絡自動車道(つくば中央 IC)から	つくば市春日 1 丁目 国道 408 号交差(春日 1 丁目西交差点)まで
	〃	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差から	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差(東板橋交差点)まで
	〃 ((仮)つくばみらい SIC 供用まで)	取手市清水 国道 6 号交差(酒詰交差点)から	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差まで
20	結城坂東線	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号交差(菅谷十字路交差点)から	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差まで
	〃	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差から	坂東市弓田 首都圏中央連絡自動車道(坂東 IC)まで
	〃	坂東市辺田 国道 354 号交差(辺田交差点)から	坂東市矢作 主要地方道つくば野田線交差(矢作交差点)まで
	〃 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道筑西三和線交差から	結城市今宿 主要地方道筑西三和線交差まで
22	北茨城大子線	常陸太田市小妻町 国道 349 号交差(猪ノ鼻峠入口交差点)から	久慈郡大子町小生瀬 国道 461 号交差(小生瀬十字路交差点)まで
23	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から	結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差まで
	〃 (筑西幹線供用から)	結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差から	結城郡八千代町佐野 八千代町道交差まで
	〃 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道結城坂東線交差から	古河市尾崎 国道 125 号交差まで
24	土浦境線	つくば市西平塚 国道 408 号交差(西平塚交差点)から	常総市孫兵衛新田 主要地方道結城坂東線交差(孫兵衛新田交差点)まで
	〃	土浦市桜町 1 丁目 国道 125 号交差から	つくば市竹園 3 丁目 主要地方道土浦つくば線交差(学園東交差点)まで
25	土浦稲敷線	土浦市荒川沖西 1 丁目 国道 6 号交差(学園東大通り入口交差点)から	牛久市ひたち野東 1 丁目 牛久市道交差(ひたち野東交差点)まで
27	塙大津港線	北茨城市関本町富士ヶ丘 主要地方道日立いわき線交差(富士ヶ丘十字路)から	北茨城市関本町福田 北茨城市道交差まで

28	大子那須線	久慈郡大子町矢田 大子町道交差から	久慈郡大子町矢田 大子町道交差まで
29	常陸太田那須烏山線	常陸太田市増井町 国道 293 号交差(清掃センター北交差点)から	常陸太田市松平町 主要地方道常陸太田大子線交差(松平交差点)まで
	〃	常陸太田市赤土町 主要地方道日立山方線交差から	常陸大宮市鷺子 国道 293 号交差(鷺子交差点)まで
	〃(常陸太田東バイパス供用開始まで)	常陸太田市馬場町 国道 349 号交差から	常陸太田市増井町 国道 293 号交差(清掃センター北交差点)まで
30	水戸岩間線	笠間市湯崎 笠間市道交差から	笠間市住吉 主要地方道大洗友部線交差まで
33	常陸太田大子線	常陸太田市松平町 主要地方道常陸太田那須烏山線交差(松平交差点)から	常陸太田市下高倉町 国道 461 号交差まで
34	竜ヶ崎阿見線	稲敷郡阿見町阿見 国道 125 号交差(東京医大西交差点)から	稲敷郡阿見町青宿 国道 125 号交差(阿見坂下交差点)まで
	〃(美浦栄線供用開始まで)	龍ヶ崎市藤ヶ丘 2 丁目 一般県道八代庄兵衛新田線交差(龍ヶ岡中央交差点)から	牛久市正直町 国道 408 号交差(正直町交差点)まで
36	日立山方線	日立市宮田町 日立有料道路交差(日立中央 IC 入口交差点)から	日立市下深荻町 国道 349 号交差まで
	〃	常陸太田市上深荻町 国道 349 号交差(里美大橋入口交差点)から	常陸太田市中染町 主要地方道常陸太田大子線交差(中染交差点)まで
	〃	常陸太田市中染町 主要地方道常陸太田大子線から	常陸太田市赤土町 主要地方道常陸太田那須烏山線交差まで
37	日正常陸太田線	日立市国分町 1 丁目 国道 245 号交差から	日立市鮎川町 1 丁目 国道 6 号交差(諏訪五差路交差点)まで
39	笠間緒川線	常陸大宮市金井 国道 123 号交差から	常陸大宮市松之草 一般県道山内上尾瀬線交差まで
41	つくば益子線	つくば市上大島 主要地方道筑西つくば線交差から	桜川市鉾田 国道 50 号交差(鉾田交差点)まで
	〃	桜川市明日香 1 丁目 国道 50 号交差(元岩瀬交差点)から	桜川市県境(栃木県)まで
44	成田小見川鹿島港線	千葉県香取市小見川 国道 356 号交差から	神栖市県境(千葉県)まで
	〃	神栖市県境(千葉県)から	神栖市筒井 国道 124 号交差(筒井北交差点)まで
45	つくば真岡線	筑西市門井 国道 50 号交差(門井交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
46	野田牛久線	守谷市立沢 守谷市道交差から	守谷市中央 1 丁目 国道 294 号交差(北園交差点)まで
	〃	守谷市中央 4 丁目 国道 294 号交差から	つくばみらい市陽光台 4 丁目 一般県道東櫛戸真瀬線交差(陽光台 4 丁目南交差点)まで
	〃	つくばみらい市板橋 主要地方道取手つくば線交差から	牛久市田宮町 国道 6 号交差(田宮跨線橋西交差点)まで
	〃	つくばみらい市陽光台 4 丁目 一般県道東櫛戸真瀬線交差(陽光台 4 丁目南交差点)から	つくばみらい市板橋 主要地方道取手つくば線交差まで
48	土浦竜ヶ崎線	土浦市右廻町 1 区 国道 125 号交差から	土浦市右廻町 3 区 一般県道荒川沖阿見線交差(右廻 3 区交差点)まで
	〃	牛久市岡見町 国道 408 号交差(岡見下宿交差点)から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差(馴柴東交差点)まで
50	水戸神栖線	水戸市宮町 国道 50 号交差(水戸駅前交差点)から	水戸市千波町 国道 50 号交差(サントル千波交差点)まで
	〃	行方市玉造 国道 354 号交差(泉北交差点)から	潮来市須賀 国道 51 号交差(須賀交差点)まで
51	水戸茂木線	東茨城郡城里町下古内 主要地方道日立笠間線交差から	東茨城郡城里町県境(栃木県)まで
56	つくば古河線	古河市柳橋 国道 4 号交差(柳橋交差点)から	古河市久能 一般県道境間々田線交差(久能交差点)まで

58	取手豊岡線	常総市菅生町 主要地方道つくば野田線交差(菅生南交差点)から	常総市菅生町 一般県道坂東菅生線交差(菅生交差点)まで
60	十王里美線	日立市十王町友部 日立市道交差から	日立市十王町友部 日立市道交差まで
61	日立笠間線	日立市桜川町1丁目 国道6号交差(常陸多賀駅入口交差点)から	日立市金沢町 日立市道交差まで
	〃	常陸太田市金井町 国道349号交差(金井町東交差点)から	那珂市瓜連 国道118号交差(平野台団地入口交差点)まで
	〃	那珂市瓜連 国道118号交差(静入口交差点)から	東茨城郡城里町下坪 国道123号交差まで
	〃	東茨城郡城里町石塚 国道123号交差(笠間街道入口交差点)から	東茨城郡城里町下古内 主要地方道水戸茂木線交差まで
	〃	東茨城郡城里町下古内 主要地方道水戸茂木線交差から	笠間市笠間 国道50号交差(才木交差点)まで
62	常陸那珂港山方線	那珂郡東海村村松 国道245号交差(原子力科学研究所交差点)から	那珂郡東海村石神外宿 国道6号交差(二軒茶屋交差点)まで
	〃	常陸太田市玉造町 一般県道富岡玉造常陸太田線交差(玉造十字路交差点)から	常陸太田市下宮内町 主要地方道常陸太田那須烏山線交差まで
63	水戸勝田那珂湊線	ひたちなか市勝倉 一般県道馬渡水戸線交差から	ひたちなか市部田野 国道245号交差(部田野交差点)まで
64	土浦笠間線	土浦市若松町 国道125号交差(若松町交差点)から	土浦市中貫 国道6号交差(中貫バイパス入口交差点)まで
68	美浦栄線	稲敷郡河内町生坂 一般県道河内竜ヶ崎線交差から	稲敷郡河内町生坂 一般県道河内竜ヶ崎線交差まで
	〃	龍ヶ崎市白羽1丁目 一般県道八代庄兵衛新田線交差から	北相馬郡利根町加納新田 主要地方道取手東線交差まで
	〃 (バイパス供用開始から)	牛久市島田町 国道408号交差から	龍ヶ崎市白羽1丁目 主要地方道美浦栄線交差まで
69	北茨城インター線	北茨城市磯原町豊田 常磐自動車道(北茨城IC)から	北茨城市華川町下相田 主要地方道日立いわき線交差まで
(一般県道)			
107	江戸崎神崎線	稲敷市幸田 国道125号交差から	稲敷市県境(千葉県)まで
108	那珂湊大洗線	ひたちなか市湊本町 主要地方道水戸那珂湊線交差(湊本町交差点)から	東茨城郡大洗町磯浜町明神町 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(大洗鳥居下交差点)まで
111	高萩塙線	高萩市安良川 国道461号交差から	高萩市下手綱 主要地方道高萩インター線交差まで
	〃 (供用開始から)	高萩市下手綱 主要地方道高萩インター線交差から	北茨城市中郷町栗野 一般県道里見南中郷停車場線交差まで
114	下太田鉾田線	鉾田市箕輪 主要地方道大洗友部線交差から	鉾田市安房 主要地方道水戸鉾田佐原線交差(鉾田土木前交差点)まで
117	深芝浜波崎線	神栖市知手 一般県道奥野谷知手線交差から	神栖市波崎 国道124号交差(銚子大橋入口交差点)まで
121	河内竜ヶ崎線	稲敷郡河内町源清田 主要地方道取手東線交差から	稲敷郡河内町生坂 主要地方道美浦栄線交差まで
	〃	稲敷郡河内町生坂 主要地方道美浦栄線交差から	龍ヶ崎市大徳町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差(大徳交差点)まで
130	常総取手線((仮)つくばみらいSIC 供用まで)	常総市新井木町 国道354号交差(大和橋北交差点)から	つくばみらい市谷井田 主要地方道取手つくば線交差まで
135	猿島常総線	坂東市逆井 一般県道若境線交差(前原交差点)から	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差(沓掛交差点)まで
137	若境線	坂東市逆井 一般県道猿島常総線交差(前原交差点)から	猿島郡境町境 主要地方道結城野田線交差まで
148	東山田岩瀬線	桜川市長方 一般県道木崎雨引線交差から	桜川市長方 国道50号交差(長方交差点)まで

155	里根神岡上線	北茨城市関本町福田 主要地方道塙大津港線交差から	北茨城市関南町神岡上 北茨城市道交差まで
160	梨野沢大子線	久慈郡大子町浅川 大子町道交差から	久慈郡大子町大子 国道 461 号交差まで
167	富岡玉造常陸太田線	常陸太田市玉造町 主要地方道常陸那珂港山方線交差(玉造十字路口交差点)から	常陸太田市大平町 国道 293 号交差(大平西交差点)まで
	// (常陸太田東バイパス供用開始まで)	常陸太田市大平町 国道 293 号交差(大平西交差点)から	常陸太田市大平町 国道 293 号交差(大平交差点)まで
185	繁昌潮来線	行方市根小屋 一般県道荒井行方線交差から	潮来市堀之内 国道 355 号交差まで
186	荒井行方線	鹿嶋市荒井 国道 51 号交差(鹿嶋市役所大野出張所入口交差点)から	行方市根小屋 一般県道繁昌潮来線交差まで
190	境間々田線	古河市久能 主要地方道つくば古河線交差(久能交差点)から	古河市小堤 国道 125 号交差(小堤交差点)まで
198	銚子波崎線	神栖市谷田部東海 国道 124 号交差から	神栖市谷田部東海 国道 124 号交差まで
203	荒川沖阿見線	土浦市右舂町 3 区 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差(右舂 3 区交差点)から	稲敷郡阿見町阿見 国道 125 号交差(阿見西郷バイパス交差点)まで
214	沼田下妻線	つくば市国松 主要地方道筑西つくば線交差から	つくば市中菅間 主要地方道筑西つくば線交差まで
230	高萩友部線	高萩市安良川 国道 461 号交差(安良川西交差点)から	日立市十王町友部 日立市道交差まで
	//	日立市十王町友部 日立市道交差から	日立市十王町友部 主要地方道日立いわき線交差(十王郵便局前交差点)まで
235	下入野水戸線	水戸市米沢町 水戸市道交差から	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差(千波十文字交差点)まで
237	花室牛久線	つくば市竹園 1 丁目 主要地方道土浦境線交差(学園東交差点)から	つくば市小野崎 国道 408 号交差(学園西交差点)まで
238	須賀北埠頭線	鹿嶋市宮中 主要地方道茨城鹿島線交差から	鹿嶋市大船津 国道 51 号交差(大船津北交差点)まで
239	栗生木崎線	神栖市居切 一般県道鹿島港潮来インター線交差から	神栖市居切 神栖市道交差(飼料団地西交差点)まで
	//	神栖市東深芝 神栖市道交差から	神栖市木崎 国道 124 号交差(木崎西交差点)まで
240	奥野谷知手線	神栖市知手 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市知手 国道 124 号交差(知手交差点)まで
243	八代庄兵衛新田線	龍ヶ崎市白羽 1 丁目 主要地方道美浦栄線交差から	龍ヶ崎市庄兵衛新田町 国道 6 号交差(牛久沼東交差点)まで
244	妻木赤塚線	つくば市小野崎 国道 408 号交差(学園西交差点)から	つくば市赤塚 国道 354 号交差(稲荷前交差点)まで
247	常陸海浜公園線	ひたちなか市新光町 常陸那珂港南線交差から	那珂郡東海村照沼 主要地方道常陸那珂港山方線交差(常陸那珂港区西交差点)まで
251	守谷藤代線	取手市山王 主要地方道取手つくば線交差から	取手市藤代 国道 6 号交差(藤代交差点)まで
252	坂東菅生線	坂東市神田山 国道 354 号交差(神田山交差点)から	常総市菅生町 主要地方道取手豊岡線交差(菅生交差点)まで
254	日立港線	日立市久慈町 1 丁目 国道 245 号交差(日立港入口交差点)から	日立市大みか町 6 丁目 国道 6 号交差(大みか町 6 丁目交差点)まで
256	鹿島港潮来インター線	神栖市居切西部 国道 124 号交差(掘割川交差点)から	神栖市下幡木 主要地方道水戸神栖線交差(鰐川橋交差点)まで
264	小山結城線	結城市県境(栃木県)から	結城市結城上海道 国道 4 号交差(小田林(北)点)まで
287	山内上小瀬線	常陸大宮市松之草 主要地方道笠間緒川線交差から	常陸大宮市上小瀬川西 国道 293 号交差(緒川総合支所北交差点)まで
299	里見南中郷停車場線(高萩塙線供用開始まで)	北茨城市中郷町日棚 北茨城市道交差から	北茨城市中郷町小野矢指 北茨城市道交差まで

301	大津港停車場線	北茨城市大津町北町 北茨城市道交差から	北茨城市大津町北町 国道6号交差(美術館入口交差点)まで
328	谷井田稲戸井停車場線	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差から	守谷市みづき野7丁目 守谷市道交差(みづき野十字路交差点)まで
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市大工町1丁目 国道50号交差(大工町交差点)から	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差(偕楽園下交差点)まで
343	木崎雨引線	桜川市大国玉 一般県道東山田岩瀬線交差から	桜川市大曾根 主要地方道つくば益子線交差(大曾根交差点)まで
351	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線交差(吉沼町交差点)まで
355	東櫛戸真瀬線	つくばみらい市陽光台4丁目 主要地方道野田牛久線交差(陽光台4丁目交差点)から	つくばみらい市紫峰ヶ丘 つくばみらい市道交差まで
	〃	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線交差から	つくば市真瀬 国道354号交差(真瀬入口交差点)まで
357	谷和原筑西線	常総市水海道諏訪町 国道354号交差(水海道郵便局前交差点)から	下妻市下妻乙 国道125号交差(峯T字路)まで
	〃	下妻市下妻戊 国道125号交差(小野子T字路)から	筑西市西方 国道294号交差(鎌田南交差点)まで
(市町村道)			
	水戸市道幹線15号線,寿161号線,幹線17号線	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差(国土交通省前交差点)から	水戸市千波町 国道50号交差(木工団地北交差点)まで
	水戸市道幹線2号線	水戸市城南3丁目 国道51号交差(城南3丁目交差点)から	水戸市中央2丁目 水戸市道交差まで
	水戸市道幹線39号線	水戸市元吉田町 国道50号交差(水戸工高東交差点)から	JR水戸駅まで
	水戸市道幹線8号線	水戸市渋井町 国道51号交差(谷田町交差点)から	水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線交差(吉沼町交差点)まで
	水戸市道駅南1号線,駅南20号線	JR水戸駅から	水戸市城南2丁目 水戸市道交差(城南3丁目西交差点)まで
	日立市道10043号線	日立市十王町友部 一般県道高萩友部線交差から	日立市十王町友部 主要地方道十王里美線交差まで
	日立市道10250号線	日立市十王町友部 一般県道高萩友部線交差から	日立市十王町友部 主要地方道十王里美線交差まで
	日立市道7488号線,5570号線,6600号線	日立市大みか町6丁目 国道6号交差(大みか町6丁目交差点)から	日立市金沢町 一般県道日立笠間線交差まで
	土浦市道I-23号線	土浦市中高津3丁目 国道6号交差(天川団地東交差点)から	土浦市永国 国道354号交差(天川団地交差点)まで
	古河市道0107号線	古河市鴻巣 国道354号交差(鴻巣交差点)から	古河市中田 国道4号交差(中田町交差点)まで
	高萩市道1013号線	高萩市上手綱 主要地方道高萩インター線交差から	高萩市境(北茨城市)まで
	北茨城市道0103号線(北茨城市道5495号線供用から)	北茨城市関本町福田 主要地方道塙大津港線交差から	北茨城市関本町福田 北茨城市道交差まで
	北茨城市道0113号線	北茨城市中郷町栗野 一般県道里見南中郷停車場線交差から	北茨城市磯原町磯原 国道6号交差(二ツ島交差点)まで
	北茨城市道0121号線	北茨城市華川町白場 一般県道北茨城インター線交差から	北茨城市華川町白場 北茨城市道交差まで
	北茨城市道3440号線	北茨城市磯原町磯原 北茨城市道交差から	北茨城市関南町神岡上 一般県道里根神岡上線交差まで
	北茨城市道5495号線	北茨城市関本町福田 主要地方道塙大津港線交差から	北茨城市大津北町1丁目 一般県道大津港停車場線交差(大津港駅東交差点)まで
	北茨城市道1742号線(高萩塙線供用開始まで)	北茨城市中郷町日棚 一般県道里見南中郷停車場線交差から	北茨城市境(高萩市)まで
	笠間市道(友)I-13号線,I-6号線,(友)2119号線	笠間市美原3丁目 笠間市道交差から	笠間市平町 国道355号交差(穴戸小学校前交差点)まで

	笠間市道(友) I-9 号線	笠間市湯崎 主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市湯崎 笠間市道交差まで
	取手市道 0106 号線	取手市新町 国道 6 号交差(取手駅西入口交差点)から	取手市境(守谷市)まで
	牛久市道 21 号線	牛久市栄町2丁目 国道 408 号交差(栄町三丁目交差点)から	牛久市ひたち野東4丁目 主要地方道土浦稲敷線交差(ひたち野東交差点)まで
	ひたちなか市道 1 級 12 号線	ひたちなか市東石川 ひたちなか市道交差(外野跨線橋東交差点)から	ひたちなか市勝倉 主要地方道那珂湊那珂線交差(勝倉交差点)まで
	ひたちなか市道 1 級 1 号線	ひたちなか市勝田中央 ひたちなか市道交差(勝田駅入口交差点)から	ひたちなか市馬渡 国道 245 号交差(海浜公園入口交差点)まで
	ひたちなか市道 1 級 8 号線	ひたちなか市田彦 国道 6 号交差(田彦交差点)から	ひたちなか市外野 2 丁目 ひたちなか市道交差(外野跨線橋東交差点)まで
	鹿嶋市道 0101 号線	鹿嶋市宮中 主要地方道茨城鹿島線交差から	鹿嶋市平井 一般県道鹿島港線(平井中東交差点)まで
	守谷市道 101 号線	守谷市境(取手市)から	守谷市立沢 主要地方道野田牛久線交差まで
	守谷市道 103 号線	守谷市本町南守谷 国道 294 号交差(乙子交差点)から	守谷市みずき野 一般県道谷井田稲戸井停車場線交差(みずき野十字路)まで
	筑西市道下 5B-326 号線	筑西市一本松 国道 294 号交差から	筑西市西方 主要地方道筑西三和線交差まで
	筑西市道下 5B-689 号線	筑西市下中山 主要地方道石岡筑西線交差から	筑西市下中山 筑西市道交差まで
	神栖市道 8-105,8-108 号線	神栖市東深芝 神栖市道交差から	神栖市東深芝 一般県道粟生木崎線交差まで
	神栖市道 8-1494 号線	神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差(飼料団地西交差点)から	神栖市東深芝 神栖市道交差まで
	つくばみらい市道 25901 号線	つくばみらい市紫峰ヶ丘 一般県道東樽戸真瀬線交差から	つくばみらい市境(つくば市)まで
	城里町町道 1516 号線	東茨城郡城里町石塚 国道 123 号交差(笠間街道入口交差点)から	東茨城郡城里町石塚 国道 123 号交差まで
	大子町道 112 号線	大子町池田 国道 118 号交差(池田北交差点)から	大子町矢田 主要地方道大子那須線交差まで
	大子町道 112 号線	大子町矢田 主要地方道大子那須線交差から	大子町浅川 一般県道梨野沢大子線交差まで
	八千代町道 1522 号線(筑西幹線供用から)	結城郡八千代町佐野 八千代町道交差から	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号交差まで

第3次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	末端側
(一般国道)			
118	国道118号	水戸市三の丸1丁目 国道50号交差(中央郵便局前交差点)から	水戸市大町3丁目 国道118号交差(大町3丁目交差点)まで
	〃	水戸市金町1丁目 国道349号交差(气象台前交差点)から	水戸地方气象台まで
125	国道125号	土浦市大和町 主要地方道土浦境線交差から	土浦市中央2丁目 国道354号交差(亀城公園北交差点)まで
	〃	稲敷市佐倉 主要地方道江戸崎新利根線交差から	稲敷郡美浦村宮地 国道125号交差まで
	〃(大谷バイパス供用から)	稲敷市佐倉 国道125号交差から	稲敷市佐倉 主要地方道江戸崎新利根線交差まで
293	国道293号(常陸太田東バイパス供用から)	常陸太田市山下町 国道349号交差(三才町交差点)から	常陸太田市山下町 常陸太田道交差(山下町交差点)まで
349	国道349号	常陸太田市山下町 国道293号交差(常陸太田駅前交差点)から	太田警察署まで
354	国道354号	つくば市みどりの 一般県道赤浜谷田部線交差(上萱丸交差点)から	つくば市谷田部 国道354号交差(谷田部交差点)まで
355	国道355号	笠間市手越 国道355号交差から	笠間市笠間 笠間市道交差(芸術の森公園入口交差点)まで
	〃	石岡市国府7丁目 国道6号交差(国府7丁目交差点)から	石岡市国府3丁目 一般県道石岡停車場線交差(国府三丁目交差点)まで
(主要地方道)			
5	竜ヶ崎潮来線	潮来市上戸 国道51号交差(上戸交差点)から	潮来市潮来 一般県道潮来佐原線交差まで
6	水戸那珂湊線	ひたちなか市湊本町 一般県道那珂湊大洗線交差(湊本町交差点)から	平磯漁港まで
10	日立いわき線	北茨城市磯原町上相田 北茨城市道交差から	北茨城市華川町下相田 主要地方道北茨城インター線交差(下相田交差点)まで
11	取手東線	北相馬郡利根町布川 利根町道交差から	北相馬郡利根町羽中 利根町道交差まで
14	筑西つくば線	筑西市横島 主要地方道石岡筑西線交差(横島交差点)から	筑西市下中山 主要地方道筑西つくば線交差(下中山交差点)まで
15	結城下妻線	下妻市江 下妻市道交差から	下妻市長塚 国道125号交差(砂沼公園入口交差点)まで
	〃	結城市小田林古新田 国道50号交差(小田林交差点)から	結城警察署まで
17	結城野田線	結城市結城公達 国道50号交差(城南小北交差点)から	結城市結城公達 結城市道交差(城南小入口交差点)まで
18	茨城鹿島線	鹿嶋市宮中 一般県道須賀北埠頭線交差から	鹿嶋市宮中 鹿嶋市道交差まで
19	取手つくば線	東京ガス(株)つくば支店から	つくば市研究学園 取手つくば線交差まで
	〃	つくば市学園の森3丁目 主要地方道土浦境線交差から	つくば市西平塚 国道408号交差まで
	〃	つくば市研究学園1丁目 つくば市道交差(つくば市役所前交差点)から	つくば市研究学園5丁目 主要地方道取手つくば線交差まで
24	土浦境線	TX つくば駅から	つくば市吾妻1丁目 国道408号交差(吾妻西交差点)まで
25	土浦稲敷線	稲敷市江戸崎 主要地方道江戸崎新利根線交差から	稲敷市江戸崎 一般県道江戸崎下総線交差まで
30	水戸岩間線	水戸市大工町2丁目 国道50号交差(大工町2丁目交差点)から	(社)茨城県歯科医師会まで

31	瓜連馬渡線	那珂市福田 主要地方道那珂インター線交差から	那珂市菅谷 国道 349 号交差(杉原交差点)まで
	〃	ひたちなか市高場1丁目 一般県道豊岡佐和停車場線交差から	ひたちなか市高野 一般県道豊岡佐和停車場線交差(高野十字路口交差点)まで
34	竜ヶ崎阿見線	龍ヶ崎市中里1丁目 龍ヶ崎市道交差(藤ヶ丘7北交差点)から	龍ヶ崎市中里1丁目 一般県道八代庄兵衛新田線交差(竜ヶ岡中央交差点)まで
	〃	阿見町役場から	稲敷郡阿見町阿見 国道 125 号交差(東京医大西交差点)まで
46	野田牛久線	守谷市大柏 主要地方道取手豊岡線交差(大柏南交差点)から	守谷市中央四丁目 国道 294 号交差まで
	〃	守谷市役所から	守谷市立沢 守谷市道交差まで
50	水戸神栖線	水戸市笠原町 主要地方道水戸神栖線交差から	茨城県道路公社まで
	〃	鉾田市上富田 主要地方道茨城鹿島線交差(上富田交差点)から	小美玉市下吉影 小美玉市道交差まで
55	土浦つくば線	土浦市西根町3区 国道 6 号交差(中村西根交差点)から	つくば市竹園1丁目 主要地方道土浦境線交差(学園東交差点)まで
56	つくば古河線	古河市久能 一般県道境間々田線交差(久能交差点)から	総和中央病院まで
	〃	下妻市宗道 一般県道谷和原筑西線交差(宗道十字路口交差点)から	下妻市鎌庭 下妻市道交差まで
58	取手豊岡線	守谷市大柏 主要地方道野田牛久線交差(大柏南交差点)から	守谷市大柏 守谷市道交差まで
	〃	坂手工業団地から	常総市豊岡町砂原 国道 354 号交差(貫通道路入口交差点)まで
59	玉里水戸線	水戸市赤塚1丁目 水戸市道交差から	水戸市赤塚1丁目 国道 50 号交差(赤塚郵便局前交差点)まで
	〃	東茨城郡茨城町中央工業団地 茨城町道交差から	東茨城郡茨城町中央工業団地 北関東自動車道(茨城西 IC)まで
63	水戸勝田那珂湊線	水戸市青柳町 国道 349 号交差(青柳町交差点)から	水戸市公設地方卸売市場まで
65	那珂インター線	那珂市福田 常磐自動車道(那珂 IC)から	那珂市福田 主要地方道瓜連馬渡線交差まで
68	美浦栄線	竜ヶ崎飛行場から	稲敷郡河内町生板 一般県道河内竜ヶ崎線交差まで
(一般県道)			
101	潮来佐原線	潮来港から	潮来市潮来 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差まで
	〃	潮来市大洲 主要地方道水戸神栖線交差から	潮来保健所まで
103	江戸崎下総線	稲敷市江戸崎 主要地方道土浦稲敷線交差から	稲敷警察署まで
	〃	稲敷市江戸崎 主要地方道江戸崎新利根線交差から	稲敷市江戸崎 主要地方道土浦稲敷線交差まで
105	友部内原線	笠間市東平二丁目 一般県道平友部停車場線から	笠間市東平三丁目 一般県道杉崎友部線交差まで
108	那珂湊大洗線	ひたちなか市部田野 国道 245 号交差(部田野交差点)から	ひたちなか市西十三奉行 一般県道磯崎港線交差(十三奉行交差点)まで
117	深芝浜波崎線	神栖市東和田 神栖市道交差から	神栖市知手 一般県道奥野谷知手線交差まで
120	上新田木原線	稲敷郡美浦村大山 美浦村道交差から	稲敷郡美浦村大山 一般県道大山江戸崎線交差まで
122	大山江戸崎線	稲敷郡美浦村大山 一般県道上新田木原線交差から	稲敷郡美浦村大谷 国道 125 号交差(大谷交差点)まで

123	土浦坂東線	坂東市役所から	坂東市岩井 国道 354 号交差(仲町 十字路交差点)まで
	〃	土浦市富士崎 1 丁目 国道 125 号交差(富士崎町交 差点)から	土浦市下高津 3 丁目 土浦市道交差 まで
126	尾崎境線	猿島郡境町長井戸 境町道交差(長井戸西交差点) から	猿島郡境町長井戸 境町道交差まで
130	常総取手線	取手市山王 主要地方道取手つくば線交差(山王交 差点)から	取手市寺山 国道 294 号交差まで
133	赤浜谷田部線	つくばみらい市坂野新田 つくばみらい市道交差か ら	つくばみどりの つくば市道交差(上 萱丸交差点)まで
136	高崎坂東線	常総市古間木 常総市道交差から	常総市古間木 常総市道交差まで
	〃	常総市国生 常総市道交差から	常総市向石下 主要地方道土浦境線 交差まで
143	谷田部牛久線	つくば双愛病院から	つくば市高崎 つくば市道交差(高崎 十字路交差点)まで
176	中根平磯磯崎線	ひたちなか市磯崎町 一般県道磯崎港線交差から	磯崎漁港まで
179	中石崎水戸線	水戸市酒門町 国道 6 号交差(酒門六差路交差点) から	丹野病院まで
199	小野土浦線	土浦市虫掛 国道 6 号交差から	土浦市田中 2 丁目 土浦市道交差ま で
	〃	土浦市大志戸 土浦市道交差から	土浦市大志戸 一般県道石岡つくば 線交差(朝日トンネル南交差点)まで
208	長沖藤代線	取手市藤代南 3 丁目 取手市道交差から	取手市藤代 一般県道守谷藤代線 (藤代庁舎東交差点)まで
	〃	取手市片町 一般県道藤代停車場線交差から	取手市藤代 一般県道守谷藤代線 (藤代庁舎東交差点)まで
210	谷田部藤代線	取手市下 萱場 取手市道交差から	取手市下萱場 取手市道交差まで
	〃	つくば市境田 つくば市道交差から	つくば市飯田 つくば市道交差まで
211	高岡藤代線	つくばみらい市高岡 主要地方道取手つくば線交差 から	㈱飯田商事運輸高岡倉庫まで
214	沼田下妻線	㈱田島屋 筑波倉庫から	下妻市高道祖 一般県道沼田下妻線 交差まで
	〃	下妻市高道祖 一般県道沼田下妻線交差から	下妻市高道祖 国道 125 号交差まで
229	取手谷中線	取手市青柳 主要地方道取手東線交差から	東日本ガス(株)まで
231	稲敷阿見線	稲敷市江戸崎 主要地方道土浦稲敷線交差から	稲敷市犬塚 稲敷市道交差まで
	〃	稲敷郡阿見町追原 主要地方道竜ヶ崎阿見線(追原 南交差点)から	稲敷郡阿見町香澄の里 阿見町道交 差まで
241	須田奥野谷線	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市東和田 一般県道奥野谷知手 線交差(南共発西交差点)まで
251	守谷藤代線	取手市藤代 国道 6 号交差(藤代交差点)から	取手市藤代 一般県道長沖藤代線交 差(藤代庁舎東交差点)まで
259	平潟港線	平潟港から	北茨城市平潟 国道 6 号交差(平潟 港入口交差点)まで
260	谷原息栖東庄線	鱒川浄水場から	神栖市下幡木 一般県道鹿島港潮来 インター線交差(下幡木交差点)まで
261	野木古河線	古河市本町 2 丁目 主要地方道佐野古河線交差(本 町 2 丁目)から	古河市原町 国道 354 号交差まで
	〃	古河市本町 1 丁目 古河市道交差から	古河市本町 2 丁目 主要地方道佐野 古河線交差(本町 2 丁目)まで
264	小山結城線	結城市結城上海道 国道 4 号交差(小田林(北)交差 点)から	城西病院まで

265	磯崎港線	ひたちなか市磯崎町 一般県道中根平磯磯崎線交差から	ひたちなか市阿字ヶ浦町 ひたちなか市道交差まで
	〃	ひたちなか市阿字ヶ浦町 ひたちなか市道交差から	ひたちなか市西十三奉行 一般県道那珂湊大洗線交差(十三奉行交差点)まで
267	幸手境線	猿島郡五霞町元栗橋 国道4号交差(消防署前交差点)から	猿島郡五霞町小福田 一般県道西関宿栗橋線交差まで
268	西関宿栗橋線	猿島郡五霞町小福田 国道4号交差から	五霞町役場まで
	〃	猿島郡五霞町江川 五霞町道交差から	猿島郡五霞町小福田 一般県道幸手境線交差まで
269	取手停車場線	取手市取手2丁目 主要地方道取手東線交差から	JR 取手駅まで
270	藤代停車場線	取手市片町 一般県道長沖藤代線交差から	JR 藤代駅まで
271	龍ヶ崎市停車場線	JR 龍ヶ崎市駅から	龍ヶ崎市馴柴町 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差(馴柴北交差点)まで
272	牛久停車場線	JR 牛久駅から	牛久市上柏田4丁目 国道408号交差(栄町3丁目交差点)まで
273	館野荒川沖停車場線	土浦市荒川沖西2丁目 国道6号交差(荒川沖交差点)から	JR 荒川沖駅まで
275	土浦停車場線	JR 土浦駅から	土浦市大和町 国道125号交差まで
277	石岡停車場線	JR 石岡駅から	石岡市府中2丁目 国道355号交差(国府3丁目交差点)まで
281	平友部停車場線	JR 友部駅から	笠間市東平2丁目 笠間市道交差(平町交差点)まで
284	豊岡佐和停車場線	那珂郡東海村村松真崎 主要地方道常陸那珂港山方線交差(村松交差点)から	那珂郡東海村村松押延 東海村道交差まで
	〃	ひたちなか市高場 主要地方道瓜連馬渡線交差から	JR 佐和駅まで
288	大甕停車場線	JR 大甕駅から	日立市大みか町4丁目 国道294号交差(大みか駅入口交差点)まで
290	常陸多賀停車場線	JR 常陸多賀駅から	日立市千石町2丁目 国道6号交差(常陸多賀駅入口交差点)まで
298	高萩停車場線	高萩市本町2丁目 高萩市道交差(高萩駅交差点)から	高萩市安良川 国道461号交差(安良川交差点)まで
305	下館停車場線	JR 下館駅から	筑西市田町 主要地方道石岡筑西線交差(田町交差点)まで
307	岩瀬停車場線	JR 岩瀬駅から	桜川市東桜川一丁目 国道50号交差(岩瀬駅入口交差点)まで
312	古河停車場線	古河市本町2丁目 古河市道交差から	JR 古河駅まで
344	真鍋停車場線	関東鉄道(株)から	土浦市真鍋2丁目 国道125号交差まで
(市町村道)			
	水戸市道幹線15号線,笠原161号線	社団法人茨城県薬剤師会から	水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差(国土交通省前交差点)まで
	水戸市道幹線19号線	水戸市見川町 国道50号交差(見川町交差点)から	(株)スズケン水戸支店まで
	水戸市道幹線1号線	水戸市城東1丁目 水戸市道交差から	水戸市柵町2丁目 水戸市道交差まで
	水戸市道幹線25号線	水戸市石川1丁目 国道50号交差(石川町交差点)から	大久保病院まで
	水戸市道幹線38号線	水戸市加倉井町 水戸市道交差から	水戸市双葉台1丁目 水戸市道線交差まで

	水戸市道幹線 3 号線	水戸市南町 1 丁目 国道 50 号交差(南町一丁目交差点)から	水戸市梅香 1 丁目 主要地方道水戸神栖線交差まで
	水戸市道駅南 154 号線, 駅南 4 号線	水戸市城南 3 丁目 国道 51 号交差(城南 3 丁目交差点)から	城南病院まで
	水戸市道駅南 17 号線	水戸市柵町 1 丁目 水戸市道交差から	水戸土木事務所まで
	水戸市道駅南 1 号線, 駅南 11 号線	水戸市宮町 1 丁目 水戸市道交差から	日本貨物鉄道(株)水戸営業所まで
	水戸市道駅南 28 号線	水戸市城南 2 丁目 水戸市道交差から	水戸市城南 3 丁目 水戸市道交差まで
	水戸市道駅南 2 号線	水戸市桜川 2 丁目 水戸市道交差から	(社)茨城県高圧ガス保安協会まで
	水戸市道駅南 4 号線	水戸市中央 1 丁目 水戸市道交差(市役所入口交差点)から	水戸市消防本部まで
	水戸市道幹線 22 号線	水戸市袴塚 3 丁目 国道 123 号交差から	堀原運動公園まで
	水戸市道幹線 4 号線	水戸市大町 3 丁目 国道 349 号交差から	日本放送協会水戸放送局まで
	水戸市道上市 154 号線, 上市 155 号線, 上市 150 号線	水戸市緑町 3 丁目 国道 50 号交差(スポーツセンター入口交差点)から	(社)茨城県看協会まで
	水戸市道上市 6 号線	水戸市金町 1 丁目 国道 349 号交差(気象台前交差点)から	NTT 東日本(株)(茨城支店)まで
	水戸市道上市 6 号線	水戸市三の丸 1 丁目 国道 118 号交差から	東日本旅客鉄道(株)(水戸支店)まで
	水戸市道中上妻 212 号線	水戸市加倉井町 国道 50 号交差から	水戸市加倉井町 水戸市道交差まで
	水戸市道中上妻 35 号線	水戸市双葉台 1 丁目 水戸市道交差から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道中上妻 46 号線, 76 号線	水戸市大塚町 国道 50 号交差(双葉台団地入口交差点)から	水戸市双葉台 3 丁目 水戸市道交差(近隣公園北交差点)まで
	水戸市道城東 42 号線, 47 号線	水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差から	水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差まで
	水戸市道城東 48 号線, 幹線 1 号線	水戸市三の丸 2 丁目 国道 51 号交差(三の丸 2 丁目交差点)から	総合病院水戸赤十字病院まで
	水戸市道常澄 6-0007 号線, 8-3001 号線	水戸市六反田町 国道 51 号交差(百合ヶ丘ニュータウン交差点)から	水戸中央病院まで
	水戸市道常磐 209 号線	水戸市袴塚 3 丁目 水戸市道交差から	水戸病院まで
	水戸市道赤塚 320 号線	水府病院から	水戸市赤塚 1 丁目 主要地方道玉里水戸線交差まで
	水戸市道内原 8-3110 号線, 内原 8-3113 号線, 内原 3112 号線, 内原 8-0050 号線, 内原 6-0002 号線	水戸市内原 1 丁目 国道 50 号交差(杉崎南交差点)から	(株)メディセオ水戸 FLC まで
	水戸市道浜田 2 号線	水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差から	水戸市東台 1 丁目 国道 51 号交差(東台 1 丁目交差点)まで
	日立市道 23 号線	日立市滑川町 1 丁目 国道 6 号交差(国土交通省前交差点)から	日立警察署まで
	日立市道 2492 号線, 2609 号線	日立市助川町 2 丁目 国道 6 号交差(保健所入口交差点)から	日立保健所まで
	日立市道 2602 号線, 2603 号線	日立市助川町 1 丁目 国道 6 号交差(市役所前交差点)から	日立市役所まで
	日立市道 27 号線	日立市大みか町 2 丁目 一般県道大甕停車場線交差(大みか駅前交差点)から	日立おおみか病院まで
	日立市道 2857 号線	日立市幸町 3 丁目 国道 245 号交差(幸町ガード下交差点)から	JR 日立駅まで
	日立市道 3023 号線	日立市鹿島町 3 丁目 国道 6 号交差(日立二高前交差点)から	(株)日立製作所 日立総合病院まで

	日立市道 3162 号線	日立市会瀬町3丁目 国道 6 号交差(兎平交差点)から	嶋崎病院まで
	日立市道 3203 号線	日立市幸町 1 丁目 日立市道交差から	東京ガス(株)日立支店まで
	日立市道 3248 号線	日立市会瀬町 1 丁目 国道 245 号交差から	日立市会瀬町1丁目 一般県道会瀬港線交差まで
	日立市道 3779 号線,3800 号線	日立市助川町 日立有料道路交差から	東邦薬品(株)日立営業所まで
	日立市道 5470 号線,5541 号線	日立市河原子町 1 丁目 国道 245 号交差から	河原子港(地方)まで
	日立市道 7575 号線,7175 号線	日立市留町 国道 293 号交差(留大橋北交差点)から	久慈茅根病院まで
	日立市道 7714 号線	日立市大みか町 5 丁目 一般県道日立港線交差から	出光興産日立油槽所まで
	日立市道 817 号線,1101 号線,1104 号線	日立市小木津町 1 丁目 主要地方道日立いわき線交差(小木津町交差点)から	(株)スズケン日立支店まで
	日立市道 8233 号線,8264 号線	日立市留町 国道 293 号交差から	アルフレッサ(株)日立支店まで
	日立市道 824 号線,821 号線,813 号線	日立市川尻町 1 丁目 国道 6 号交差(十王駅入口交差点)から	川尻港(地方)まで
	土浦市道 I-44 号線	土浦市東並木町 国道 6 号交差(真鍋跨道橋交差点)から	土浦合同庁舎まで
	土浦市道 I-3 号線,神立中央五丁目 14 号線	土浦市東中貫町 国道 6 号交差(中貫工業団地入口交差点)から	神立病院まで
	土浦市道 I-42 号線,おおつ野四丁目 3 号線	土浦市白鳥町 国道 354 号交差(おおつ野団地入口交差点)から	総合病院土浦協同病院まで
	土浦市道右碓 133 号線, I-34 号線	土浦市右碓町 1 区 国道 125 号交差から	陸上自衛隊関東補給処(霞ヶ浦)まで
	土浦市道下高津三丁目 5 号線	土浦市下高津 2 丁目 国道 354 号交差(下高津 2 丁目交差点)から	土浦市下高津 3 丁目 一般県道土浦坂東線交差まで
	土浦市道下高津二丁目 14 号線,下高津二丁目 11 号線	土浦市中高津 1 丁目 国道 354 号交差(医療センター入口交差点)から	土浦保健所まで
	土浦市道下高津二丁目 14 号線	土浦市下高津 2 丁目 一般県道土浦坂東線交差から	霞ヶ浦医療センターまで
	土浦市道湖北二丁目 10 号線	土浦市湖北 2 丁目 土浦市道交差から	流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センターまで
	土浦市道湖北二丁目 10 号線	土浦市湖北 2 丁目 土浦市道交差から	土浦市湖北 2 丁目 (土浦港)臨港道路交差まで
	土浦市道新治北 753 号線	土浦市大志戸 一般県道小野土浦線交差から	新治浄水場まで
	土浦市道大岩田 20 号線	土浦市大岩田 2 区 国道 125 号交差(総合公園入口交差点)から	霞ヶ浦総合公園まで
	土浦市道大岩田 37 号線	土浦市大岩田 1 区 土浦市道交差から	県南水道事務所まで
	土浦市道田中二丁目 7 号線	土浦市田中町 一般県道小野土浦線交差から	土浦市消防本部まで
	土浦市道有明 3 号線,港町一丁目 3 号線	土浦市港町 1 丁目 土浦市道交差から	東部ガス(株)茨城南支社まで
	土浦市道立田 8 号線	土浦市立田町 国道 125 号交差から	土浦警察署まで
	古河市道 総和 0252 号線,0267 号線	古河市東牛谷 国道 125 号線交差から	友愛記念病院まで
	古河市道 0101 号線	古河市旭町 1 丁目 国道 125 号交差(古河駅入口交差点)から	古河警察署まで
	古河市道 0110 号線	古河市下辺見 古河市道交差から	陸上自衛隊第一施設団(古河)まで
	古河市道 0114 号線	古河市下辺見 国道 354 号交差から	関東通運(株)2 号倉庫まで

	古河市道 0135 号線	猿島郡境町猿山 主要地方道結城野田線交差から	関東西濃運輸(株)古河支店まで
	古河市道 0229 号線,総和 4099 号線	古河市大堤 国道 125 号交差(大堤(北)交差点)から	古河赤十字病院まで
	古河市道 0233 号線	古河市下大野 一般県道境間々田線交差から	古河市役所まで
	古河市道 1304 号線	古河市上片田 国道 4 号交差から	つるみ脳神経病院まで
	古河市道古河 0105 号線	古河市常盤町 国道 4 号交差から	古河保健所まで
	古河市道古河 0691 号線	古河市本町 1 丁目 一般県道野木古河線交差から	古河市本町 1 丁目 一般県道古河停車場線交差まで
	古河市道総和 0377 号線,総和 0379 号線,総和 0382 号線	古河市小堤 国道 125 号交差から	(株)初美運輸倉庫丘里センター(営)まで
	石岡市道 A0106 号線	石岡市柏原 石岡市道交差から	石岡市柏原地先まで
	石岡市道 A0114 号線	石岡市石岡1丁目 国道 6 号交差(石岡市役所入口交差点)から	石岡市役所まで
	石岡市道 A2127 号線	石岡市柏原 国道 355 号交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A2128 号線	石岡市柏原 石岡市道交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A0214 号線,A2132 号線	石岡市柏原町 石岡市道交差から	石岡市柏原 国道 355 号交差まで
	石岡市道 A2175 号線	石岡市柏原 石岡市道交差から	石岡市柏原地先まで
	石岡市道 A2177 号線	石岡市柏原 主要地方道石岡筑西線交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A2180 号線	石岡市柏原 主要地方道石岡筑西線交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A2182 号線,A2181 号線	石岡市柏原 石岡市道交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A2239 号線	石岡市柏原 主要地方道石岡筑西線交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	石岡市道 A2470 号線,A2505 号線,A2126 号線,A2176 号線	石岡市柏原 石岡市道交差から	石岡市柏原 石岡市道交差まで
	結城市道 0109 号線	結城市結城下り松 国道 50 号交差(文化センター南交差点)から	結城市役所まで
	結城市道 3170 号線,3437 号線	結城市結城公達 主要地方道結城野田線交差(城南小入口交差点)から	結城病院まで
	龍ヶ崎市道第 2-195 号線	龍ヶ崎市根町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差から	稲敷広域消防本部まで
	龍ヶ崎市道第 4-211 号線	龍ヶ崎市田町 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差(竜ヶ崎保健所前交差点)から	竜ヶ崎保健所まで
	龍ヶ崎市道第 8-182 号線	龍ヶ崎市中里 1 丁目 一般県道八代庄兵衛新田線交差から	龍ヶ崎市中里 1 丁目 主要地方道竜ヶ崎阿見線交差(藤ヶ丘 7 北交差点)まで
	下妻市道 115 号線	下妻市本城町 2 丁目 一般県道谷和原筑西線交差から	下妻市役所まで
	下妻市道 2031 号線	下妻市江 主要地方道結城下妻線交差から	平間病院まで
	下妻市道 3441 号線	下妻市北大宝 一般県道谷和原筑西線交差から	(株)メディセオ下妻支店まで
	下妻市道 5576 号,5116 号線	下妻市鎌庭 主要地方道つくば古河線交差から	県西流域下水道事務所まで
	常総市道 1-0117 号線	常総市坂手町 常総市道交差から	常総市坂手町 坂手工業団地まで

	常総市道 1543 号線	常総市水海道森下町 一般県道谷和原筑西線交差から	水海道さくら病院まで
	常総市道 1710 号線	常総市水海道諏訪町 国道 354 号交差(諏訪町東交差点)から	常総市役所まで
	常総市道 2-0107 号線	常総市古間木 一般県道高崎坂東線交差から	前山倉庫(株)石下倉庫 A 棟まで
	常総市道 2-0114 号線,常総市道 2-0115 号線	常総市収納谷 国道 294 号交差から	常総市古間木 一般県道高崎坂東線交差まで
	常総市道 2-0206 号線	常総市国生 一般県道高崎坂東線交差から	サンエイ物流倉庫国生営業用倉庫まで
	常総市道 3206 号線	常総市大塚戸町篠山 一般県道坂東菅生線交差から	水海道浄水場まで
	常総市道 3540 号線	常総市坂手町坂手工業団地 主要地方道取手豊岡線交差から	常総市坂手町本郷 常総市道交差まで
	常総市道 3542 号線	常総市坂手町染色団地 常総市道交差から	常総市坂手町坂手工業団地 常総市道交差まで
	常総市道 3544 号線	常総市坂手町染色団地 主要地方道取手豊岡線交差から	常総市坂手町坂手工業団地 常総市道交差まで
	常総市道東 0560 号線,2-0103 号線	常総市新石下 一般県道谷和原筑西線交差(常総工事事務所入口交差点)から	常総工事事務所まで
	常陸太田市道 0109 号線,0212 号線,2015 号線	常陸太田市山下町 国道 293 号交差(山下町交差点)から	西山堂病院まで
	常陸太田市道 4478 号線	常陸太田市金井町 国道 349 号交差(金井町交差点)から	常陸太田市役所まで
	常陸太田市道太 1361 号線,太 1363 号線	常陸太田市三才町 国道 349 号交差(合同庁舎入口交差点)から	常陸太田合同庁舎まで
	高萩市道 1152 号線	高萩市下手綱 主要地方道高萩インター線交差から	高萩工事事務所まで
	高萩市道 116 号線,1676 号線,1703 号線	高萩市上手綱 主要地方道高萩インター線交差から	高萩協同病院まで
	高萩市道 1661 号線,1357 号線	高萩市本町 2 丁目 一般県道高萩停車場線交差(高萩駅交差点)から	高萩合同庁舎まで
	高萩市道 203 号線	高萩市赤浜 国道 6 号交差(松久保工業団地入口交差点)から	松久保工業団地まで
	高萩市道 206 号線	高萩市本町 1 丁目 一般県道高萩停車場線交差(高萩市役所入口交差点)から	高萩市役所まで
	高萩市道 217 号線,1755 号線	高萩市上手綱 主要地方道高萩インター線交差から	やすらぎの丘温泉病院まで
	北茨城市道 0109 号線,3331 号線,3314 号線	北茨城市磯原町磯原 北茨城市道交差から	北茨城市役所まで
	北茨城市道 2281 号線	北茨城市磯原町上相田 主要地方道日立いわき線交差から	上相田工業団地まで
	北茨城市道 3405 号線	北茨城市磯原町本町 2 丁目 主要地方道北茨城大子線交差から	JR 磯原駅まで
	北茨城市道 4202 号線,4187 号線	北茨城市関南町神岡下 国道 6 号交差(大津港入口交差点)から	北茨城市関南町仁井田 (大津漁港)臨港道路まで
	北茨城市道 5371 号線	北茨城市関本町関本中 一般県道里根神岡上線交差から	北茨城市民病院まで
	笠間市道(笠) 2336 号線,2350 号線	笠間市笠間 国道 355 号交差(芸術の森公園入口交差点)から	笠間芸術の森公園まで
	笠間市道 2007 号線	笠間市平町 国道 355 号交差から	瀬沼川浄水場まで
	取手市道 0134 号線	取手市藤代南 3 丁目 一般県道長沖藤代線交差から	北浦川緑地まで
	取手市道 0203 号線	取手市野々井 取手市道交差から	取手北相馬保健医療センター医師会病院まで
	取手市道 1-3282 号線,1-3453 号線	取手市寺田 取手市道交差から	JA とりで総合医療センターまで

	取手市道 1526 号線	取手市寺田 国道 294 号交差(取手市役所入口交差点)から	取手市役所まで
	取手市道 2-3102 号線	取手市大曲 国道 6 号交差から	取手市萱場 一般県道谷田部藤代線交差まで
	取手市道 2-3102 号線	取手市下萱場 一般県道谷田部藤代線交差から	ハートフルふじしろ病院まで
	取手市道 2-4405 号線	取手市櫛木 一般県道守谷藤代線交差から	藤代地区河川防災ステーションまで
	牛久市道 18 号線,23 号線	牛久市田宮町 国道 6 号交差(牛久駅西入口交差点)から	牛久市青果市場まで
	牛久市道 22 号線,2720 号線	牛久市栄町 5 丁目 一般県道牛久停車場線交差(栄町 5 丁目交差点)から	牛久市役所まで
	牛久市道 22 号線	牛久市柏田町 国道 408 号交差(中柏田交差点)から	つくばセントラル病院まで
	牛久市道 249 号線	牛久市猪子町 国道 408 号交差(牛久愛和病院入口交差点)から	牛久愛和総合病院まで
	つくば市道 1015 号線,2017 号線	つくば市春日 2 丁目 国道 408 号交差(春日 3 丁目交差点)から	筑波メディカルセンター-病院まで
	つくば市道 1 級 55 号線,5-1422 号線	つくば市柳橋 主要地方道取手つくば線交差から	筑波西部工業団地まで
	つくば市道 1 級 56 号線	つくば市御幸が丘地先から	つくば市御幸が丘地先まで
	つくば市道 1 級 66 号線	つくば市西大井 国道 408 号交差(大井北交差点)から	つくば市高崎 一般県道谷田部牛久線(高崎十字路交差点)まで
	つくば市道 2024 号線	つくば市松代 4 丁目 国道 408 号交差(保健所前交差点)から	つくば保健所まで
	つくば市道 2 級 41 号線	つくば市境田 主要地方道取手つくば線交差から	つくば市境田 一般県道谷田部藤代線交差まで
	つくば市道 2 級 46 号線	つくば市上横場 国道 345 号交差から	(財)筑波学園病院まで
	つくば市道 4-1289 号線,4-1254 号線,4-1256 号線	つくば市上境 一般県道藤沢荒川沖線交差から	つくばヘリポート管理事務所まで
	つくば市道 4-4230 号線,1 級 50 号線,4-3189 号線	つくば市並木 土浦つくば線交差(並木 1 丁目交差点)から	筑波病院まで
	つくば市道 5-1429 号線	つくば市御幸が丘 つくば市道交差から	つくば市苅間 つくば市道交差まで
	つくば市道 5-1711 号線	つくば市研究学園 1 丁目 主要地方道取手つくば線交差(つくば市役所前交差点)から	つくば市役所まで
	つくば市道 5-3483 号線	つくば市谷田部 一般県道谷田部藤代線交差から	沼尻産業(株)谷田部物流センターまで
	つくば市道 5-3639 号線,5-3642 号線,5-3687 号線	つくば市みどりの 国道 354 号交差(上萱丸交差点)から	東日本高速道路(株)関東支社つくば工事事務所まで
	つくば市道 7-3020 号線	つくば市研究学園 1 丁目 主要地方道取手つくば線交差(研究学園西交差点)から	つくば市消防本部まで
	ひたちなか市道 1 級 12 号線	ひたちなか市高野 主要地方道瓜連馬渡線(高野十字路交差点)から	ひたちなか市高場 ひたちなか市道交差(高場十字路交差点)まで
	ひたちなか市道 1 級 16 号線	茨城県ひたちなか市表町 ひたちなか市道交差(表町中央交差点)から	ひたちなか総合病院まで
	ひたちなか市道 1 級 1 号線	ひたちなか市勝田中央 ひたちなか市道交差(勝田駅入口交差点)から	JR 勝田駅前広場まで
	ひたちなか市道 1 級 8 号線,中央地区 474 号線	ひたちなか市中根 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	勝田病院まで
	ひたちなか市道中央地区 2 級 12 号線	ひたちなか市東石川 2 丁目 ひたちなか市道交差から	ひたちなか市役所まで
	ひたちなか市道湊 1 級 1 号線	ひたちなか市和田町 3 丁目 (那珂湊漁港)臨港道路交差から	ひたちなか市湊本町 ひたちなか市道交差まで
	ひたちなか市道湊 2 級 6 号線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 一般県道磯崎港線交差から	ひたちなか市新光町 一般県道磯崎港線交差まで

	ひたちなか市道湊中部地区 35 号線	ひたちなか市湊本町 主要地方道水戸那珂湊線交差(湊本町交差点)から	ひたちなか市湊本町 ひたちなか市道交差(魚市場前交差点)まで
	ひたちなか市道湊北部 409 号線	ひたちなか市新光町 一般県道那珂湊大洗線交差から	ひたちなか保健所まで
	鹿嶋市道 0103 号線	鹿嶋市宮中 国道 51 号交差(宮中北交差点)から	小山記念病院まで
	鹿嶋市道 0105 号線	鹿嶋市宮中 国道 124 号交差(鹿嶋市役所西交差点)から	鹿嶋市役所まで
	鹿嶋市道 0105 号線,8010 号線,8022 号線	鹿嶋市宮中 国道 124 号交差(鹿嶋市役所西交差点)から	鹿嶋警察署まで
	鹿嶋市道 0109 号線,5246 号線,5533 号線	鹿嶋市宮中 主要地方道茨城鹿島線交差から	鹿行水道事務所まで
	鹿嶋市道 8268 号線	鹿嶋市栗生 一般県道栗生木崎線交差から	鹿島港湾・空港整備事務所まで
	潮来市道(潮)1 級 13 号線	潮来市延方 主要地方道水戸神栖線交差から	鹿島物流(株)潮来倉庫まで
	潮来市道(潮)1059 号線	潮来市潮来 一般県道潮来佐原線交差から	潮来港(地方)まで
	潮来市道(潮)928 号線	潮来市潮来 国道 51 号交差(土木事務所入口交差点)から	潮来土木事務所まで
	守谷市道 102 号線	守谷市御所ヶ丘 1 丁目 国道 294 号交差(新守谷駅前交差点)から	総合守谷第一病院まで
	守谷市道 109 号線	守谷市立沢 主要地方道野田牛久線交差(野目里塚交差点)から	守谷慶友病院まで
	守谷市道 3030 号線	守谷市中央一丁目 国道 294 号交差(守谷駅入口交差点)から	TX 守谷駅まで
	守谷市道 4026 号線	守谷市大柏 主要地方道取手豊岡線交差から	守谷 SA まで
	守谷市道 4062 号線	守谷市大柏 主要地方道取手豊岡線交差から	守谷 SA まで
	常陸大宮市道 10216 号線	常陸大宮市中富町 国道 118 号交差(市役所入口交差点)から	常陸大宮市役所まで
	常陸大宮市道 1-11 号線,2-10 号線	常陸大宮市東富町 国道 118 号交差から	常陸大宮土木事務所まで
	常陸大宮市道 1-4 号線	常陸大宮市泉 国道 118 号交差(大宮警察署前交差点)から	大宮警察署まで
	常陸大宮市道 21153 号線	常陸大宮市姥賀町 国道 118 号交差から	ひたちなか保健所常陸大宮支所まで
	常陸大宮市道 21307 号線	常陸大宮市田子内町 国道 293 号交差(済生会病院前交差点)から	常陸大宮済生会病院まで
	那珂市道 60021 号線,82634 号線	那珂市鴻巣 主要地方道瓜連馬渡線交差から	那珂市役所まで
	那珂市道 6-0023 号線	那珂市菅谷鷺内 主要地方道瓜連馬渡線交差(ひばりヶ丘交差点)から	小豆畑病院まで
	那珂市道 8-2743 号線	那珂市豊喰 国道 118 号交差から	県中央水道事務所まで
	筑西市道 下 1 級-15 号線,関 1 級-13 号線	筑西市下野殿 一般県道谷和原筑西線交差(下野殿交差点)から	県西水道事務所まで
	筑西市道 下 1 級-37 号線,下 5B-588 号線	筑西市一本松 筑西市道交差から	東邦薬品(株)下館営業所まで
	筑西市道下 1 級-28 号線,下 5B-585 号線,下 5B-81 号線,下 5B-75 号線	筑西市大町 主要地方道石岡筑西線交差(本城町交差点)から	筑西保健所まで
	筑西市道下 3B-367 号線,下 3B-475 号線	筑西市玉戸 国道 50 号交差から	五光物流(株)玉戸倉庫まで
	筑西市道下 5B-88 号線	筑西市丙 一般県道下館停車場線交差(アルテリオ前交差点)から	宮田医院まで

	筑西市道関2級-13号線,関3B-495号線,関3B-483号線	筑西市木戸 国道294号交差から	大圃病院まで
	坂東市道岩1級13号線	坂東市岩井 国道354号交差(岩井交番西交差点)から	坂東市辺田 国道354号交差(辺田交差点)まで
	稲敷市道(江)1級21号線	稲敷市犬塚 一般県道稲敷阿見線交差から	稲敷市役所まで
	稲敷市道(江)3544号線(江戸崎新利根線バイパス供用開始まで)	稲敷市沼田 首都圏中央連絡自動車道(稲敷IC)から	稲敷市江戸崎 一般県道稲敷阿見線交差まで
	かすみがうら市道0011号線	かすみがうら市上土田 かすみがうら市道交差から	かすみがうら市消防本部まで
	かすみがうら市道6-0001号線	かすみがうら市上土田 国道6号交差(千代田庁舎入口交差点)から	かすみがうら市役所まで
	かすみがうら市道6-0012号線,6-0013号線	かすみがうら市上稲吉 国道6号交差(上稲吉交差点)から	入江金属工業(株)土浦倉庫まで
	桜川市道0141号線,Y1016号線	桜川市高森 一般県道東山田岩瀬線交差から	さくらがわ地域医療センターまで
	神栖市道1-2号線	神栖市波崎西部本郷 国道124号交差(波崎総合支所入口交差点)から	波崎総合支所・防災センターまで
	神栖市道1-9号線,1371号線,1393号線	神栖市波崎東部東明神前 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市波崎新港(波崎漁港)臨港道路交差まで
	神栖市道2-26号線	神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3163号線	神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3164号線	神栖市砂山 神栖市道交差から	神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差まで
	神栖市道3165号線	神栖市砂山 神栖市道交差から	神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差まで
	神栖市道3166号線	神栖市砂山 一般県道須田奥野谷線交差から	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道3167号線	神栖市砂山 神栖市道交差から	神栖市砂山 一般県道深芝浜波崎線交差まで
	神栖市道6-9号線,6-16号線,8-606号線	神栖市知手 国道124号交差から	軽野港まで
	神栖市道6-9号線,8-299号線	神栖市筒井 主要地方道水戸神栖線交差から	白十字総合病院まで
	神栖市道8-0871号線	神栖市知手中央7丁目 一般県道須田奥野谷線交差(済生会病院前交差点)から	神栖済生会病院まで
	神栖市道8-100号線,8-102号線	神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市東和田 神栖市道8-102号線末端まで
	神栖市道8-101号線	神栖市東和田 一般県道奥野谷知手線交差から	神栖市東和田 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1025号線	神栖市堀割1丁目 国道124号交差(堀割1丁目交差点)から	(株)メディセオ鹿島支店まで
	神栖市道8-103号線,8-1227号線	神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から	鹿島下水道事務所まで
	神栖市道8-104号線	神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差(深芝浜交差点)から	神栖市東和田 神栖市道8-104号線末端まで
	神栖市道8-109号線	神栖市東深芝 神栖市道交差(港公園入口交差点)から	鹿島港湾事務所まで
	神栖市道8-110号線	神栖市東深芝 神栖市道交差から	神栖市東深芝 神栖市道8-110号線末端まで
	神栖市道8-111号線	神栖市東深芝 神栖市道交差から	神栖市東深芝 神栖市道8-111号線末端まで
	神栖市道8-1228号線	神栖市南浜 神栖市道交差から	神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道8-1229号線	神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差(知手歩道橋交差点)から	神栖市南浜 神栖市道交差まで

	神栖市道 8-1230 号線	神栖市南浜 神栖市道交差から	神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道 8-1233 号線	神栖市南浜 神栖市道交差から	神栖市日川 神栖市道 8-1233 号線 末端まで
	神栖市道 8-1294 号線	神栖市南浜 神栖市道交差から	神栖市南浜 神栖市道交差まで
	神栖市道 8-1583 号線	神栖市南浜 神栖市道交差から	神栖市南浜 神栖市道 8-1583 号線 末端まで
	神栖市道 8-1593 号線	神栖市日川浜 神栖市道交差から	神栖市柳川若ノ松 神栖市道交差ま で
	神栖市道 8-1620 号線	神栖市奥野谷浜 神栖市道交差から	神栖市奥野谷浜 神栖市道 8-1620 号線末端まで
	神栖市道 8-1619 号線	神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市東和田 一般県道深芝浜波崎 線交差まで
	神栖市道 8-1621 号線	神栖市奥野谷浜 一般県道深芝浜波崎線交差から	神栖市北浜地先まで
	神栖市道 8-1731 号線	神栖市奥野谷浜 神栖市道交差から	神栖市奥野谷浜 神栖市道交差まで
	神栖市道 8-505 号線,神栖市道 8-500 号線	神栖市木崎 国道 124 号交差(神栖市役所前交差 点)から	神栖市役所まで
	銚田市道 8-5062 号線	銚田市銚田 主要地方道小川銚田線交差から	高須病院まで
	銚田市道 8-5103 号線	銚田市銚田 主要地方道水戸銚田佐原線交差(銚 田市役所入口交差点)から	銚田市役所まで
	銚田市道 8-5104 号線,8-5105 号 線	銚田市大宇塔ヶ崎 主要地方道小川銚田線交差か ら	銚田警察署まで
	つくばみらい市道 105 号線,5-3323 号線	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線交差から	沼尻産業(株)つくばアーカイブセンタ ーまで
	つくばみらい市道 133 号線	つくばみらい市福田 一般県道常総取手線交差(福 田交差点)から	つくばみらい市役所まで
	小美玉市道玉 23 号線	小美玉市栗又四ヶ 国道 355 号交差から	石岡循環器科脳神経外科病院まで
	小美玉市道玉 5 号線,玉 21 号線	小美玉市栗又四ヶ 国道 355 号交差から	石岡地区通運(株)A 棟まで
	小美玉市道小 109 号線	小美玉市小川 一般県道紅葉石岡線交差(小川総 合支所入口交差点)から	小美玉市消防本部まで
	小美玉市道小 116 号線,小 30614 号線,小 30607 号線,小 115 号線	小美玉市下吉影 主要地方道水戸神栖線交差から	航空自衛隊第 7 航空団(百里)まで
	小美玉市道美 1-9 号線	小美玉市堅倉 国道 6 号交差(堅倉中央交差点)か ら	美野里運送倉庫(株)美野里運送倉 庫 2 号まで
	小美玉市道美 230 号線	小美玉市西郷地 国道 6 号交差から	十和運送(株)倉庫 A 棟まで
	茨城町道 110 号線	東茨城郡茨城町大戸上郷 主要地方道内原塩崎線 交差から	東茨城郡茨城町近藤 茨城町道交差 まで
	茨城町道 217 号線	東茨城郡茨城町近藤 茨城町道交差から	茨城県赤十字血液センターまで
	茨城町道 2525 号,2567 号線	東茨城郡茨城町中央工業団地 主要地方道玉里水 戸線交差から	東邦薬品(株)水戸営業所まで
	茨城町道 4002 号線	東茨城郡茨城町小堤 主要地方道大洗友部線交差 から	茨城町役場まで
	大洗町道 6-07 号線	東茨城郡大洗町桜道 主要地方道水戸銚田佐原線 交差(大洗駅入口交差点)から	鹿島臨海鉄道(株)まで
	大洗町道 8-1118 号線	東茨城郡大洗町磯浜町 主要地方道水戸銚田佐原 線交差から	大洗町消防本部まで
	大洗町道 8-2087 号線,8-2002 号 線	東茨城郡大洗町港中央 主要地方道水戸銚田佐原 線交差から	大洗海岸病院まで
	城里町道 1473 号線,1523 号線	東茨城郡城里町石塚 主要地方道日立笠間線交差 (笠間街道入口交差点)から	城里町役場まで

	東海村道 0103 号線,0106 号線	那珂郡東海村舟石川駅東2丁目 主要地方道常陸那珂港山方線交差(合同庁舎前交差点)から	JR 東海駅まで
	東海村道 0106 号線	東海村立東海病院から	那珂郡東海村村松押延 一般県道豊岡佐和停車場線交差まで
	東海村道 1057 号線	那珂郡東海村東海3丁目 主要地方道常陸那珂港山方線交差(東海村役場入口交差点)から	東海村役場まで
	大子町道 2459 号線	久慈郡大子町大子 国道 461 号交差(大子町役場前交差点)から	大子工務所まで
	大子町道 111 号線,3468 号線	久慈郡大子町北田気国道 118 号交差(松沼南交差点)から	大子町役場まで
	美浦村道 101 号線	稲敷郡美浦村受領 国道 125 号交差(美浦中央跨道橋)から	美浦村役場まで
	美浦村道 2231 号線	稲敷郡美浦村大谷 国道 125 号交差から	美浦中央病院まで
	美浦村道 2924 号線	稲敷郡美浦村大山 一般県道上新田木原線交差から	大山水防拠点まで
	阿見町道 1052 号線	稲敷郡阿見町住吉2丁目 主要地方道土浦竜ヶ崎線交差(阿見住吉交差点)から	陸上自衛隊朝日燃料支処(朝日分屯地)まで
	阿見町道 4337 号線	稲敷郡阿見町追原 一般県道稲敷阿見線交差から	阿見浄水場まで
	河内町道 2218 号線	稲敷郡河内町源清田 主要地方道取手東線交差(河内町役場交差点)から	河内町役場まで
	八千代町道 2007 号線	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号交差(八千代町役場入口交差点)から	八千代町役場まで
	五霞町道 55 号線,3446 号線,1619 号線,1577 号線,3467 号線	山王地区河川防災ステーションから	五霞町江川 一般県道西関宿栗橋線交差まで
	境町道 1-24 号線	猿島郡境町境旭町 主要地方道結城野田線交差(旭町交差点)から	境町役場まで
	境町道 1-3 号線	猿島郡境町長井戸 主要地方道結城野田線交差(長井戸交差点)から	境工事事務所まで
	境町道 1-3 号線	猿島郡境町長井戸 主要地方道結城野田線交差(長井戸交差点)から	猿島郡境町長井戸 一般県道尾崎境線交差(長井戸西交差点)まで
	境町道 1661 号線	猿島郡境町長井戸 一般県道尾崎境線交差から	茨城西南医療センター病院まで
	利根町道 2220 号線	北相馬郡利根町中田切 主要地方道千葉竜ヶ崎線交差から	北相馬郡利根町布川 主要地方道取手東線交差まで
	利根町道 2523 号線	北相馬郡利根町羽中 主要地方道取手東線交差から	流域下水道事務所 利根浄化センターまで
(臨港道路)			
	(茨城港常陸那珂港区)臨港道路 6 号線	ひたちなか市長砂 一般県道常陸海浜公園線交差から	流域下水道事務所 那珂久慈浄化センターまで
	(茨城港大洗港区)臨港道路 1 号線	東茨城郡大洗町港中央 (茨城港大洗港区)臨港道路交差から	茨城港湾事務所大洗港区事務所まで
	(茨城港日立港区)臨港道路 1 号線	日立市久慈町1丁目 国道 245 号交差(日立港入口交差点)から	日立市久慈町1丁目 (茨城港日立港区)臨港道路交差まで
	(茨城港日立港区)臨港道路 2 号線	日立市久慈町1丁目 国道 245 号交差(久慈派出所前交差点)から	茨城港湾事務所日立港区事業所まで
	(茨城港日立港区)臨港道路 5 号線第 5 埠頭道路	日立市留町 国道 245 号交差(留町交差点)から	東京ガス(株)日立 LNG 基地まで
	(鹿島港)南公共埠頭臨港道路	神栖市奥野谷 一般県道奥野谷知手線交差(南公共埠頭入口交差点)から	鹿島埠頭(株)鹿島港南物流センターまで
	(那珂湊漁港)臨港道路 V4	ひたちなか市和田町3丁目 ひたちなか市道交差から	那珂湊漁港まで
	(那珂湊漁港)臨港道路 V7	ひたちなか市和田町3丁目 ひたちなか市道交差から	第三管区海上保安本部 茨城海上保安部まで
	久慈漁港進入路	日立市久慈町1丁目 国道 245 号交差(日立港入口交差点)から	日立市久慈町1丁目 (久慈漁港)臨港道路交差まで

	(土浦港)新港地区臨港道路	土浦市湖北2丁目 土浦市道交差から	土浦港(地方)まで
	(会瀬漁港)臨港道路 6-①	日立市会瀬町1丁目 (会瀬漁港)臨港道路交差から	会瀬漁港まで
	(会瀬漁港)臨港道路 6-③	日立市会瀬町1丁目 一般県道会瀬港線交差から	日立市会瀬町1丁目 (会瀬漁港)臨港道路交差まで
	(大津漁港)臨港道路 V2	北茨城市大津町 (大津漁港)臨港道路末端から	大津漁港まで
	(大津漁港)臨港道路 V3	北茨城市関南町仁井田 北茨城市道から	大津漁港まで
	(磯崎漁港)臨港道路 V2	ひたちなか市磯崎町 一般県道中根平磯崎線交差から	磯崎漁港まで
	(久慈漁港)臨港道路 V5,V6	日立市久慈町1丁目 久慈漁港進入路から	久慈漁港まで
	(平潟漁港)臨港道路 W2	北茨城市平潟町 一般県道平潟港線交差から	平潟漁港まで
	(波崎漁港)臨港道路 W3,W4,W5,W6	神栖市波崎 神栖市道から	波崎漁港まで
	(鹿島港)臨港道路北公共1号線	神栖市居切 一般県道粟生木崎線交差から	神栖市居切 神栖市道交差まで

緊急輸送道路ネットワーク計画図



茨城県

令和4年3月改定(令和7年3月一部改定)
 発行人 茨城県土木部道路維持課
 道路保全強化推進室
 〒310-8555
 水戸市笠原町978番6
 TEL 029-301-4445
 FAX 029-301-4469

緊急輸送道路ネットワークとは
 地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を連絡し、又は防災拠点を相互に連絡する道路をいいます。

緊急輸送道路ネットワーク区分
 緊急輸送道路は接続する拠点を道路の役割などにより以下の3区分で指定しています。

ネットワーク	設定の考え方	対象となる道路の種類
第1次緊急輸送道路ネットワーク	・広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸・交通軸上の防災拠点(Aランク)を連絡する道路。または防災拠点(Aランク)を相互に連絡する道路	・広域道路網(高速道路、自動車道) ・地域間の交通軸(補助国道及び一部の主要な県道) ・Aランクの防災拠点へのアクセス道路(ただし、ネットワークとして設定できる区間) 拠点を相互に連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路 ・第1次緊急輸送道路と防災拠点(Bランク)を連絡する道路。または防災拠点(A、Bランク)を相互に連絡する道路	・地域間の交通軸の代替性を補完する道路 ・津道び道路 ・Bランクの防災拠点へのアクセス道路(ただし、ネットワークとして設定できる区間)
第3次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを連絡する道路	・Cランクの防災拠点へのアクセス道路 ・AランクおよびBランクの防災拠点へのアクセス道路のうち、ネットワークとして設定できない区間

重要度区分	重要度区分の考え方	特性による区分		
		総合防災体制によるもの	救急医療体制によるもの	農業、建設地によるもの
Aランク	拠点の特性の各区分において、中核となる拠点及び陸路の代替を行う上で重要な役割を担う拠点	県庁	災害拠点病院	空港、重要港湾、ヘリポート
Bランク	中核となる拠点と連携し、各分野の中核的な役割を担う拠点及び被災後の生活上重要な拠点	市町村役場 自動車基地 県立機関 警察署 指定行政機関 消防本部	保健所	飛行場、港湾 道の駅、IC 広域防災拠点(備蓄基地) 広域防災拠点 製油所、油槽所
Cランク	緊急輸送には直接関係しないが、救済活動、復旧活動を行う上で、重要な役割を担う拠点	指定公共機関(電鉄、電気、ガス等)	救急告示医療機関	駅前広場 広域物流拠点 農業部需給拠点 災害時長時被災者拠点



- 凡例**
- 防災拠点(Aランク)
 - 防災拠点(Bランク)
 - 防災拠点(Cランク)
 - 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路

※既に令和8年度までに開通が予定されている道路を含んでいます。

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHf72
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

10-2 輸送関係機関団体

機関・団体	主管課	所在地・電話番号	所掌事務又は業務
茨城県警察本部	交通規制課 警察署	水戸市笠原町 978-6 029(301)0110	災害対策基本法第76条に 基づく通行の禁止及び制 限、緊急通行車両の確認 (標章及び証明書の交 付)
茨城県	防災・危機管 理課	水戸市笠原町 978-6 029(301)1111	県の実施する輸送の計画 及び実施、災害救助法第 24条第1項に基づく従事 命令、同法同条第2項の要 求
関東運輸局茨城運輸 支局 (指定地方行政機関)	輸送担当	水戸市住吉町353 029(247)5348 音声ガイダンス「1」	災害救助法第7条第2項に 基づく従事命令
関東運輸局茨城運輸 支局鹿島海事事務所 (指定地方行政機関)	次長	神栖市東深芝9 0299(92)2604	同 上
東日本旅客鉄道株式 会社 (指定公共機関)	総務・広報・ 勤労ユニッ ト	水戸市三の丸 1-4-47 029(227)5884	鉄道輸送
日本通運株式会社茨 城支社 (指定公共機関)	業務	つくば市谷田部 3357-1 029(886)5024	トラック輸送

機関・団体	主管課	所在地・電話番号	所掌事務又は業務
茨城交通株式会社 (指定地方公共機関)	総務課	水戸市袴塚3-5-36 029(251)2331	バス輸送
関東鉄道株式会社 (指定地方公共機関)	総務部	土浦市卸町1-1-1 029(846)0234	バス輸送 鉄道輸送
首都圏新都市鉄道株式会社 (指定地方公共機関)	企画調整課	東京都千代田区神田練堀町85番地 JEBL秋葉原スクエア 03(5298)5752	鉄道輸送
一般社団法人茨城県トラック協会 (指定地方公共機関)	業務部	水戸市見川町 2440-1 029(303)6363(代)	トラック輸送
陸上自衛隊	第1施設団本部 第3科	古河市上辺見1195 0280(32)4141内線 236	災害派遣
航空自衛隊	第7航空団 防衛班	小美玉市百里170 0299(52)1331	同上
海上自衛隊	横須賀地方総監部 第3幕僚室	神奈川県横須賀市西逸見町1 0468(22)3500	同上

10-3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

(1) 異常気象時通行規制区間

(令和7年4月1日現在)

番号	路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長(km)		
1	宇都宮笠間線	笠間市片庭	1.0	土砂崩落	有
2	小川鉾田線	鉾田市借宿	0.1	道路冠水	無
3	日立いわき線	北茨城市華川町上小津田 関本町富士ヶ丘	1.0	路肩崩落 土砂崩落	有
4	北茨城大子線	北茨城市中郷町松井 高萩市横川	6.2	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
5	北茨城大子線	高萩市上君田 下君田	5.7	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
6	北茨城大子線	常陸太田市里川町大根久保45 里川町徳田町共有地	3.5	落石	有
7	塙大津港線	北茨城市関本町小川 華川町花園	10.0	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
8	塙大津港線	北茨城市関本町才丸 富士ヶ丘	6.0	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
9	大子那須線	久慈郡大子町上野宮	9.6	落石・崩土	無
10	常陸太田那須烏山線	常陸太田市棚谷町 赤土町	2.8	落石・地すべり	有
11	常陸太田那須烏山線	常陸太田市下檜沢3,744 下檜沢3,730	0.3	落石	有
12	大子美和線	久慈郡大子町大沢 栃原	9.8	落石・崩土	無
13	大子美和線	常陸大宮市高部	1.4	落石・土砂崩落	有
14	常陸太田大子線	久慈郡大子町小生瀬 大生瀬	3.2	落石・崩土	無
15	日立山方線	常陸太田市赤土町一本松1,464 西染町1,505-1	4.0	落石	有
16	日立山方線	日立市宮田町	1.9	土砂崩落	有
17	笠間緒川線	東茨城郡城里町塩子	1.0	落石	有
18	笠間つくば線	笠間市本戸	1.5	地すべり・落石	有
19	笠間つくば線	石岡市太田	3.0	地すべり・落石	有
20	常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町 新光町	1.6	路面崩落 路肩崩落	有

番号	路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長(km)		
21	常陸那珂港南線	ひたちなか市新光町 部田野	2.9	法面崩落 路肩崩落	有
22	十王里美線	日立市十王町高原	1.3	土砂崩落	無
23	日立中央 インター線	日立市助川町 白銀町	1.6	路肩崩落 土砂崩落	有
24	高萩塙線	高萩市下君田字宿 下君田字柳沢	11.0	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
25	真岡岩瀬線	桜川市大泉	0.9	土砂崩落	有
26	石岡つくば線	石岡市仏生寺 つくば市平沢	5.5	法面崩落・崩土	有
27	山方常陸大宮線	常陸大宮市小貫3,096 照山1-1	2.0	落石・土砂崩落	有
28	赤沢茂木線	東茨城郡城里町御前山	0.5	落石	有
29	筑波公園永井線	つくば市筑波 土浦市小野	11.7	落石・路肩崩落 土砂崩落	有
30	上君田小妻線	高萩市上君田	3.5	落石・路肩崩落 土砂崩落	無
31	上君田小妻線	常陸太田市小妻町行石1,565-2 国有林高萩市界	8.1	落石・土砂崩落	無
32	山方水府線	常陸大宮市諸沢2,604 諸沢3,116	2.1	落石・土砂崩落	有
33	山内上小瀬線	常陸大宮市千田540 入本郷457-3	1.1	落石・土砂崩落	無
34	上檜沢下小川 停車場線	常陸大宮市市久隆1,031 盛金2922-1	5.9	落石・土砂崩落	有
		34箇所	131.7		

(2) 特殊通行規制区間

(令和7年4月1日現在)

番号	路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長(km)		
1	国道118号	常陸大宮市盛金993 盛金1,494	2.2	土砂崩落	有
2	国道123号	東茨城郡城里町石塚	0.3	落石・土砂崩落	有
3	国道125号	古河市西牛谷 旭町	0.8	道路冠水	有
4	石岡筑西線	石岡市上曾	3.0	落石・法面崩落	有
5	石岡筑西線	桜川市真壁町山尾	2.0	土砂崩落	有
6	結城野田線	猿島郡境町長井戸 住吉町	0.9	道路冠水	無
7	北茨城大子線	常陸太田市小中町 小妻町	2.8	路肩崩落	有
8	日立山方線	日立市宮田町 入四間町	6.0	路肩崩落 土砂崩落	有
9	笠間つくば線	石岡市小幡 つくば市沼田	7.8	落石・崩落 法面崩落	有
10	土浦笠間線	石岡市大増	0.9	崩土・法面崩落	有
11	土浦笠間線	桜川市木植	1.0	土砂崩落	有
12	月岡真壁線	石岡市小幡	3.0	落石・法面崩落	有
13	月岡真壁線	桜川市真壁町山尾 真壁町田	2.0	土砂崩落	有
14	水沼磯原線	北茨城市華川町水沼 小豆畑	3.0	路肩崩壊 土砂崩落	有
15	上野宮下金沢線	久慈郡大子町榎野地 左貫	1.8	落石・路肩崩落	有
16	下檜沢上小瀬線	常陸大宮市上小瀬2,693-1 上小瀬5,436-3	2.0	落石・土砂崩落	有
17	石井大子線	久慈郡大子町中郷	0.2	落石・土砂崩落	無
18	鶏足山片庭線	笠間市片庭字片倉 由良良石	2.0	落石・土砂崩落	無
19	原中田線	古河市大堤	1.1	道路冠水	無
20	八溝山公園線	久慈郡大子町上野宮1,532-6 上野宮2,146-2	7.6	落石・土砂崩落	無
21	深沢岩瀬線	桜川市門毛	2.0	土砂崩落	有
22	諸沢西金停車場線	常陸大宮市諸沢5,031 北富田955	2.0	落石・土砂崩落	無
23	諸沢西金停車場線	久慈郡大子町西金	3.3	落石・土砂崩落	無
合計		23箇所	57.7		

10-4 東日本旅客鉄道(株)の旅客輸送能力 (2025年3月改正後の輸送力)

ア 常磐線

種別 \ 区間別	土浦～水戸		水戸～高萩	
	本数	輸送力	本数	輸送力
下り	85	72,768	59	45,432
上り	86	74,128	59	45,432
計	171	146,896	118	90,864

種別 \ 区間別	高萩～いわき	
	本数	輸送力
下り	40	30,960
上り	39	30,280
計	79	61,240

イ 水戸線

種別 \ 区間別	下館～友部	
	本数	輸送力
下り	24	16,320
上り	24	16,320
計	48	32,640

ウ 水郡線

種別 \ 区間別	水戸～上菅谷		上菅谷～常陸大子	
	本数	輸送力	本数	輸送力
下り	26	6,960	18	4,884
上り	26	6,747	19	4,884
計	52	13,707	37	9,768

- 備考
- 1 輸送力は車両定員数を示す。
 - 2 土浦～水戸間は水戸線を含む。
 - 3 水戸～上菅谷間は太田線を含む。
 - 4 常磐線には、特急列車を含む（ただし夜行寝台を除く）。
 - 5 水戸～高萩間には、水戸～勝田間のみ運転する列車を含まない。

11 災害時医療・避難行動要支援者

1 1 - 1 災害拠点病院・DMAT指定医療機関位置図

令和6年4月1日現在

凡例	区分	二次保健医療圏	医療機関名
①	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
②	地域	水戸	水戸赤十字病院
③	地域	水戸	茨城県立中央病院
④	地域	水戸	水戸済生会総合病院
⑤	地域	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
⑥	地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院
⑦	地域	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院
⑧	地域	鹿行	神栖済生会病院
⑨	地域	土浦	総合病院 土浦協同病院
⑩	地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
⑪	地域	つくば	筑波大学附属病院
⑫	地域	つくば	筑波記念病院
⑬	地域	取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター
⑭	地域	取手・竜ヶ崎	つくばセントラル病院
⑮	地域	取手・竜ヶ崎	牛久愛和総合病院
⑯	地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
⑰	地域	古河・坂東	古河赤十字病院
⑱	地域	古河・坂東	茨城西南医療センター病院
(19)	DMAT指定医療機関		総合病院 水戸協同病院
(20)	DMAT指定医療機関		取手北相馬保健医療センター医師会病院
(21)	DMAT指定医療機関		社会医療法人達生堂 城西病院



11-2 災害支援ナース派遣協定締結医療機関

医療機関名	所在地
一般財団法人筑波麓仁会 筑波学園病院	茨城県つくば市上横場2573-1
筑波メディカルセンター病院	茨城県つくば市天久保1-3-1
医療法人蔦会 アイビークリニック	茨城県ひたちなか市笹野町1-3-1
株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院	茨城県ひたちなか市石川町20-1
茨城県立医療大学付属病院	茨城県稲敷郡阿見町阿見4733
東京医科大学茨城医療センター	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
医療法人盡誠会 宮本病院	茨城県稲敷市幸田1247
茨城西南医療センター病院	茨城県猿島郡境町2190
牛久愛和総合病院	茨城県牛久市猪子町896
社会医療法人若竹会 つくばセントラル病院	茨城県牛久市柏田町1589-3
結城病院	茨城県結城市結城9629-1
古河赤十字病院	茨城県古河市下山町1150
友愛記念病院	茨城県古河市東牛谷707
さくらがわ地域医療センター	茨城県桜川市高森1000
公益財団法人 鹿島病院	茨城県鹿嶋市平井1129-2
医療法人社団輝峰会 東取手病院（訪問看護ステーション東取手）	茨城県取手市井野268
JAとりで総合医療センター	茨城県取手市本郷2-1-1
公益社団法人 取手市医師会 取手北相馬保健医療センター医師会病院	茨城県取手市野々井1926
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 茨城県済生会 常陸大宮済生会病院	茨城県常陸大宮市田子内町3033-3
社会福祉法人 恩賜財団 済生会 神栖済生会病院	茨城県神栖市知手中央7-2-45
医療法人住吉クリニック 住吉クリニック病院	茨城県水戸市住吉町193-97
茨城県立こども病院	茨城県水戸市双葉台3-3-1
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 茨城県済生会 水戸済生会総合病院	茨城県水戸市双葉台3-3-10
社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	茨城県水戸市六反田町1136-1
地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター	茨城県筑西市大塚555
厚生連土浦訪問看護ステーション	茨城県土浦市おおつ野4-1-1
総合病院 土浦協同病院	茨城県土浦市おおつ野4-1-1
土浦リハビリテーション病院(介護医療院)	茨城県土浦市真鍋新町11-7
医療法人財団 県南病院	茨城県土浦市中1087
国立病院機構 水戸医療センター	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280
公益財団法人 報恩会 石崎病院	茨城県東茨城郡茨城町上石崎4698
医療法人青燈会 小豆畑病院	茨城県那珂市菅谷605
社会医療法人愛宣会 ひたち医療センター	茨城県日立市鮎川町2-8-16
株式会社日立製作所 日立総合病院	茨城県日立市城南町2-1-1
医療法人聖麗会 聖麗メモリアル病院	茨城県日立市茂宮町841
社会福祉法人 恩賜財団 済生会 龍ヶ崎済生会病院	茨城県龍ヶ崎市中里1-1
白十字総合病院	茨城県神栖市賀2148
一般社団法人 茨城県きぬ医師会（きぬ医師会訪問看護ステーション）	茨城県常総市新井木町13-3

茨城県立あすなろの郷病院	茨城県水戸市杉崎町1460
県北医療センター 高萩協同病院	茨城県高萩市大字上手綱上ヶ穂町1006-9
医療法人 桜丘会 水戸ブレインハートセンター	茨城県水戸市青柳町4028
村立東海病院	茨城県那珂郡東海村大字村松2081-2
医療法人 社団筑波記念会 筑波記念病院	茨城県つくば市要1187-299
医療法人 翡翠会 那珂記念MITOクリニック	茨城県ひたちなか市勝田中央5-1平戸ビル3階 301号
医療法人 社団善仁会 小山記念病院	茨城県鹿嶋市厨5-1-2
公益社団法人 地域医療振興協会 石岡第一病院	茨城県石岡市東府中1-7
北茨城市民病院	茨城県北茨城市関南町関本下1050番地
茨城県立中央病院	茨城県笠間市鯉淵6528
総合病院 水戸協同病院	茨城県水戸市宮町3-2-7
筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
社会医療法人 社団光仁会 総合守谷第一病院	茨城県守谷市松前台1丁目17

11-3 救急車保有台数

(R6.4.1現在)

消防本部名	台数	消 防 本 部 名	台数
水戸市消防局	12	大子町消防本部	3
日立市消防本部	10	鹿島地方事務組合消防本部	9
土浦市消防本部	7	茨城西南広域消防本部	16
石岡市消防本部	6	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	11
常陸太田市消防本部	5	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	9
高萩市消防本部	3	鹿行広域事務組合消防本部	10
北茨城市消防本部	4	稲敷広域消防本部	18
笠間市消防本部	5	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	10
取手市消防本部	6		
つくば市消防本部	11		
常陸大宮市消防本部	4		
那珂市消防本部	4		
かすみがうら市消防本部	4		
小美玉市消防本部	4		
茨城町消防本部	3		
大洗町消防本部	2	合 計	176

11-4 災害派遣精神医療チーム（茨城 DPAT）協定医療機関

（令和7年10月1日現在）

区分	医療機関名	所在地	電話番号	備考
日本DPAT ※1	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町654	0296-77-1151	1班
	国立大学法人 筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	029-853-3900	1班
隊	茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町654	0296-77-1151	
	国立大学法人 筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	029-853-3900	
	茨城県精神科病院協会	水戸市大串町715 (汐ヶ崎病院内)	029-269-2226	・県内30精神科病院が加入

※1 発災から概ね48時間以内に、被災した都道府県等において活動できる隊。

班を先遣隊と定義する。（平成26年1月7日付け障精発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」）

災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協力医療機関※2

（令和2年4月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	備考
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	029-254-5151	
筑波記念病院	つくば市要1187-299	029-864-1212	
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1-3-1	029-851-3511	
水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711	

※2 協力医療機関とは、茨城DPAT隊員研修を受講し、茨城DPAT隊員証を交付した上で、協力医療機関として申請があった医療機関。茨城DPAT活動への協力依頼が可能。

11-5 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱

(目的)

第1 知事は、災害時（感染症の大規模発生時等の緊急事態を含む。以下、同じ。）に備えて、茨城県医薬品卸業組合理事長（以下、「理事長」という。）と契約することにより、医薬品等（医療材料や衛生材料など人命救助に必要な物品を含む。以下、同じ。）の確保・備蓄を行うものとする。

(指定医薬品卸業者)

第2 医薬品等の確保・備蓄を行う医薬品卸業者（以下、「指定医薬品卸業者」という。）は別表第1のとおりとし、施設は別表第2のとおりとする。

(医薬品等の確保・備蓄)

第3 災害時の応急医療に使用する医薬品等の備蓄については、別表第3に掲げる品目及び数量とする。

2 指定医薬品卸業者は、災害時においても応急医療以外の医療に必要な医薬品等の確保に努めるものとし、別添「新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に必要な医療用消毒剤（医薬品）等医療用資材の優先供給に関する連携協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき、県が調達するものを含むものとする。ただし、指定医薬品卸業者が取扱できるものに限る。

3 指定医薬品卸業者は、医薬品の確保・備蓄にあたり、善良な管理者として注意義務を払うものとする。

(医薬品等の供給)

第4 理事長は、災害時に知事又は市町村長から医薬品等の供給要請があった場合は、速やかに指定医薬品卸業者を通して医薬品等を救護所等に供給するものとする。

2 理事長は、災害時の医薬品等の供給に関し、県の主催する会議等において決定した事項については、特別な事情がない限り従うものとする。

(供給報告)

第5 指定医薬品卸業者は、前項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、災害用医薬品等供給報告書（様式1）を、速やかに理事長を経由して知事に提出するものとする。

(取引価格)

第6 医薬品等の価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引き渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

(代金の請求)

第7 災害救助法に基づく救助に使用する目的で供給した医薬品等の代金は、指定医薬品卸業者が直接県又は市町村に請求するものとする。

なお、災害救助法が適用されない場合にあつては、指定医薬品卸業者と供給先が協議のうえ、その支払い方法を定めるものとする。

(備蓄状況報告)

第8 指定医薬品卸業者は、9月30日現在で災害用医薬品等確保・備蓄状況報告書（様式2）を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、当該報告書に係る状況を整理、集計のうえ、災害用医薬品等確保・備蓄状況報告書（様式3）を作成し、速やかに知事に提出するものとする。

（廃止等の届出）

第9 指定医薬品卸業者は、医薬品等の確保・備蓄場所の廃止、移転及び名称の変更をしようとするときは、あらかじめ理事長を経由して知事の承認を得るものとする。

（備蓄状況調査）

第10 知事は、必要に応じて医薬品等の確保・備蓄状況及び管理状況を調査するものとする。

様式1

年 月 日

茨城県知事 殿
茨城県医薬品卸業組合理事長 殿

所在地
名称
責任者名

印

災害用医薬品等供給報告書

標記について、下記のとおり供給しました。

記

- 1 供給先
- 2 供給年月日
- 3 供給品名、数量

分類	一般名	商品名	規格	供給数量	備考

様式2

年 月 日

茨城県医薬品卸業組合理事長 殿

所在地

名称

責任者名

印

災害用医薬品等確保・備蓄状況報告書

標記について、 年 月 日現在別紙のとおり災害用医薬品等を確保・備蓄しております。

(別紙)

災害用医薬品等確保・備蓄品目一覧

施設名

分類	一般名	商品名	規格	指定数量	備蓄数量	備考

様式3

年 月 日

茨城県知事殿

所在地
名称

印

災害用医薬品等確保・備蓄状況報告書

標記について、 年 月 日現在別紙のとおり災害用医薬品等を確保・備蓄しております。

(別紙)

災害用医薬品等確保・備蓄品目一覧

分類	一般名	商品名	規格	指定数量	総備蓄数量	備考

11-6 災害用医薬品等備蓄場所一覧

別表第1

株式会社メディセオ
株式会社スズケン
アルフレッサ株式会社
東邦薬品株式会社

別表第2

番号	ブロック	施設名称	施設所在地	電話
1	県北	(株)メディセオ 日立支店	日立市滑川町1-312	0294(22)2180
2		アルフレッサ(株) 日立支店	日立市留町字前川1270-59	0294(53)3221
3		東邦薬品(株) 日立営業所	日立市助川町2824-29	0294(33)5566
4		(株)スズケン 日立支店	日立市日高町1-6-16	0294(42)8001
5	県央	(株)メディセオ 水戸FLC	水戸市内原1-134	029(257)0620
6		アルフレッサ(株) 水戸支店	水戸市河和田3丁目2585-8	029(257)3270
7		東邦薬品(株) 水戸営業所	東茨城郡茨城町中央工業団地6-20	029(219)0533
8		(株)スズケン 水戸支店	水戸市見川町2131-115	029(244)1641
9	鹿行	(株)メディセオ 鹿島支店	神栖市堀割1-1-6	0299(92)2931
10		東邦薬品(株) 鹿島営業所	潮来市延方西1452-1	0299(66)0753
11	県南	(株)スズケン 土浦支店	土浦市大字永国991-2	029(823)8511
12		(株)メディセオ つくばFLC	土浦市卸町1-3-20	029(843)6090
13		東邦薬品(株) 土浦事業所	土浦市真鍋2-2-27	029(822)0821
14		アルフレッサ(株) つくば物流センター	つくば市上横場字道心塚2007-3	029(839)3520
15	県西	東邦薬品(株) 下館営業所	筑西市二木成1243	0296(25)2524
16		(株)スズケン 下館支店	筑西市茂田1703-3	0296(22)3111
17		アルフレッサ(株) 筑西支店	筑西市横塚1357-19	0296(21)7311
18		(株)メディセオ 筑西・古河支店	下妻市北大宝204-8	0296(30)7711 0296(30)7712
19	県外	(株)メディセオ 関東ALC	埼玉県加須市大桑1-9	0480(67)2600
20		(株)メディセオ 埼玉ALC	埼玉県三郷市上彦川戸852-1	048(950)1661

11-7 災害用医薬品等備蓄品目一覧

別表第3

薬効分類	小分類	一般名	剤形	規格	容量	主な商品名	指定数量	
細胞外補充液 維持液 代用血漿液	血液代用液	生理食塩水	注射剤		100ml	生理食塩液	2000V	
					500ml		6000V	
					1000ml		2000V	
	血液増量薬	ヒドロキシエチルデンプン配合剤	注射剤		500ml	ヘスバンダー	180V	
	電解質液			注射剤		500ml 未満	リンゲル、ハルトマン、ラクテック	500V
						500ml 以上	ソルデム、ソリタT等	3000V
	蛋白アミノ酸			注射剤		500ml 以上	ビーフリード、エルネオバ、フルカリック	1000V
	糖類剤	ブドウ糖		注射剤	20%	20ml	ブドウ糖注	2000A
					5%	20ml		2000A
					5%	500ml		2000A
					15%、20%	200ml、300ml、500ml	マンニトール(S含む)注	200V
透析関連製剤	透析液		透析用剤	液		キンダリー類、AKソリタ類、カーボスター類	200本	
	透析剤		透析用剤	粉末		キンダリー類、AKソリタ類、カーボスター類	300袋	
	腎性貧血薬		注射剤			ネスブ、エボジン類	500A(筒)	
解熱鎮痛消炎剤 (小児用含)	(内服)	アセトアミノフェン	錠剤	200mg		カロナール錠等	46000T	
		ジクロフェナク Na	錠剤	25mg		ボルタレン錠等	30000T	
		ロキソプロフェン Na 水和物	錠剤	60mg		ロキソニン錠等	30000T	
	(注射)	アセトアミノフェン	注射剤	1000mg	100ml	アセリオ静注液バッグ	1500袋	
		ペントゾシン	注射剤			ソセゴン注等	3000A	
	(外用)	アセトアミノフェン	坐剤	100mg		アルビニー坐剤、アンヒバ坐剤等	2000ヶ	
ジクロフェナク Na		坐剤	50mg		ボルタレンサボ等			
抗生物質製剤 (小児用含む)	(内服)	ペニシリン系	錠剤、カプセル剤	250mg		サワシリン錠、パセトシカプセル等	40000T(P)	
		セフェム系	錠剤、カプセル剤			フロモックス、メイアクト、セフゾン等	50000T(P)	
		セフェム系	シロップ剤	100mg/g		ラキシシ、オラスポア、パナン等	25000g	
		クラリスロマイシン	シロップ剤	100mg/g		クラリシッド、クラリスド'ライシロップ'小児用等	6000g	

	(注射)	ペニシリン系	注射剤	1g		ペントシリン注、ドイル注、 ピクシリン注等	3000V	
		セフェム系	注射剤	1g		パンスポリン静注、セファメ ジン注等	1500V	
		その他の抗生物質製剤	注射剤	300mg	2ml	ダラシン S 注射液等	300A(V)	
	化学療法剤 (内服)	合成抗菌剤	錠剤、カプセル 剤			シプロキササン、クラビット、 ジェニナック、アベロックス	50000T(P)	
血液製剤		抗破傷風人免疫グロブリン	注射剤			テタノブリン筋注用等	10V	
トキソイド類		沈降破傷風トキソイド	注射剤		0.5ml	沈降破傷風トキソイド注等	300 本	
抗ウイルス剤	(内服)	オセルタミビルリン酸塩	カプセル剤	75mg		タミフルカプセル等	6000P	
			シロップ剤	3%		タミフルドライシロップ等	2000g	
		ペラミビル水和物	注射剤	150mg、300mg		ラビアクタ点滴静注液	90V	
滅菌消毒剤		クロルヘキシジングルコン酸塩	外用液剤		500ml	ヒビテン、マスクン、ヘキザ ック等	1300 本	
		ベンザルコニウム塩化物	外用液剤		500ml	オスバン液等	400 本	
		エタノール	外用液剤		500ml	消毒用エタノール等	1500 本	
		オキシドール	外用液剤		500ml	オキシドール等	100 本	
		ポピドンヨード	外用液剤			イソジンスクラブ、手術用ポピドン、 イソジン液等	500 本	
		次亜塩素酸ナトリウム	外用液剤	6%	10L 未満 10L 以上	ピューラックス等	400 本 50 本	
外皮用薬	外皮用抗生剤製剤 (配合剤も含む)	テトラサイクリン系	軟膏剤			テラマイシン軟膏等	3000 本	
		アミノグリコシド系	軟膏剤、クリ ーム剤			ゲンタシン軟膏・クリーム等		
		クロラムフェニコール系	軟膏剤			クロマイ-P 軟膏等		
	抗菌外用剤	スルファジアジン銀	クリーム剤		500g	ゲーベンクリーム	30 本	
	抗生剤含有貼付剤	フラジオマイシン硫酸塩	貼付剤			ソフラチュール	700 枚	
	外皮用ステロイド剤 (混合製剤も含む)	ベタメタゾン吉草酸エステル	軟膏剤、クリ ーム剤		5g		ベトネベート N 軟膏・クリー ム等	3000 本
					10g		リンデロン VG 軟膏・クリー ム等	
	パップ剤			貼付剤			モーラス、ゼポラス等	6000 枚
MS シップ (冷・温) 等							20000 枚	
皮膚保湿剤		白色ワセリン	軟膏剤		500g	白色ワセリン	120 本	
止血剤	(注射)	カルバゾクromスルホン酸ナトリウム水和物	注射剤	0.5%	5ml、10ml、20ml	アドナ注(静注用)等	1500A	
		トラネキサム酸	注射剤	10%	10ml	トランサミン S 注等	1500A	

		ビタミンK (フィナジオン、メナテロン)	注射剤			ビタミンK1 注、ケイツーN 静注等	500A
	(外用剤)	酸化セルロース				サージセルアブソーバブルヘモスタット	300 枚
		ゼラチン				ゼルフフォーム、スポンゼル	
		アドレナリン	外用液剤	0.1%		ボスミン外用液	30 本
		トロンビン	液剤	5000E、10000E		トロンビン液	300 本
強心剤、昇圧剤	強心剤 (内服)	ジゴキシン	錠剤	0.15mg、0.25mg		ジゴキシン錠等	1500T
	強心剤 (注射)	アミノフィリン	注射剤	250mg	10ml	ネオフィリン注等	900A
		ジゴキシン	注射剤	0.25mg	1ml	ジゴキシン注等	500A
		ドバミン塩酸塩	注射剤			イノバン注、ドミニオン注等	1000A
		ドブタミン塩酸塩	注射剤			ドブミン、ドブトレックス等	
		ノルアドレナリン	注射剤	1mg	1ml	ノルアドレナリン注	1000A
	副腎皮質ホルモン剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステル Na	注射剤	100mg		ソルコーテフ、サクシゾン等	900V
		メチルプレドニゾロンコハク酸エステル Na	注射剤	500mg		ソルメドロール等	500A
		デキサメタゾンコハク酸エステル Na	注射剤		1ml	デカドロン、オルガドロン等	800V
	血管収縮剤 (内服)	エレトリプタン臭化水素酸塩	錠剤	20mg		レルボックス錠	3000T
血管収縮剤 (注射)	エピネフリン	注射剤	1mg	1ml	ボスミン注等	1000A	
		注射剤	0.15mg、0.3mg		エピベン	50 本	
麻酔剤	局所麻酔剤	リドカイン	注射剤	1%	20ml、100ml	キシロカイン注、リドカイン注等	300V
	全身麻酔剤	ハロゲン化麻酔薬	吸入剤		250ml	フォーレン、セボフレン等	30 本
		ハルピツル酸及びチオハルピツル酸系	注射剤	0.5g		ラボナール、チトゾール、イソゾール等	300A
衛生材料	ガーゼ、包帯、脱脂綿	脱脂綿					30000g
		ガーゼ					6000m
		包帯					500 本
		絆創膏					500 枚
		救急絆		S、M、L			7000 枚
		手術用手袋					300 ソウ
		注射器、注射針(デイスホ含む)		10ml			3000 本
		輸液セット					3000 セット
鎮咳剤、去たん剤 (小児用含)		配合剤	シロップ剤		500ml	フスコデ配合シロップ、ライトゲン配合シロップ等	50 本
		ブロムヘキシン塩酸塩	錠剤	4mg		ピソルボン錠等	6000T
		デキストロトルファン臭化水素酸塩水	錠剤	15mg		メジコン錠等	6000T

止しゃ剤、整腸剤 (小児用含)		和物						
		ロペラミド塩酸塩	カプセル剤	1mg		ロペミンカプセル等	6000P	
			顆粒剤	0.05%、0.1%、0.2%		ロペミン細粒及びロペミン小児用細粒等	2000g	
		耐性乳酸菌製剤	散剤			ビオフェルミンR、レベニン等	37000g	
便秘薬	下剤、浣腸剤	グリセリン	注腸剤	50%		グリセリン浣腸等	6000本	
催眠鎮静剤、抗不安剤		エチゾラム	錠剤	0.5mg		デパス錠、デゾラム錠等	30000T	
		ジアゼパム	錠剤	5mg		セルシン錠、ホリゾン錠等	30000T	
		ジアゼパム	注射剤	10mg	2ml	セルシン注、ホリゾン注等	900A	
		トリアゾラム	錠剤	0.25mg		ハルシオン錠等	15000T	
		プロチゾラム	錠剤	0.25mg		レンドルミン錠(OD錠含む)等	15000T	
抗てんかん剤		フェニトイン	錠剤	25mg、100mg		ヒダントール錠、アレビアチン錠	6000T	
		バルプロ酸Na	錠剤	100mg、200mg		デバケン錠(R含む)等	30000T	
		フェノバルビタール	錠剤	30mg		フェノバル錠	10000T	
		フェノバルビタール	注射剤	100mg	1ml	フェノバル注	200A	
		カルバマゼピン	錠剤	100mg、200mg		テグレート錠等	20000T	
抗精神病薬		ハロペリドール	注射剤	5mg	1ml	セレネース注、ハロペリドール注等	500A	
口腔用剤		デカリニウム塩化物	口腔用錠剤	0.25mg		SP トローチ等	36000T	
消化性潰瘍用剤	H2 遮断剤	ファモチジン	錠剤	20mg		ガスター錠(OD錠含む)等	40000T	
	PPI 製剤	—	錠剤			タケプロン、オメプラール、ハリエット等	30000T	
		テプレノン	カプセル剤	50mg			セルベックスカプセル等	30000P
			顆粒剤	10%			セルベックス細粒等	30000g
鎮けい剤		ブチルスコポラミン臭化物	錠剤	10mg		ブスコパン錠等	30000T	
			注射剤	20mg	1ml	ブスコパン注等	5000A	
健胃消化剤		消化酵素配合剤	錠剤、カプセル剤				マックターゼ等	30000T(P)
			顆粒剤				ケイラーゼ、ペリチーム等	90kg
総合感冒剤(小児用含)	鎮咳・抗ヒスタミン・解熱配合剤(非ピリン系感冒剤)		顆粒剤				ベレックス顆粒、小児用ベレックス顆粒	95kg
							PL 顆粒、幼児用PL 顆粒等	
降圧剤	カルシウム拮抗剤	アムロピジンベシル酸塩	錠剤	5mg		ノルバスク錠等	30000T	
	ACE 阻害剤	エナラプリルマレイン酸塩	錠剤	5mg		レニベース錠等	30000T	
	ARB	カンデサルタンシレキセチル	錠剤	4mg		プロプレス錠	30000T	

		バルサルタン	錠剤	40mg		ディオバン錠 (OD 錠含む)	
	β-受容体遮断剤	プロプラノロール塩酸塩	錠剤	10mg		インデラル錠等	3000T
	利尿剤	フロセミド	錠剤	40mg		ラシックス錠等	3000T
		フロセミド	注射剤	20mg		ラシックス注等	3000A
抗血栓用剤	抗血小板薬	クロピドグレル硫酸塩	錠剤	25mg、75mg		プラビックス錠等	4000T
		アスピリン及びその配合剤	錠剤			ハイアスピリン錠、ハファリン配合錠 A81 等	2000T
	クマリン系薬	ワルファリンカリウム	錠剤	1mg		ワーファリン錠	3000T
	ヘパリン	ヘパリンナトリウム	注射剤	10U、100U、1000U/ml		ヘパリンナトリウム注等	2000V
糖尿病用剤	SU 剤	グリメピリド	錠剤	0.5mg、1mg		アマリール錠 (OD 錠含む) 等	10000T
	DPP4 阻害剤	シタグリプチンリン酸塩水和物	錠剤	25mg、50mg、100mg		グラクティブ錠、ジャヌビア錠	20000T
	α グルコシダーゼ阻害剤	ボグリボース、ミグリトール	錠剤			ベイスン錠 (OD 錠含む)、セイブル錠 (OD 錠含む) 等	30000T
	インスリン製剤	インスリン	注射剤	100U/ml		ノボリン、ヒューマリン、ラントス等	2000 本
心疾患用剤	不整脈用剤(内服)	アテノロール	錠剤	25mg		テノーミン錠等	15000T
		メキシチレン塩酸塩	カプセル剤	50mg		メキシチールカプセル等	3000P
		ジソピラミド	カプセル剤	100mg		リスモダンカプセル等	3000P
		ベラパミル塩酸塩	錠剤	40mg		ワソラン錠等	3000T
	不整脈用剤(注射)	ベラパミル塩酸塩	注射剤	5mg	2ml	ワソラン静注等	250A
	血管拡張剤(内服)	硝酸イソソルビド	錠剤	5mg		ニトロール錠等	3000T
		ニフェジピン	カプセル剤	10mg		アダラートカプセル等	3000P
	血管拡張剤(注射)	ニトログリセリン	注射剤	1mg	2ml	ミリスロール注等	20A
		ニコランジル	注射剤	2mg		シグマート注等	70V
	血管拡張剤(貼付)	硝酸イソソルビド徐放剤	貼付剤	40mg	枚	フランドルテープ等	15000 枚
	血管拡張剤(その他)	ニトログリセリン	口腔用錠剤	0.3mg		ニトロベン舌下錠等	3000T
			口腔用スプレー剤	0.65%		ミオコールスプレー	20 本
喘息治療剤	β2 刺激薬	プロカテロール塩酸塩水和物	錠剤	0.05mg		メブチン錠等	15000T
			シロップ剤	5 μg/ml		メブチンシロップ等	50 本
			吸入剤		2.5ml、5ml	メブチンエアー	300 本
		ツロブテロール	貼付剤	1mg、2mg	枚	ホクナリンテープ等	15000 枚
	テオフィリン薬	テオフィリン徐放剤	錠剤	100mg		テオドール錠、テオロング錠等	30000T

	β 2+ステロイド	β 2+ステロイド	吸入剤			アドエアデイスカス、シムビコートタビュヘイラ等	600ヶ
	ステロイド	プレドニゾン	錠剤	5mg		プレドニン錠等	3000T
		ステロイド	吸入剤			キュパールエアゾール、フルタイドロタデイスク、ハルミコートタビュヘイラ等	1800ヶ
抗ヒスタミン剤 (小児用含む)		d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	錠剤	2mg		ポララミン錠等	3000T
		クレマスチンフマル酸塩	錠剤	1mg		タベジール錠等	3000T
鎮暈薬		ジフェニドール塩酸塩	錠剤	25mg		セファドール錠等	30000T
骨格筋弛緩剤	(注射)	スキサメトニウム塩化物水和物	注射剤		1ml、2ml、5ml	スキサメトニウム注等	300A
麻酔用筋弛緩剤		ロクロニウム臭化物	注射剤	20mg、50mg		エスラックス静注	500V
筋弛緩回復剤	ロクロニウム解毒剤	スガマデクス Na	注射剤	200mg、500mg	2ml、5ml	ブリディオオン静注	150V
眼科用剤	抗菌・抗生剤	オフロキサシン、レボフロキサシン	点眼剤			タリビット点眼、クラビット点眼等	1500本
呼吸促進剤		ジモルホラミン	注射剤			テラプテック注	100A
		ドキサプラム塩酸塩水和物	注射剤	400mg	20ml	ドプラム注	20V
ビタミン剤		ビタミンB1、混合ビタミンB群	注射剤		10ml、20ml	アリナミンF注、ネオラミンスリビ注等	3000A
		ビタミンC	注射剤	100mg	1ml	アスコルピン酸注等	1500A
解毒剤		炭酸水素ナトリウム	注射剤	7%、8.4%	20ml	メイロン静注等	3000A
				7%、8.4%	250ml		100A
		アトロピン硫酸塩水和物	注射剤	0.5mg	1ml	アトロピン硫酸塩注等	500A
		ブラリドキシムヨウ化メチル	注射剤	500mg	20ml	パム静注	200A

11-8 トリアージタグ

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。トリアージタグは原則右手首につける。この部分が負傷していたり切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位でつける場所を変える。

トリアージタグの記載方法（様式は別図のとおり）

記載事項	記載方法及び記載内容
タグのNO	・トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。・再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別・住所 ・電 話	・氏名、年齢、性別、住所は必ず記載する。・氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢〇歳」「水戸市笠原町978番地の路上で収容」などと具体的に記載する。
トリアージ実施月 日 ・ 時刻	・トリアージを行った月日、時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	・トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。・医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるように記載する。
搬送機関名	・「〇消防本部〇救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	・「〇病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	・「〇学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	・トリアージ区分を〇で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 ・症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 ・症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を＝で消して、新たに2枚目のトリアージタグを作成する。 ・医師が死亡を確認した場合には、死亡群（0）に〇を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	・「〇病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 ・トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を〇で囲む。
診断・処置内容	・医師、看護師が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 ・医師等が行った応急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。 ・医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」など、検視、検案が容易にできるように具体的に死因を記憶する。
特記事項（表・裏）	・医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。（応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項） ・収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人 体 図	・負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

1 枚目 (災害現場用)

2 枚目 (搬送機関用)

(紐穴の直径は 3 mm)

3 枚目・表面 (収容医療機関用)

3 枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は 3 mm)

O

I

II

III

← 黒色

← 赤色

← 黄色

← 緑色

(紐穴の直径は 3 mm)

O

I

II

III

← 黒色

← 赤色

← 黄色

← 緑色

11-9 社会福祉施設等一覧表

(令和7年4月1日)

施設種別		施設数			定員			
		公立	民間	計	公立	民間	計	
保護施設	救護施設	-	5	5	-	400	400	
	女性自立支援施設	(1) 1	-	(1) 1	4	-	4	
	(計)	1	5	6	4	400	404	
児童福祉施設	助産施設	1	-	1	-	-	-	
	乳児院	-	3	3	-	78	78	
	母子生活支援施設	(1) 1	2	(1) 3	20	41	61	
	保育所	103	355	458	10,041	36,254	46,295	
	幼保連携型認定こども園	22	157	179	3,262	25,913	29,175	
	児童養護施設	-	19	19	-	(95)643	(95)643	
	児童心理治療施設 (入所・通所併設)	-	1	1	-	入所 35 通所 10	45	
	児童自立支援施設	(1) 1	-	(1) 1	44	-	44	
	児童家庭支援センター	-	4	4	-	-	-	
	児童館	49	-	49	-	-	-	
	障害児通所支援	38	1,065	1,103	426	9,569	9,995	
	障害児入所支援	1	11	12	40	(15)575	(15)615	
	(計)	216	1,617	1,833	13,833	73,118	86,951	
父子母子福祉施設	母子・父子福祉センター	(1) 1	-	(1) 1	-	-	-	
	(計)	1	-	1	-	-	-	
障害者福祉施設	新体系	日中活動事業 (生活介護等)	46	1,252	1,298	1,464	23,070	24,534
		居住系事業 (グループホーム等)	2	397	399	14	6,669	6,683
		障害者支援施設	4	78	82	618	3,550	4,168
		(小計)	52	1,727	1,779	2,096	33,289	35,385
	その他	点字図書館 視覚障害者福祉センター	(1) 1	-	(1) 1	-	-	-
		聴覚障害者福祉センター	(1) 1	-	(1) 1	-	-	-
		(小計)	2	-	2	-	-	-
(計)	54	1,727	1,781	2,096	33,289	35,385		
老人福祉施設	養護老人ホーム	3	9	12	370	460	830	
	特別養護老人ホーム	4	271	275	250	17,849	18,099	
	軽費老人ホーム	-	2	2	-	100	100	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	-	48	48	-	1,684	1,684	

施設種別		施設数			定員		
		公立	民間	計	公立	民間	計
老人福祉施設	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)	4	561	565	-	-	-
	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所、 認知症対応型通所介護事業所)	-	438	438	-	-	-
	地域包括支援センター	22	70	92	-	-	-
	在宅介護支援センター	53	-	53	-	-	-
	老人福祉センター	46	1	47	-	-	-
	認知症高齢者グループホーム	-	296	296	-	5,053	5,053
	有料老人ホーム	-	430	430	-	13,885	13,885
	老人休養ホーム	1	-	1	140	-	140
	老人憩の家	5	-	5	-	-	-
	老人福祉施設付設作業所	4	2	6	-	-	-
	(計)	142	2,128	2,270	760	39,031	39,791
施設種別		施設数			定員		
		公立	民間	計	公立	民間	計
その他の施設	地域福祉センター	5	-	5	-	-	-
	福祉人材センター	-	1	1	-	-	-
	隣保館 (広域隣保活動事業の9施設を含む)	15	-	15	-	-	-
	介護福祉士養成校	-	8	8	-	390	390
	無料低額宿泊所 [日常生活支援住居施設の認定を受けた施設・定員数を再掲]	-	18 [5]	18 [5]	-	645 [117]	645 [117]
	自立援助ホーム	-	7	7	-	41	41
	障害者職業センター	1	-	1	-	-	-
	障害者就業・生活支援センター	-	9	9	-	-	-
	地域活動支援センター	4	48	52	-	-	-
	高次脳機能障害者支援拠点	(1) 1	-	(1) 1	-	-	-
	介護老人保健施設	-	129	129	-	11,708	11,708
	その他 茨城県総合福祉会館	(1) 1	-	(1) 1	-	-	-
(計)	27	220	247	-	12,784	12,784	
(合計)		441	5,697	6,138	16,693	158,622	175,315

(注) ① 施設数欄の () 県立施設数内書

② 定員欄の () 県外定員内書

11-11 医療関係連絡機関

地域名	名称	所在地
全 県	茨城県医師会	水戸市笠原町489
〃	茨城県歯科医師会	〃 見和2-292
〃	茨城県薬剤師会	〃 笠原町978-47
〃	茨城県看護協会	〃 緑町3-5-35
水 戸 市	水戸市医師会	水戸市笠原町993-17
日 立 市	日立市医師会	日立市東多賀町5-6-15
土 浦 市 ・ か す み が う ら 市	土浦市医師会	土浦市東真鍋町2-39
古 河 市	古河市医師会	古河市原町8-20
龍 ケ 崎 市	龍ヶ崎市医師会	龍ヶ崎市3710
牛 久 市	牛久市医師会	牛久市結束町495-4
石岡市 ・ か す み が う ら 市 ・ 小美玉市	石岡市医師会	石岡市南台2-12-6
結 城 市	結城市医師会	結城市大字結城1194
常 陸 太 田 市	常陸太田市医師会	常陸太田市中城町3210
取 手 市 ・ 守 谷 市 ・ 利 根 町	取手市医師会	取手市野々井1926-2
ひ た ち な か 市	ひたちなか市医師会	ひたちなか市石川町20-32
つくば市 ・ つくばみらい市	つくば市医師会	つくば市春日1-10
城里町 ・ 大洗町 ・ 茨城町 ・ 小美玉市 ・ 常陸大宮市	県央医師会	水戸市笠原町489
笠 間 市	笠間市医師会	笠間市来栖266-4
常陸大宮市 ・ 那珂市 ・ 東海村	那珂医師会	那珂市瓜連321
大 子 町	水郡医師会	久慈郡大子町池田2559-1
北 茨 城 市 ・ 高 萩 市	多賀医師会	高萩市本町1-208
鉾 田 市 ・ 鹿 嶋 市 ・ 神 栖 市	鹿島医師会	鹿嶋市宮中1998-2
行 方 市 ・ 潮 来 市	水郷医師会	行方市麻生1570-1
阿見町 ・ 美浦村 ・ 稲敷市 ・ 河内町	稲敷医師会	稲敷市江戸崎甲1992
桜川市 ・ 筑西市 ・ 下妻市 ・ 八千代町	真壁医師会	筑西市二木成827-1
坂東市 ・ 常総市 ・ つくばみらい市	きぬ医師会	常総市新井木町13-3
境 町 ・ 五 霞 町	猿島郡医師会	猿島郡境町2190

12 保 健・衛 生

12-1 市町村における給水拠点及び給水能力

(令和7年8月31日現在)

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
水戸市	1	千波配水池	水戸市千波町1508-3	029-231-4115 (水道総務課)	10,000 m3
	2	耐震型貯水槽	〃 白梅2-11-10 (白梅資材置場)		100 m3
	3	耐震型貯水槽	〃 緑町2-3-9 (東町運動公園)		100 m3
	4	耐震型貯水槽	〃 東台1-11-1 (十軒町児童公園)		100 m3
	5	耐震型貯水槽	〃 北見町126-32 (三の丸緑地)		100 m3
	6	耐震型貯水槽	〃 千波町2631 (偕楽園公園・四季の原, ※茨城県所有)		100 m3
	7	耐震型貯水槽	〃 姫子1丁目827-2 (梅が丘小学校)		100 m3
	8	耐震型貯水槽	〃 石川4-4035 (石川小学校)		100 m3
	9	耐震型貯水槽	〃 堀町468-1 (渡里小学校)		100 m3
	10	耐震型貯水槽	〃 見川町2563-81 (緑岡中学校)		100 m3
	11	耐震型貯水槽	〃 笠原町417-3 (笠原中学校)		100 m3
日立市	1	森山浄水場	日立市森山町4-4-1	0294-52-3628	23,800 m3
	2	会瀬配水場	〃 会瀬町3-13		3,600 m3
	3	石名坂高区配水場	〃 石名坂町富士山1545-5		1,800 m3
	4	大沼配水場	〃 大沼町4-3		6,000 m3
	5	多賀配水場	〃 大久保町4-2316		2,700 m3
	6	諏訪配水場	〃 諏訪町5-8		5,500 m3
	7	兔平高・低区配水場	〃 城南町4-14、4-2		8,100 m3
	8	平沢配水場	〃 高鈴町1-22		2,500 m3
	9	北部配水場	〃 十王町友部越子736		11,000 m3
	10	滑川配水場	〃 滑川町3-17		7,200 m3
	11	十王浄水場	〃 十王町友部808		2,800 m3
	12	友部配水場	〃 十王町友部2074		1,400 m3
土浦市	1	耐震性貯水槽	土浦市文京町3-8(土浦第一中学校)	029-826-1111	100 m3
	2	耐震性貯水槽	〃 東真鍋町21-7(土浦第二中学校)	029-826-1111	100 m3
	3	耐震性貯水槽	〃 中村南1丁目25-15(土浦第三中学校)	029-826-1111	100 m3
	4	耐震性貯水槽	〃 常名3090(都和南小学校)	029-826-1111	100 m3
古河市	1	古河浄水場	古河市横山町3-6-53	0280-76-3780	3,716 m3
	2	思川浄水場	栃木県下都賀郡野木町野木2209	0280-76-3780	24,000 m3
	3	駒羽根配水場	古河市駒羽根1397-1	0280-76-3780	546 m3
	4	三和浄水場	〃 仁連1294-1	0280-76-3780	7,890 m3
石岡市	1	中央浄水場	石岡市柿岡648-2	0299-43-1118	4,040 m3
	2	下林配水池	〃 下林2448-18		255 m3
	3	園部配水池	〃 真家1511-1		520 m3
	4	山崎浄水場配水池	〃 山崎3345		230 m3

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
結城市	1	本町浄水場	結城市大字結城2481	0296-33-2884	2,800 m3
	2	林浄水場	〃 大字林719	0296-32-2342	5,800 m3
	3	耐震性貯水槽	〃 大字結城196-1(防災広場)		40 m3
龍ヶ崎市	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	龍ヶ崎市3316番地(龍ヶ崎小学校)		100 m3
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 中里3-1(龍ヶ岡公園)		100 m3
	3	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 馴柴町23-2(龍ヶ崎消防署西部出張所)		100 m3
下妻市	1	砂沼浄水場	下妻市長塚乙89-1	0296-44-5311	7,750 m3
常総市	1	相野谷浄水場	常総市中山町1145-1	0297-23-1881	5,000 m3
	2	坂手配水場	〃 坂手町6039	0297-27-1852	4,600 m3
	3	石下東部浄水場	〃 本石下3739	0297-42-0545	4,614 m3
	4	石下西部浄水場	〃 大沢1988-5	0297-42-5989	3,000 m3
	5	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 水海道天満町2516-1(水海道小学校)		100 m3
	6	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 豊岡町乙1904-8(豊岡学校給食センター)		100 m3
	7	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 内守谷町きぬの里2-25(巢立山公園)		100 m3
常陸太田市	1	瑞竜浄水場	常陸太田市瑞竜町2945	0294-72-0363	4,500 m3
	2	佐竹配水場	〃 稲木町660-2		3,000 m3
	3	幡第2配水池	〃 幡町647-3		1,000 m3
	4	内田浄水場	〃 内田町3590		500 m3
	5	大森配水池	〃 大森町323-1		1,000 m3
	6	新地浄水場	〃 新地町743	0294-76-2842	1,135 m3
	7	久米浄水場	〃 久米町237	0294-76-3249	963 m3
	8	第一配水場	〃 天下野町2167-1		220 m3
	9	水府地区南部浄水場	〃 中染町3327-3		398 m3
	10	里美地区北部浄水場	〃 徳田町935-2		610 m3
	11	里美地区中部浄水場	〃 小中町2068-2		136 m3
高萩市	1	第1浄水場	高萩市秋山188	0293-23-2104	588 m3
	2	関口配水池(低区配水池)	〃 上手綱2807-16	0293-24-1443	2,655 m3
	3	低区配水池	〃 秋山815		2,450 m3
	4	高区配水池	〃 高萩753-3		1,300 m3
	5	高区配水池	〃 上手綱3991-2		200 m3
	6	特別高区配水池	〃 秋山3022-2		1,380 m3
笠間市	1	箱田配水池	笠間市箱田91		5,000 m3
	2	宍戸浄水場	〃 平町1876-1	0296-77-8162	3,000 m3
	3	南友部高区配水場	〃 南友部1436-9	0296-78-1893	3,000 m3
	4	南友部低区配水場	〃 南友部1148-1		2,000 m3
	5	笠間市吉岡浄水場	〃 吉岡103-3	0299-45-5806	1,000 m3
	6	笠間市愛宕配水池	〃 泉158-7		2,000 m3
	7	笠間市安居配水池	〃 安居2600-38	0299-45-0102	600 m3
取手市	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	取手市寺田5139番地(取手市役所敷地内)	0297-74-2141	100 m3
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 戸頭8丁目1(戸頭公園内)		100 m3
	3	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 小文間4359番地(旧小文間小学校敷地内)		100 m3
	4	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 中田20391(北蒲川緑地公園)		100 m3

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
牛久市	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	牛久市南4-37	029-873-2111	100 m3
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 刈谷町1-175	029-873-2111	100 m3
	3	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 岡見町2050-2	029-873-2111	100 m3
	4	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 田宮町295-6	029-873-2111	40 m3
つくば市	1	中央配水場	つくば市吾妻4-3-1		14,400 m3
	2	葛城配水場	〃 学園の森3-50-4	029-851-3265	15,000 m3
	3	南部配水場	〃 みどりの2-44-1		14,800 m3
	4	君島配水場	〃 君島306-3		825 m3
ひたちなか市	1	上坪浄水場	ひたちなか市市毛676-1	029-272-6366	38,100 m3
	2	馬渡配水場	〃 新光町52		30,000 m3
	3	上ヶ砂配水場	〃 阿字ヶ浦町1552-1	029-352-2275	7,135 m3
鹿嶋市	1	宮中浄水場	鹿嶋市宮中1-13-18	0299-82-2605	4,000 m3
潮来市	1	茂木配水場	潮来市茂木279-5		1,540 m3
	2	田の森配水場	〃 水原1986-1	0299-67-5743	6,260 m3
守谷市	1	守谷配水場	守谷市百合ヶ丘2丁目2734-1	0297-48-1842	21,800 m3
常陸大宮市	1	大宮浄水場	常陸大宮市宇留野3030	0295-52-0427	12,155 m3
那珂市	1	木崎浄水場	那珂市南酒出403-1	029-295-2451	7,000 m3
	2	芳野配水場	〃 戸崎147-6		7,000 m3
筑西市	1	本城町浄水場	筑西市甲578(本城町)		4,200 m3
	2	玉戸浄水場	〃 玉戸1067-1		5,000 m3
	3	成田浄水場	〃 成田890	0296-25-1177	4,000 m3
	4	鷹ノ巣浄水場	〃 樋口1300-142		400 m3
	5	五所配水場	〃 灰塚596-2		1,000 m3
	6	川澄配水場	〃 川澄417-3		500 m3
	7	関城浄水場	〃 辻2379	0296-37-7200	1,332 m3
	8	明野浄水場	〃 成井618-1	0296-52-5157	1,500 m3
	9	協和浄水場	〃 久地楽270	0296-57-9644	1,500 m3
	10	蓬田浄水場	〃 蓬田213-1		130 m3
	11	小栗浄水場	〃 小栗7643-2,3,4		310 m3
坂東市	1	岩井浄水場	坂東市鶴戸421-2	0297-35-2114	6,060 m3
	2	猿島浄水場	〃 山469-1	0280-88-0866	4,230 m3
稲敷市	1	江戸崎浄水場	稲敷市江戸崎甲4615	029-892-4255	1,440 m3
	2	耐震性貯水槽	〃 蒲ヶ山2452(沼里コミュニティーセンター)		100 m3
	3	耐震性貯水槽	〃 高田930-1(高田小学校体育館内)		100 m3
	4	耐震性貯水槽	〃 江戸崎甲3194(江戸崎小学校内)		100 m3
	5	新利根配水場	〃 伊佐津2812	0297-87-3512	1,107 m3
	6	桜川配水場	〃 神宮寺2002	029-894-4310	770 m3
	7	東浄水場	〃 幸田174-3	0299-79-1822	1,440 m3
	8	耐震性貯水槽	〃 橋向光葉8-9		60 m3
かすみがうら市	1	霞ヶ浦浄水場	かすみがうら市西成井1941-1	029-897-1546	5,500 m3
	2	下稲吉第2浄水場	〃 下稲吉2272-2		4,500 m3

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
桜川市	1	堤上浄水場	桜川市堤上570-1		294 m3
	2	富谷配水場	〃 富谷867		2,800 m3
	3	高久浄水場	〃 高久2131-111		656 m3
	4	羽田配水場	〃 羽田1038-19		576 m3
	5	真壁浄水場	〃 真壁町田1135-1		201 m3
	6	真壁配水場	〃 真壁町田1157-8		2,400 m3
神栖市	1	知手配水場	神栖市知手中央7-3405-235		16,000 m3
	2	鱈川配水場	〃 鱈川300-127		4,400 m3
	3	土合配水場	〃 土合本町4-9809-12		3,000 m3
	4	別所配水場	〃 波崎4568-1		3,360 m3
行方市	1	新原浄水場	行方市小高1629-32	0299-77-0464	2,080 m3
	2	次木配水場	〃 次木390-15	0291-34-6780	1,300 m3
	3	泉配水場	〃 玉造甲3452-1	0299-55-1108	2,300 m3
	4	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 玉造甲2807(玉造中学校敷地)		60 m3
	5	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 南327-3 (麻生中学校敷地)		60 m3
	6	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 内宿390 (北浦中学校敷地)		60 m3
	7	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 蔵川549 (麻生東小学校敷地)		60 m3
鉾田市	1	西台浄水場	鉾田市塔ヶ崎790-2	0291-32-4333	784 m3
つくばみらい市	1	久保浄水場	つくばみらい市南太田1276-3		8,150 m3
	2	飲料水貯水槽	〃 板橋2379(伊奈東小学校敷地)		60 m3
	3	飲料水貯水槽	〃 谷井田2047(伊奈小学校敷地)		60 m3
	4	谷和原浄水場	〃 川崎1886		7,000 m3
	5	みらい平配水場	〃 小張4025-7		2,850 m3
小美玉市	1	小川浄水場	小美玉市山野1094-1	0299-48-1111	7,500 m3
	2	美野里浄水場	〃 中野谷501-216	0299-48-1111	9,200 m3
茨城町	1	北部浄水場	茨城町長岡3924-2	029-292-0235	6,457 m3
	2	南部浄水場	〃 駒場1284-1		4,746 m3
大洗町	1	夏海浄水場	大洗町成田町1332	029-267-2029	2,500 m3
	2	大貫浄水場	〃 大貫町2963		200 m3
	3	中央配水場	〃 大貫町2838	029-267-0166	8,000 m3
城里町	1	石塚浄水場	城里町大字石塚1635	029-288-2530	4,170 m3
	2	小松浄水場	〃 大字上入野4183-2	029-240-6881	4,350 m3
	3	赤沢浄水場	〃 大字御前山322	029-289-4084	2,997 m3
	4	岩船配水場	〃 大字岩船875	029-289-4085	1,350 m3
	5	小勝配水場	〃 大字小勝807-7		500 m3
	6	塩子配水場	〃 大字塩子2601-1	0296-88-2085	350 m3
東海村	1	外宿浄水場	東海村石神外宿1877	029-282-9200	6,000 m3
	2	須和間配水場	〃 須和間1271-2	-	7,000 m3
大子町	1	大子浄水場	大子町大字下野宮98-1	0295-72-0321	3,475 m3
美浦村	1	美浦村水道配水場	美浦村木原1883-1	029-885-6600	4,200 m3

市町村名	番号	浄水場・配水場名称	所在地	TEL	給水能力
阿見町	1	追原配水場	阿見町大字追原1804-4	029-889-5151	2,000 m3
	2	上郷配水場	〃 大字阿見5453-12		6,000 m3
	3	耐震性貯水槽	〃 中央2-1-5(阿見小学校校庭内)		100 m3
	4	福田浄水場	〃 吉原3580		16 m3
河内町	1	長竿配水場	河内町長竿5294-3	0297-84-2361	4,000 m3
八千代町	1	八千代町浄水場	八千代町大字菅谷725	0296-48-2037	5,100 m3
五霞町	1	川妻浄水場	五霞町川妻953	0280-84-3000	4,000 m3
境町	1	境町浄水場	境町大字長井戸1694	0280-86-7188	5,540 m3
	2	伏木浄水場	〃 大字伏木3370		630 m3
利根町	1	飲料水兼用耐震性貯水槽	利根町大字横須賀1277(利根中学校庭内)	0297-68-2211	100 m3
	2	飲料水兼用耐震性貯水槽	〃 大字布川1649 (日本ウェルネス大学第2キャンパス庭内)		100 m3
茨城県南 水道企業団	1	若柴配水場	龍ヶ崎市長山1-5-2	0297-66-5131	15,800 m3
湖北水道 企業団	1	玉里新配水場	小美玉市栗又四ヶ2543-2	0299-26-5803	17,616 m3
	2	柏原配水場	石岡市柏原12-1	0299-23-6531	20,000 m3

計 172 箇所

640,378 m3

12-2 給水車等配備状況一覧

(令和7年8月31日現在)

市町村等名	旧市町村	給水車			給水タンク			給水用ポリタンク			備考
		台数	容量 (m ³)	合計 容量	台数	容量 (m ³)	合計 容量	個数	容量 (ℓ)	合計 容量	
水戸市		1	2	2	3	1	3.0	380	20	7,600	
					1	2	2.0	10,900	6	65,400	給水ポリ袋
		1	4	4	-	-	-	1,000	10	10,000	給水ポリ袋
日立市		2	2	4	46	1	46.0	494	20	9,880	
					9	2	18.0	7,700	6	46,200	給水ポリ袋
					5	0.3	1.5	-	-	-	
土浦市		1	2	2	4	1	4.0	1,403	6	8,418	給水ポリ袋
		1	1.8	1.8				262	20	5,240	
古河市		1	2	2	15	1	15.0	2,250	4	9,000	給水ポリ袋
								66,850	6	401,100	給水ポリ袋
石岡市	石岡	-	-	-	1	1	1.0	-	-	-	
	八郷	-	-	-	1	2	2.0	52	20	1,040	
					1	1	1.0	9	18	162	給水ポリ袋
					6	0.5	3.0	1,000	6	6,000	
			3	0.3	0.9	-	-	-			
結城市		1	1.5	1.5	7	1	7.0	20	10	200	
								2,391	6	14,346	給水ポリ袋
龍ヶ崎市		1	6	6	8	1	8.0	6,300	6	37,800	給水ポリ袋
下妻市		-	-	-	13	1	13.0	55	20	1,100	
					3	0.5	1.5	4,400	6	26,400	給水ポリ袋
常総市	水海道	1	1	1	1	2	2.0	27	20	540	
		1	1.5	1.5	1	0.5	0.5	100	10	1,000	給水ポリ袋
					3	1	3.0	8,700	6	52,200	給水ポリ袋
	石下	-	-	-	1	1.5	1.5	-	-	-	
常陸太田市	常陸太田	1	2	2	1	2	2.0	160	18	2,880	
								2,000	6	12,000	給水ポリ袋
	金砂郷	-	-	-	1	1	1.0	86	20	1,720	
	水府	-	-	-	-	-	-	20	20	400	
	里美	-	-	-	1	1.5	1.5	20	20	400	
高萩市		1	3.5	3.5	7	1	7.0	116	20	2,320	
		-	-	-	-	-	-	2,100	6	12,600	給水ポリ袋
北茨城市		1	1.6	1.6	7	1	7.0	170	20	3,400	給水ポリタンク
					1	1.5	1.5	7,200	6	43,200	給水ポリ袋
					1	2	2.0	-	-	-	
					2	0.5	1.0	-	-	-	
					1	0.4	0.4	-	-	-	
					1	0.3	0.3	-	-	-	

市町村等名	旧市町村	給水車			給水タンク			給水用ポリタンク			備考	
		台数	容量 (m ³)	合計 容量	台数	容量 (m ³)	合計容 量	個数	容量 (ℓ)	合計 容量		
笠間市		-	-	-	1	1.5	1.5	1,600	6	9,600	給水ポリ袋	
					3	1	3.0					
					3	300	900.0					
					4	500	2,000					
取手市		-	-	-	1	1	1.0	18	18	360	ポリタンク18L	
								19	10	190	折りたたみポリタンク(10L)	
								78	10	780	折りたたみ給水容器(10L)	
								11	5	55	給水タン(5L)	
								20	10	200	給水タン(10L)	
								320	10	3,200	給水袋(10L)	
								500	10	5,000	非常用飲料水袋	
牛久市		1	2	2	-	-	-	400	5	2,000	給水ポリ袋	
								1,800	6	10,800	給水ポリ袋	
								1,575	10	15,750	給水ポリ袋	
つくば市		1	0.95	0.95	2	1	2.0	21	20	420		
			1	1.8				1.8	1,000	10	10,000	給水ポリ袋
			-	-				-	2,700	6	16,200	給水ポリ袋
			-	-				-	900	5	4,500	給水ポリ袋
ひたちなか市		2	2	4	4	1	4.0	10	20	200	ポリタンク	
					14	1	14.0	12,000	6	72,000	給水ポリ袋	
					134	0.5	67.0					
鹿嶋市		-	-	-	1	2	2.0	9	500	4,500		
					1	1.5	1.5	2	1,000	2,000		
					3	1	3.0					
					9	0.5	4.5	600	6	3,600	給水ポリ袋	
潮来市		-	-	-	3	1	3.0	110	10	1,100	給水ポリ袋	
								50	6	300	給水ポリ袋	
守谷市		-	-	-	2	1.67	3.3	60	20	1,200		
								400	6	2,400	給水ポリ袋	
								2,500	10	25,000	給水ポリ袋	
常陸大宮市	大宮	-	-	-	5	1	5.0	9,900	6	59,400	給水ポリ袋	
					1	1.5	1.5					
					2	2	4.0					
	山方	-	-	-	-	-	-	57	6	342	給水ポリ袋	
常陸大宮市	美和	-	-	-	-	-	-	400	6	2,400	給水ポリ袋	
	緒川	-	-	-	-	-	-	40	6	240	給水ポリ袋	
	御前山	-	-	-	1	2	2.0	0	6	0	給水ポリ袋	

市町村等名	旧市町村	給水車			給水タンク			給水用ポリタンク			備考
		台数	容量 (m ³)	合計 容量	台数	容量 (m ³)	合計 容量	個数	容量 (ℓ)	合計 容量	
那珂市		-	-	-	1	2	2.0	25	10	250	
		-	-	-	6	1	6.0	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	349	6	2,094	給水ポリ袋
		-	-	-	-	-	-	47	5	235	給水ポリ袋
筑西市	下館	-	-	-	1	2	2.0	2,475	6	14,850	給水ポリ袋
		-	-	-	2	1	2.0	1	18	18	
		-	-	-	-	-	-	194	20	3,880	
	関城	-	-	-	1	0.5	0.5	27	20	540	
	明野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
協和	-	-	-	3	1	3.0	14	20	280		
坂東市		1	2	2	1	1	1.0	40	20	800	
								1,000	10	10,000	給水ポリ袋
稲敷市		1	1.6	1.6	1	1.5	1.5	500	6	3,000	
					2	1	2.0	2,700	6	16,200	給水ポリ袋
かすみがうら市		1	3	3	1	1.5	1.5	800	6	4,800	給水ポリ袋
					3	1	3.0	600	5	3,000	給水ポリ袋
桜川市	大和	1	1.8	1.8	1	1	1.0	-	-	-	
					3	2	6.0	-	-	-	
					2	0.2	0.4	-	-	-	
	岩瀬	-	-	-	1	0.5	0.5	18	20	360	
真壁	-	-	-	3	1	3.0	12	20	240		
神栖市		1	1.6	1.6	2	2	4.0	0	5	0	給水ポリ袋
					5	1	5.0	11,599	6	69,594	給水ポリ袋
行方市	麻生	-	-	-	0	0	0.0	0	0	0	
	北浦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	玉造	-	-	-	1	2	2.0	7,500	5	37,500	ポリ袋(吊手付)
銚田市		-	-	-	4	0.5	2.0	128	20	2,560	
								0	18	0	
								6,037	6	36,222	給水ポリ袋
つくばみらい市	伊奈	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	谷和原	3	1.2	3.6	1	1	1.0	-	-	-	
小美玉市	小川	-	-	-	0	0	0.0	0	20	0	ポリタンク
					0	1	0.0	-	-	-	
					0	0.8	0.0	-	-	-	
					0	0.5	0.0	-	-	-	
					0	0.3	0.0	-	-	-	
	美野里	-	-	-	1	1.5	1.5	0	20	0	ポリタンク
					10	1	10.0	10,800	6	64,800	給水ポリ袋

市町村等名	旧市町村	給水車			給水タンク			給水用ポリタンク			備考
		台数	容量 (m ³)	合計 容量	台数	容量 (m ³)	合計容 量	個数	容量 (ℓ)	合計 容量	
茨城町		1	3	3	3	1.5	4.5	6,400	10	64,000	給水ポリ袋
		-	-	-	-	-	-	1,900	6	11,400	給水ポリ袋
		-	-	-	-	-	-	1,500	4	6,000	給水ポリ袋
大洗町		1	2	2	4	1	4.0	7,200	6	43,200	給水ポリ袋
城里町		-	-	-	20	1	20.0	-	-	-	
					2	1.5	3.0	20	20	400	
					2	2	4.0	30	10	300	給水ポリ袋
					-	-	-	130	3	390	給水ポリ袋
					-	-	-	1,500	6	9,000	給水ポリ袋
東海村		1	2	2	2	1	2.0	200	6	1,200	給水ポリ袋
					1	2	2.0	1,500	4	6,000	給水ポリ袋
大子町		-	-	-	1	1	1.0	20	20	400	
					8	0.5	4.0	2,800	6	16,800	給水ポリ袋
					-	-	-	300	10	3,000	給水ポリ袋
美浦村		-	-	-	1	2	2.0	10	20	200	
					-	-	-	800	6	4,800	給水ポリ袋
阿見町		-	-	-	5	1	5.0	-	-	-	
								1,535	10	15,350	給水ポリ袋
河内町		-	-	-	1	0.5	0.5	3,000	6	18,000	給水ポリ袋
八千代町		-	-	-	1	0.5	0.5	600	6	3,600	
五霞町		-	-	-	4	1	4.0	7	10	70	
								3,200	3	9,600	給水ポリ袋
境町		-	-	-	2	1.2	2.4	700	6	4,200	給水ポリ袋
					1	1	1.0	120	20	2,400	給水ポリタンク
利根町		-	-	-	1	2	2.0	3,600	6	21,600	給水ポリ袋
								8,700	10	87,000	給水ポリ袋
茨城県南水道企業団		4	2	8	-	-	-	230	20	4,600	ポリタンク
								6,000	10	60,000	給水ポリ袋
								16,463	6	98,778	給水ポリ袋
湖北水道企業団		-	-	-	7	1	7.0	171	20	3,420	
					1	0.5	0.5	5	10	50	
					1	0.3	0.3	900	6	5,400	非常用飲料用水袋
					1	0.28	0.28	-	-		
合計		33	/	68.45	479	/	3,321.3	279,145	/	1,811,056	

13 備蓄

13 備 蓄

13-1 公的備蓄物資の保管状況

令和7年4月1日現在

No	場所	保存パン	非常用クッキー	アルファ米	ヒートレス カレー・シ チュー	イタリアン・ 和風リゾット	カレー・五目リ ゾット	食料計	飲料水	粉ミルク	液体ミルク	アレルギー 対応 粉ミルク	乳児用 ・小児用 紙おむつ	大人用 紙おむつ	トイレッ トペーパー	生理用品	毛布	簡易トイレ (袋型)	使い捨て 哺乳瓶	マスク	消毒液	パーテーシ ョ ンテント
1	常陸太田 合同庁舎	缶	1,050 袋	袋	袋	袋	袋	1,050 食	120 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	100 枚	1,000 回	本	枚	本	張
2	高萩合同庁舎	缶	1,050 袋	袋	袋	袋	袋	1,050 食	720 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	460 枚	4,500 回	本	枚	本	張
3	日立保健所	缶	袋	袋	袋	袋	袋	0 食	300 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	500 枚	1,000 回	本	枚	本	張
4	ひたちなか 保健所 常陸大宮支所	缶	350 袋	袋	袋	袋	袋	350 食	2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	240 枚	回	本	枚	本	張
5	三の丸庁舎	缶	袋	袋	袋	袋	袋	0 食	120 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	150 枚	3,000 回	本	枚	本	張
6	土浦合同庁舎	缶	1,400 袋	袋	袋	袋	袋	1,400 食	600 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	720 枚	回	本	枚	本	張
7	県南総合 防災センター	缶	10,080 袋	4,000 袋	袋	袋	袋	14,080 食	2	袋	缶	缶	枚	枚	696 巻	枚	500 枚	5,600 回	本	11,800 枚	264 本	張
8	鉢田合同庁舎	缶	1,400 袋	袋	袋	袋	袋	1,400 食	2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	1,100 枚	1,000 回	本	枚	本	張
9	潮来保健所	缶	1,400 袋	袋	袋	袋	袋	1,400 食	600 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	470 枚	2,000 回	本	枚	本	張
10	境合同庁舎	缶	1,400 袋	袋	袋	袋	袋	1,400 食	240 2	袋	缶	缶	枚	枚	巻	枚	1,290 枚	2,000 回	本	枚	本	張
11	県西総合 防災センター	5,400 缶	1,750 袋	18,000 袋	15,000 袋	3,000 袋	袋	43,150 食	15,204 2	袋	缶	缶	3,300 枚	768 枚	1,008 巻	3,200 枚	9,924 枚	57,534 回	本	68,250 枚	264 本	200 張
12	県央総合 防災センター	10,800 缶	19,320 袋	53,000 袋	60,000 袋	8,600 袋	3,000 袋	154,720 食	202,116 2	1,728 袋	840 缶	8 缶	9,100 枚	1,740 枚	9,312 巻	11,840 枚	11,250 枚	162,000 回	2,500 本	83,950 枚	542 本	300 張
	合計	16,200 缶	39,200 袋	75,000 袋	75,000 袋	11,600 袋	3,000 袋	220,000 食	220,020 2	1,728 袋	840 缶	8 缶	12,400 枚	2,508 枚	11,016 巻	15,040 枚	26,704 枚	239,634 回	2,500 本	164,000 枚	1,070 本	500 張

13-2 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（流通在庫備蓄）

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、別表に掲げる物とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ当該職員（被災市町村等の職員を含む。）を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ乙から引き渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。

（代金の支払）

第7条 甲は、引き取った物資の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（物資の保有数量の報告）

第8条 乙は、毎年3月31日及び9月30日現在の物資の保有数量を別紙様式の「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事

乙

様式1 (第3条)

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

令和 年 月 日付けで締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定第3条の規定により、令和 年 月 日現在、貴社が保有する物資の供給を下記のとおり要請します。

1. 引渡先および引取責任者

(県の機関名等)

2. 引渡年月日

3. 供給を要請する物資の品名、数量

品 名	規 格	数 量	備 考

様式2 (第4条)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
責任者名

㊟

災害救助に必要な物資の供給報告書

令和 年 月 日付けで締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定第4条の規定により、令和 年 月 日付けにて供給の要請がありました物資について、下記のとおり供給したことを連絡します。

1. 供給先

(県の機関名等)

2. 供給年月日

3. 供給品名、数量

品名	規格	数量	備考

様式3 (第5条)

引 取 証 明 書 A	納 品 通 知 書 B	引 取 済 通 知 書 C																														
伝票番号	伝票番号	伝票番号																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">品名</td><td></td></tr> <tr><td>数量</td><td></td></tr> <tr><td>単価</td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td></td></tr> <tr><td>内容</td><td>災害救助に必要な物資</td></tr> </table>	品名		数量		単価		金額		内容	災害救助に必要な物資	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">品名</td><td></td></tr> <tr><td>数量</td><td></td></tr> <tr><td>単価</td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td></td></tr> <tr><td>内容</td><td>災害救助に必要な物資</td></tr> </table>	品名		数量		単価		金額		内容	災害救助に必要な物資	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">品名</td><td></td></tr> <tr><td>数量</td><td></td></tr> <tr><td>単価</td><td></td></tr> <tr><td>金額</td><td></td></tr> <tr><td>内容</td><td>災害救助に必要な物資</td></tr> </table>	品名		数量		単価		金額		内容	災害救助に必要な物資
品名																																
数量																																
単価																																
金額																																
内容	災害救助に必要な物資																															
品名																																
数量																																
単価																																
金額																																
内容	災害救助に必要な物資																															
品名																																
数量																																
単価																																
金額																																
内容	災害救助に必要な物資																															
<p>令和 年 月 日 時 分 上記の物資を引き取りました。</p> <p>引取責任者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">(納入者保管)</p>	<p>令和 年 月 日 時 分 上記の物資を引き取りました。</p> <p>納入者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">(物資の引取責任者保管)</p>	<p>令和 年 月 日 時 分 上記の物資を引き取りました。</p> <p>引取責任者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">(防災・危機管理課保管)</p>																														

別紙様式

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表者名

印

物資保有数量報告書

令和 年 月 日付けで締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定第8条の規定により、令和 年 月 日現在の物資の保有数量について、下記のとおり報告します。

記

分類	商品名	規格	保有数量	備考

茨城県と協定先との災害時における救援物資の調達に関する緊急連絡体制

令和 年 月 日以降
令和 年 月 日まで

茨 城 県	優先	所 属・役 職	電 話 番 号	
	順位	氏 名	平 日 (職 場)	夜間及び休日 (自 宅)
	1		()	()
	2		()	()
	3		()	()
	4		()	()

(協 定 締 結 先)	優先	所 属・役 職	電 話 番 号	
	順位	氏 名	平 日 (職 場)	夜間及び休日 (自 宅)
	1		()	()
	2		()	()
	3		()	()
	4		()	()

(注) 優先順位番号の上位の者が不在等により、連絡不能の場合は、次順位の者に連絡することとする。

13-3 流通在庫備蓄協定締結企業等一覧

番号	相手先	品目	協定締結	所管課
1	茨城県医薬品卸業組合	医療用医薬品等	S 5.7 委託	薬務課
2	イトウ製菓(株)	ビスケット・クッキー	H7. 6. 7 協定	防災・危機管理課
3	ヤマダイ(株)	即席麺	H7. 12. 7 協定	防災・危機管理課
4	日清食品(株)	即席麺	H7. 12. 7 協定	防災・危機管理課
5	茨城県生活協同組合連合会	飲料水(ペットボトル)、生活必需品	H8. 8. 28 協定	生活文化課
6	(株)カスミ	飲料水(ペットボトル)、生活必需品	H9. 8. 5 協定	防災・危機管理課
7	茨城県牛乳協同組合	牛乳	H9. 8. 5 協定	防災・危機管理課
8	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	LPGガス充填容器、LPGガス付属器具、	H9. 8. 5 協定	防災・危機管理課
9	公益財団法人茨城県学校給食会	米飯、パン	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
10	ウエルシア薬局(株)	簡易トイレ、主食用缶詰・レトルト食品、食用油、ベビーフード、飲料水(ペットボトル)、紙皿、割り箸、ラップ、シャンプー、マスク	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
11	(株)北関東リネンサプライ	布団、毛布	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
12	(株)レンタルのニッケン東関東支店	仮設トイレ、発電機	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
13	(株)ジョイフル本田	飲料水(ペットボトル)、寝袋、鍋釜、箸・スプーン、紙皿、おむつ、ほ乳瓶、炭、使い捨てカイロ	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
14	(株)山新	防水シート、寝袋、石けん、タオル等、鍋釜、おむつ、ほ乳瓶、ガムテープ、炭、使い捨てカイロ	H18. 4. 1 協定	防災・危機管理課
15	イオンリテール(株)北関東カンパニー	主食用缶詰・レトルト食品、お茶、紙皿、割り箸、ラップ、シャンプー、マスク、寝袋、炊き出し用釜、家庭用ろ水器、ガムテープ、炭、使い捨てカイロ	H18. 8. 31 協定	防災・危機管理課
16	(株)セブン-イレブン・ジャパン	食糧・水、日用品、炊事用具等、衣類、生理用品、等	H20. 9. 3 *包括連携協定に基づく覚書	防災・危機管理課
17	ダイドードリンコ(株)	飲料水等	H20. 9. 3 協定	防災・危機管理課
18	(株)カインズ	防水シート、寝具類、衣類、食糧・水、日用品、炊事用具等、生理用品、おむつ、ほ乳瓶、他	H20. 9. 3 協定	防災・危機管理課
19	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	防水シート、仮設トイレ等、寝具類、衣類、日用品、炊事用具等、生理用品、おむつ、ほ乳瓶、他	H20. 9. 3 協定	防災・危機管理課
20	サントリーフーズ(株)	飲料水等	H20. 9. 3 協定	防災・危機管理課
21	(株)ローソン	食糧・水、下着類、タオル、懐中電灯・電池、ろうそく、ウェットティッシュ 他	H20. 9. 3 協定	防災・危機管理課
22	(株)ファミリーマート	食糧・水、タオル、懐中電灯、ティッシュ、他	H25. 3. 28 協定	防災・危機管理課
23	茨城県自動販売機関連協議会	飲料水	H25. 3. 28 協定	防災・危機管理課
24	(株)伊藤園	飲料水	H26. 3. 19 協定	防災・危機管理課
25	(株)ケーヨー	食料品、飲料水、日用品、他	H26. 3. 19 協定	防災・危機管理課

番号	相手先	品目	協定締結	所管課
26	(株)カワチ薬品	食料品、日用品、衣料品等	H28.10.10協定	防災・危機管理課
27	東日本ダンボール工業組合	段ボール製の簡易ベット、シート、間仕切り等	H28.11.1協定	防災・危機管理課
28	水戸ヤクルト販売(株)他4社	飲料品、食料品、他	R1.5.10協定	防災・危機管理課
29	株式会社アクティオ	仮設トイレ、発電機、冷暖房機器、照明機器 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課
30	株式会社カナモト	仮設トイレ、発電機、冷暖房機器、照明機器 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課
31	日立建機日本株式会社	快適トイレ等の仮設トイレ、発電機、仮設浴槽室・シャワー室、冷暖房機器及び照明機器 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課
32	日野興行株式会社	仮設トイレ 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課
33	株式会社ヤマダデンキ	防犯ブザー 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課
34	有限会社モーハウス	授乳服 他	R7.2.20協定	防災・危機管理課

13-4 災害救助等に必要な物資の確保を図るための協定一覧

番号	相手先	品目	協定締結	所管課
1	茨城県登録販売者協会	一般用医薬品	H24.2.21協定	薬務課
2	日本産業・医療ガス協会 関東地域本部	医療用ガス	H24.2.21協定	薬務課
3	茨城県医療機器 販売業協会	医療機器	H24.2.21協定	薬務課

13-5 日赤茨城県支部の救護装備等の基準表

救護班 1 個 班 当 り

	品 名	員数	摘 要
救 護 所 関 係	医療セット	1組	1 従来の災害に鑑み、本表のほか、必要品がある向にあつては、他の所要品目を適宜整備しておくこと。
	携帯型医療セット	1組	
	テント (3.6m×5.4m/19m ² 以上)	1張	
	担架	2台	
	担架架台	2組	
	折畳寝台	4台	
	発電機	1基	
	投光器	4基	
	毛布	16枚	
	携帯用ラジオ	1台	
	携帯用マイク	1台	
	無線機 (携帯型)	1局	
	折畳机	1脚	
	患者掲示紙	20枚	
救 護 員 関 係	作業服	12枚	
	作業帽	6個	
	ヘルメット	6個	
	反射チョッキ	6着	
	編上靴	6足	
	運動靴	6足	
	軍手	6双	
	雨衣	6着	
	胸章	6枚	
	防塵ゴーグル	6個	
	活性炭入りマスク	6個	
ヘッドランプ	6個		
個人携帯バック	6個		

14 防 災 教 育

14 防 災 教 育

14-1 茨城県総合防災訓練実施状況

年度	回数 (通算)	共催 市町村	想定災害種別					年度	回数 (通算)	共催 市町村	想定災害種別				
			風水害	土砂 (水害による)	地震	津波	林野火災 航空機				風水害	土砂 (水害による)	地震	津波	林野火災 航空機
昭和39年	1	水戸市	○ (台風)					6	33	つくば市			○		
40	2	土浦市	○ (台風)					7	34	総和町			○		
41	3	日立市			○			8	35	土浦市			○		
42	4	下館市	○ (台風)					9	36	守谷町			○		
43	5	常陸太田市 他8市町村※	○(台風)					10	37	北茨城市			○	○	※那珂川氾濫の影響により中止
44	6	北茨城市			○			11	38	牛久市			○		
45	7	下妻市	○ (台風)					12	39	ひたちなか市 (河川)	○ (河川)		○		
46	8	古河市			○			13	40	神栖町			○		
47	9	神栖町			○			14	41	日立市			○	○	
48	10	日立市			○			15	42	阿見町			○		
49	11	鹿島町			○			16	43	水戸市			○		
50	12	大子町				○		17	44	筑西市 (河川)	○ (河川)		○		
51	13	水戸市			○			18	45	常陸太田市			○		
52	14	取手市	○ (台風)					19	46	龍ヶ崎市 (河川)	○ (河川)		○		
53	15	土浦市			○			20	47	常陸大宮市			○		
54	16	勝田市			○			21	48	下妻市			○		
55	17	神栖町			○			22	49	北茨城市			○	○	
56	18	下館市	○ (台風)		○			23	笠間市		○※東日本大震災により未実施				
57	19	水海道市	○ (台風)		○			24	50	日立市			○	○	
58	20	八郷町				○		25	51	笠間市			○		
59	21	日立市			○	○				ひたちなか市				○	
60	22	古河市	○ (台風)		○			26	52	神栖市			○	○	
61	23	水戸市			○			27	53	桜川市		○	○		
	24	藤代町	○ (台風)					28	54	高萩市		○	○	○	
62	25	水戸市	○(台風)					29	55	稲敷市		○	○		
		勝田市		○				30	56	鹿嶋市			○	○	
63	26	龍ヶ崎市	○ (台風)	○	○			令和元年	57	古河市 五霞町 境町	○		○		※台風19号の影響により中止
平成元年	27	下妻市	○ (台風)	○	○			以降、避難力強化訓練として実施							
2	28	神栖町			○										
3	29	石岡市			○		2年	58	坂東市	○ (台風)					
4	30	岩井市			○		3年	59	常陸太田市 常陸大宮市	○ (台風)					
5	31	取手市 ※台風11号の 影響により中止			○		4年	60	筑西市	○ (台風)					
	32	高萩市				○	5年	61	東海村	○ (台風)					

15 自衛隊との連携

15-2 災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町
県 郡 村
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

15-3 災害派遣要請書

消 防 第 号
令和 年 月 日

自衛隊 殿
(陸上自衛隊施設学校長経由)

茨城県知事 印

自衛隊の災害派遣について (要請)

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他 ()
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分 至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市 町
郡 村
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営 (宿泊) 地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

15-4 部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

15-5 部隊撤収要請書

消 防 第 号
令和 年 月 日

自衛隊 殿
(陸上自衛隊施設学校長経由)

茨城県知事 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (要請)

令和 年 月 日付消防第 号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

16 災害救助法の適用

16 災害救助法の適用

16-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込。税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に協議を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸あたり 7,089,000円以内 3 建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内																																									
		○賃貸型応急仮設住宅 1 規模 建設型応急仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急仮設住宅と同様。																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食、副食及び燃料等の経費として 1人1日あたり1,390円	災害発生の日から7日以内	握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏季</td> <td>円 20,300</td> <td>円 26,100</td> <td>円 38,700</td> <td>円 46,200</td> <td>円 58,500</td> <td>円 8,500</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 流失	夏季	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
全壊 流失	夏季	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500																																						
	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																						
半壊 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																						
	冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日 以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした 日から7日 以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)	下記の範囲内で行い、1～4の場合は消耗器材費等の実費、5の場合は建物の使用謝金等の実費 1 災害時要配慮者に関する情報の把握 2 災害時要配慮者からの相談対応 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 4 災害時要配慮者の避難所への誘導 5 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)	災害発生の 日から7日 以内	災害時要配慮者の移送費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円	災害発生の 日から10日 以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり ○大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の 日から3カ 月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては、6カ月以内)	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,900円以内 救護班以外の検案は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償(法第7条第5項)	災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者	茨城県災害救助法施行細則別表第2により定める額 1人1日当たり 医師及び歯科医師 23,000円以内 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 16,400円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,100円以内 救急救命士 15,600円以内 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術者及び建築技術者 16,200円以内 大工 29,300円以内 左官 30,400円以内 とび職 29,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間																																			
実費弁償 (法第8条 第4項)	災害対策基本法第23条 第7項に規定する登録 被災者援護協力団体	茨城県災害救助法施行細則別表第3により定める額	救助の実施 が認められ る期間以内																																			
		<p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所の設置 1人 1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p> <p>(2) 建設型応急住宅の設置 1戸当たり 7,089,000円以内</p> <p>(3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復 当該地域における実費</p> <p>(4) 賃貸型応急仮設住宅の借上げ 地域の実情に応じた額</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与 1人1日当たり 1,390円以内</p> <p>(2) 飲料水の供給 当該地域における通常の実費</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 下記金額の範囲内</p> <table border="1" data-bbox="587 1016 1394 1375"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏季</td> <td>円 20,300</td> <td>円 26,100</td> <td>円 38,700</td> <td>円 46,200</td> <td>円 58,500</td> <td>円 8,500</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 全焼 流失	夏季	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬季	10,700	14,000	19,900
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																															
全壊 全焼 流失	夏季	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	円 8,500																															
	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																															
半壊 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																															
	冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																															
		<p>4 医療及び助産</p> <p>(1) 医療</p> <p>ア 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</p> <p>イ 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ウ 施術者 協定料金の額以内</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 救護班等 使用した衛生材料等の実費</p> <p>イ 助産師 慣行料金の100分の80以内の額</p> <p>5 被災者の救出 当該地域における通常の実費</p>																																				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
		<p>6 福祉サービスの提供 当該地域における通常の実費</p> <p>7 被災した住宅の応急修理</p> <p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 53,900円以内</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 1世帯当たり 739,000円以内</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 358,000円以内</p> <p>8 学用品の給与のための費用</p> <p>(1) 教科書代 教材の実費</p> <p>(2) 文房具及び通学用品費 1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校生徒 6,300円</p> <p>9 埋葬 1体当たり</p> <p>(1) 大人 232,200円以内</p> <p>(2) 小人 185,700円以内</p> <p>10 死体の搜索 当該地域における通常の実費</p> <p>11 死体の処理 (洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり 5,900円以内</p> <p>救護班以外の検案は慣行料金</p> <p>12 障害物の除去 1世帯当たり 143,900円以内</p>	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
		13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 当該地域における通常の実費	

16-2 政府所有米穀の販売

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制 定 平成21年5月29日 21総食第 113号

最終改正 令和7年4月1日 6農産第5106号

農産局長通知

政府による米穀の買入れ・保管・販売等は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条、第30条、第31条及び第33条の規定に基づくものとし、その具体的な手続はこの要領の定めるところによる。

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しへの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(7) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、

知事と売買契約書（案）（様式４－２４）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式４－２４）により契約を締結するものとする。

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

- 3 代金

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長(以下「歳入徴収官」という。)の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店(歳入代理店を含む。)に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀(SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業体」という。)に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業者が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく 関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 住所
氏名 印

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 11 の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第 4 章 I 第 11 の 1 の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記（1）の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、（2）又は（3）の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業者は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事(市町村長)

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

17 災害応急復旧

17 災害応急復旧

17-1 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

〔茨城県土木部
都市局建築指導課〕

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この茨城県震災建築物応急危険度判定要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

(2) 応急危険度判定士

前号の判定義務に従事するものとして知事が定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は判定士と判定コーディネーターの両方を意味する。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

(4) 判定実施班

危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は市町村の災害対策本部の下に組織される危険度判定を実施するための部署をいう。

(5) 判定支援班

危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第3 判定の実施

1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。

2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第4 判定実施の決定

1 判定の実施を決定するのは被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。

2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。

3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において

定める。なお、県においては「震度5弱」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状によって設定することとする。

4 各市町村は、予め判定の所管部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。

5 判定の所管部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。

6 被災市町村の災害対策本部長は、判定の所管部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。

7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

第5 判定実施班の設置

1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部のもとに判定実施班を設置する。

2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、判定拠点という）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。

3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。

4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、間合わせ窓口等とする。

第6 判定実施に関わる県と市町村との連携等

1 被災市町村の判定実施班の長は、判定実施班及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市整備局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。

2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第7 判定対象区域、対象建築物等の決定基準

1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定対象とする区域を決定する。

2 判定実施班は、判定対象区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断できる場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。

3 判定対象区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。

4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。

5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。

2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。

3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。

4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。

5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策

本部長) に対して判定士の派遣要請(様式第3号)を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請(様式第3号)も合わせて行うこととする。

6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、県災害対策本部の土木部に設置された判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。

7 判定実施班の長は判定支援班長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡(様式第4号)する。

8 判定支援班長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第9 他の都道府県等に対する支援要請

1 被災時に判定実施班より支援要請を受けた判定支援班は、県において育成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会(代表幹事県)に対して支援を要請(様式第5号)する。

2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定資機材のリストを受け取る。

4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。

2 各グループ長・副グループ長は各グループの判定士に対して判定資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。

3 各判定士は判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。

4 判定士は判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。

5 判定は2人1組にて行う。

6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。

7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー(「危険」「要注意」「調査済」の3種類)を貼ることとする。

2 判定士は判定ステッカー上に・判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。

3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。

- 2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。
- 3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

第13 判定士等の養成、登録

- 1 県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 建築基準法施行規則第6条の6に規定する特定建築物調査員（同項第3号に掲げる者を除く）
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者
- 2 県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として応急危険度判定士台帳に登録を行う。
- 3 県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。
- 4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。
- 2 判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。
- 3 判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。
- 4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。
- 5 判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。
- 6 県は県内の市町村と協力して、判定活動に必要となる判定用資材の備蓄を行うこととする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。
- 7 県が備蓄する判定用資機材は、必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

(一社)茨城県建築士会、(一社)茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第17 判定活動における補償

県は市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

- 附 則
この要綱は、平成11年12月1日より適用する。
- 附 則
この要綱は、平成24年6月6日より適用する。
- 附 則
この要綱は、平成25年2月25日より適用する。
- 附 則
この要綱は、令和5年10月5日より適用する。

判定用資機材一覧表

区分	判定用資機材	準備者			備考
		判定実施班	判定支援班	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル（判定士手帳）		○		
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			県・市町村にて分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具（ビニール合羽）※			○	
	防寒具（ジャンパー、ミニカイロ）※			○	
	水筒※			○	
	マスク※			○	
B	バインダー（台紙）	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー（打診器）			○	
	双眼鏡		○		
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス（方位磁石）			○	

注) ★印は、全国的に様式統一を図るもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

(様式第1号)

判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	○年○月○日 ○時○分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">○○○災害対策本部長</p> <p>○○○では、○年○月○日(○)○時○分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、○年○月○日 ○時○分、○○○において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
<p>被害情報</p> <ul style="list-style-type: none">① 公共施設の状況② 建築物の倒壊の状況③ 火災の状況④ その他被害の状況	
<p>連絡事項</p>	
<p>連絡先</p>	

(様式第2号)

判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	○年○月○日 ○時○分
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○○災害対策本部 判定実施班長</p> <p>○○○では、○年○月○日(○)○時○分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、応急危険度判定士の派遣については、追って要請を行う予定です。</p>	
被害情報 ① 公共施設の状況 ② 建築物の倒壊の状況 ③ 火災の状況 ④ その他被害の状況	
判定実施班の設置 設置時刻 時 分 設置場所	
判定拠点の設置 設置場所	
連絡先	

(様式第3号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	〇年〇月〇日 〇時〇分
<p>茨城県知事 殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇災害対策本部長</p> <p>〇〇〇では、〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>	
判定士派遣要請期間	月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)
要請判定士人数	人/日 (延べ 人)
要請判定コーディネーター人数	人/日 (延べ 人)
連絡先	

(様式第4号)

応急危険度判定支援 要請書 (第〇次)

発信日時	〇年〇月〇日 〇時〇分					
茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿						
〇〇〇災害対策本部 判定実施班長						
<p>〇〇〇では、〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。</p> <p>については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>						
判定士派遣要請期間	月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)					
要請判定士	人/日 (延べ 人)					
要請判定コーディネーター	人/日 (延べ 人)					
判定調査表	木 枚	造	R 枚	C	S 枚	造
ステッカー	危 枚	険	要 枚	注 意	調 査	済
昼食準備	派遣側	人 (延べ 人)				
	依頼側	人 (延べ 人)				
宿泊手配	派遣側	人 (延べ 人)				
	依頼側	人 (延べ 人)				
参集日時	月 日 時					
参集場所						
移動手段						
移動ルート						
連絡先						

(様式第5号) 応急危険度判定支援 要請・回答書 第〇次 (第〇報)
 (要請書) (回答書)

発信日時： 記入者：(会員名・氏名)		発信日時： 記入者：(会員名・氏名)			
要請先：		回答先： 茨城県			
応急危険度判定支援要請の連絡です。 茨城県〇〇〇では、〇年〇月〇日(〇)〇時〇分頃に発生した地震により、約〇〇〇〇棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、〇〇〇災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を〇月〇日から〇月〇日まで実施する予定です。 つきましては、以下の支援をお願いします。		応急危険度判定支援回答の連絡です。 から に以下の支援が可能です。			
(日付) 第〇次 (〇月〇日～〇月〇日)		(日付) 第〇次 (〇月〇日～〇月〇日)			
要請判定士 人(延べ 人)		派遣判定士 人(延べ 人)			
宿泊手配	派遣側	人(延べ 人)			
	依頼側	人(延べ 人)			
昼食準備	派遣側	人(延べ 人)			
	依頼側	人(延べ 人)			
判定調査表	木造 百枚	RC 百枚	S造 百枚		
ステッカ	危険 百枚	要注意 百枚	調査済 百枚		
参集	①	場所	TEL	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人)
		時間			備考：
	②	場所	TEL	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人)
		時間			備考：
	③	場所	TEL	派遣人数	この参集場所に 人派遣可能です。 (延べ 人)
		時間			備考：
移動手段					
移動ルート					
備考：					

※ メールの場合は署名を、FAXの場合は送付用紙を必ず付けること。

判定用資機材一覧表

判定用資機材（備蓄用）	備蓄先	
	県（判定支援班）	市町村（判定実施班）
腕章	○	
判定調査表	△	○
判定ステッカー	△	○
ヘルメット用シール	○	
判定街区マップ		○
下げ降り	○	
クラックスケール	○	
ガムテープ		○

※△：従として備蓄する。

17-2 茨城県被災宅地危険度判定実施要綱

茨城県被災宅地危険度判定実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 宅地造成宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2) 被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。） 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

(危険度判定の執行計画)

第3条 知事及び市町村長は、危険度判定業務を円滑に執行するための体制を整備するものとする。

2 知事は、茨城県地域防災計画地震災害対策計画編及び茨城県土木部地震等災害対策マニュアルに基づき、市町村の実施する危険度判定業務を支援すること。

3 市町村長は、大地震等が発生したときを想定し、災害対策本部における一組織として危険度判定実施本部を設けることを防災計画の中に位置付けること。

(危険度判定の責任体制)

第4条 この要綱による危険度判定業務は、被災した市町村長が行うものとする。

2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定業務の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

3 宅地判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、危険度判定業務の実施に係る経費を負担するものとする。

(連絡支援体制等)

第5条 知事は、被災した市町村長、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣

について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対し速やかに協力を依頼するものとする。

2 知事は、災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときは、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣を要請し、又は国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。

(市町村への指導・助言)

第6条 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な指導・助言を行うことができる。

(県、市町村等の連絡調整組織)

第7条 知事及び市町村長は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対してこの要綱に基づく危険度判定業務を円滑に行うため、県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

2 前項の規定による連絡調整組織を茨城県宅地開発協議会に置くものとする。

第2章 危険度判定

(調査対象施設)

第8条 危険度判定を行う対象施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁
- (2) 宅盤、切土のり面、盛土のり面、及び自然傾斜
- (3) 排水施設
- (4) その他必要な個所

(調査対象区域及び期間)

第9条 調査対象地域は被災区域全域とし、調査は大地震等の発生後速やかに実施し、概ね2週間程度で終了させるものとする。

(調査方法)

第10条 調査方法は、目視又は簡便な計測によって行う。また、調査にあたっては、被災宅地危険度判定連絡協議会の作成した「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」によるものとする。

(判定結果の公表・措置)

第11条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示するとともに応急措置、避難勧告等の措置を講ずるものとする。

(調査に必要な資料・機器・用具類の備蓄)

第12条 市町村長は、調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

2 知事は被災市町村を支援するため、県庁及び各県民センターに調査に必要な資料、機器及び用具類を常備し、適切に保管しておくものとする。

3 調査に必要な資料・機器・用具類は別表に記載したものとする。

第3章 被災宅地危険度判定士制度

(被災宅地危険度判定士)

第13条 知事は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

2 登録の実施に関する事項は、知事が別に定める。

(宅地判定士名簿)

第14条 知事は、前条により宅地判定士の登録を行った場合には、速やかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

(講習会の開催)

第15条 知事等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を開催することができる。

(判定調整員)

第16条 被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

2 知事は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で前項の業務を適正に執行できると認められた者を判定調整員として指定するものとする。

3 知事は、判定調整員を認定したときは、指定年月日を、名簿に記載しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に協議会の行った登録等に関する業務については、この要綱により処理されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

別 表)

調査に必要な資料・機器・用具類

区分	判定資器材名	市町村準備	派遣側準備	判定士準備	備考
最	認定登録証			○	登録時交付
	腕章		○		協議会配布
	判定調査票		○		
	判定ステッカー (ビニール被覆)		○		
	判定マニュアル・手引き			○	講習会配布
低	ヘルメット	○		(○)	
	ヘルメット用シール	○	○		協議会配布
	住宅地図	○			
必	筆記用具 (赤・黒マーカー)	○			
	バインダー (下敷き)	○			
要	バインダーが入るビニール袋	○			
	スラントルール (勾配儀)		○		
	ガムテープ (布製)		○		
	針金ピン (番線)		○		
な	雨具			○	
	防寒具 (ジャンパー)			○	
	水筒			○	
も	マスク			○	
	デジタルカメラ	○		(○)	
の	黒板 (ホワイトボード・ボール紙)	○			
	コンベックス		○		
	巻き尺		○		
	懐中電灯		○		
	軍手		○		
	ナップサック			○	
	はさみ、のり	○			
	携帯電話			○	
	パソコン、CD-ROM	○			取りまとめ作業に必要
	クラックスケール		○		
	ポール		○		
あ よ っ た も ほ の う が	テープロッド	○			
	ホイッスル		○		
	テストハンマー	○			
	クリノメーター	○			
	コンパス (方位磁石)	○			
	双眼鏡	○			
	下げ振り	○			
	ラジオ	○			
	GPS (カーナビ)	○			
	番線 (結束線)・リボン	○			
トランシーバー	○			携帯不可時	

17-3 災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）

災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、茨城県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、速やかに前記文書を乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんを行うほか可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては茨城県土木部都市局住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成8年8月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成8年8月1日

甲 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県知事 橋本 昌 印

乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会
会 長 辻 昇 平 印

17-4 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県地域防災計画に基づき、災害時における木造応急仮設住宅の建設に関して、茨城県（以下「甲」という。）が、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他適当な方法によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下、「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては茨城県土木部都市局住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を、毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を、毎年1回甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成29年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月 1日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10
京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青木 宏之

17 - 5 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本ムービングハウス協会）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、茨城県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、茨城県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙の会員に連絡するものとする。ただし、緊急の場合の連絡は乙の会員または乙の事務局に電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙の会員または乙の事務局に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙の会員または乙の事務局は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の会員のうち、甲が指定する住宅建設業者（以下「丙」という。）は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示により住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては茨城県土木部都市局住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を、毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を、毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和7年2月20日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年2月20日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

17-6 災害復旧用材（国有林材）の供給

災害復旧用材（国有林材）の供給

(1) 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

(2) 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行うが、次の特例措置をとることができる。

	販売の相手方	用途区分		代金延納			減額 (時価の五割以内)	随意契約
				期間	担保	利息		
用材 (立木) 素材	県	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	市町村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
		市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
		個人用施設の復旧用	住宅、店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人	災害復旧用	住宅、店舗等	6ヶ月以内	提供	徴収	否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し・災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)

※延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については、毎年度財務省との協議の上決定。

17-7 地震災害道路等応急復旧工事に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する基本協定書

茨城県（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県建設業協会（以下「乙」という。）とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力のもと迅速かつ的確に甲が管理する公共土木施設等に対する応急対策業務（以下「業務」という。）を実施するために必要な事項について、次のとおり協定を締結するものとする。

（業務の内容）

第1条 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被害状況の調査（以下「パトロール」という。）及びパトロールにより把握した損壊箇所における安全確保のための緊急措置
- （2）損壊箇所の応急復旧工事及び障害物の除去作業（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第3項の規定による措置を含む。）
- （3）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- （4）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第2条 甲は、業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（細目協定の締結）

第3条 甲の土木部出先機関の長と乙を構成する各支部の長は、業務の実施に関する細目について、別途「災害時における応急対策業務に関する細目協定書」（以下「細目協定」という。）を締結するものとする。

（費用の負担）

第4条 業務の実施に要した費用の負担は、細目協定で別に定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の

有効期間が満了する日（以下「満了日」という。）の30日前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる意思を表示しないときは、満了日の翌日から起算して1年間この協定の有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

付 則

第1条 甲と社団法人茨城県建設業協会とが昭和61年1月16日に締結した地震災害道路等応急復旧工事に関する協定書（以下「旧協定書」という。）は、この協定の締結をもって廃止する。

第2条 前条の規定による廃止前の旧協定書第4条の規定に基づき甲の土木部出先機関の長と乙を構成する各支部の長が締結した細目協定は、この協定書第3条の規定に基づく細目協定が締結されるまでの間は、同条の細目協定とみなす。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋本 昌

乙 水戸市大町三丁目1番22号
一般社団法人茨城県建設業協会
会 長 岡部 英男

17-8 災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書

災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定書

(協定の目的)

第1条 茨城県（以下「甲」という。）、県内各市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする一部事務組合（以下「乙」という。）並びに一般社団法人茨城県産業資源循環協会（以下「丙」という。）は、非常災害時における廃棄物（災害廃棄物及び災害による一般廃棄物処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難となっているごみ及びし尿をいう。）の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定による被災市町村等への連携及び協力に関して、以下のとおり協定を締結することにより、県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用し、当該廃棄物の適正並びに迅速かつ円滑な処理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害により生じた廃棄物をいう。
- (3) 災害等廃棄物処理事業 災害その他の事由のために実施する生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業をいう。
- (4) 被災市町村等 乙のうち、災害等廃棄物処理事業を実施する市町村及び一部事務組合をいう。

(相互の連携及び協力体制の確保)

第3条 甲、乙及び丙は、相互の適切な役割分担の下、連携し、被災市町村等における災害等廃棄物処理事業に対する協力を努めるものとする。

2 甲は、被災市町村等に対する協力体制を確保するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 各被災市町村等の災害廃棄物の発生量、仮置場の状況等の基本的な情報を集約すること。
- (2) 被災市町村等の支援ニーズを把握すること。
- (3) 仮置場の用地を提供すること。
- (4) 短期的に職員を派遣すること。
- (5) 廃棄物処理に係る技術情報及び国の補助事業に関する情報を提供し、並びに災害廃棄物処理実行計画の策定等に係る助言を行うこと。
- (6) 国との連携による県域を越えた人的支援及び広域処理の導入について調整すること。
- (7) 被災市町村等の支援ニーズ並びに乙及び丙が行う支援策を総合的に調整すること。
- (8) 甲、乙及び丙間の常時連絡が可能な連絡先の一覧を調製するとともに、甲、乙及び丙の災害

廃棄物の処理に関する研修機会等を創出すること。

3 乙は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 短期的に職員を派遣すること。
- (2) 仮置場の用地を提供すること（被災市町村の区域外に仮置場の用地の確保が必要となった場合に限る。）。
- (3) 廃棄物の処理（廃棄物の収集運搬（積替保管を含む。）及び処分をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (4) 乙の区域内の一般廃棄物処理業者の情報を提供すること。
- (5) 災害廃棄物の円滑な処理に資するため、災害廃棄物処理計画や事業継続計画（BCP）の策定及び計画の適宜見直しに努めること。

4 丙は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場における災害廃棄物の分別に係る人材及び機材を投入すること。
- (2) 災害廃棄物の性状に応じ適正な処理ルートを構築すること。
- (3) 廃棄物の処理を行うこと。
- (4) 丙の会員が有する廃棄物の処理に関する技術的な情報を提供すること。
- (5) 丙の会員相互の連携強化や災害時の行動計画等の整備を図り、災害等廃棄物処理事業に対する協力体制を確保すること。

（個別協議事項）

第4条 被災市町村等は、前条第3項第3号及び第4項第3号の廃棄物の処理について協力を得ようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、乙（被災市町村等を除く。次条第2項及び第6条第2項において同じ。）及び丙と個別に協議するものとする。

- (1) 廃棄物の性状及び形状等
- (2) 廃棄物の処分又は再生利用の方法及び処理施設の所在地
- (3) 廃棄物の収集運搬の方法、荷姿、運搬の経路、搬入の時間帯、運搬車両の種類、積載量及び登録番号並びに災害廃棄物等の運搬車両であることの表示方法
- (4) 廃棄物の量及び1日当たりの搬入量
- (5) 協力の開始及び終了の時期
- (6) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の適正な処理に必要な事項
（費用の負担等）

第5条 廃棄物の処理に係る費用は、原則として、当該廃棄物を排出した被災市町村等が負担するものとする。

2 被災市町村等は、乙が被災市町村等の廃棄物の処理を行う場合は、処分を行った量に応じ、乙の条例等の規定に準じた金額を支払うものとする。ただし、これにより難い事情がある場合は、乙と被災市町村等との協議により定めるものとする。

3 丙による廃棄物の処理費用の負担等については、被災市町村等と丙又は丙の会員とが締結する委託契約に定めるところによるものとする。

(協力の手順)

第6条 被災市町村等が、本協定に係る支援を要請する場合は、甲の廃棄物対策課を窓口として要請するものとする。

2 前項の要請があった場合は、甲の廃棄物対策課長は、乙及び丙に対し、協力依頼を行うものとする。

(他の被災都道府県等への支援)

第7条 他の都道府県が被災した場合において、当該他の都道府県から災害廃棄物の処理等に係る支援の要請があった場合は、甲、乙及び丙は、可能な限り協力を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第8条 甲は、この協定に基づく廃棄物の処理の円滑な実施に必要な範囲内において、乙及び丙に対し、随時報告を求めることができる。

(事務局)

第9条 本協定に係る連絡調整は、甲の廃棄物対策課において行うものとする。

(この協定の締結に係る乙の同意の方法)

第10条 この協定の締結に係る乙の同意は、別表1及び別表2に掲げる市町村及び一部事務組合の同意書に記名押印することにより証するものとする。

2 甲は、甲及び丙が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、乙及び丙に配付するものとする。

(地位の承継)

第11条 この協定を締結した一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該一部事務組合の地位を承継した者は、この協定に係る当該一部事務組合の地位を承継するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

令和2年6月1日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 県内市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的と
する関係一部事務組合
(別表1及び2のとおり)

丙 茨城県水戸市笠原町978番25
一般社団法人茨城県産業資源循環協会
会 長 古 矢 満

別表1 (市町村)

No.	役職	氏名	No.	役職	氏名
1	水戸市長	高橋 靖	23	筑西市長	須藤 茂
2	日立市長	小川 春樹	24	坂東市長	木村 敏文
3	土浦市長	安藤 真理子	25	稲敷市長	笥 信太郎
4	古河市長	針谷 力	26	かすみがうら市長	坪井 透
5	石岡市長	谷島 洋司	27	桜川市長	大塚 秀喜
6	結城市長	小林 栄	28	神栖市長	石田 進
7	龍ヶ崎市長	中山 一生	29	行方市長	鈴木 周也
8	下妻市長	菊池 博	30	鉾田市長	岸田 一夫
9	常総市長	神達 岳志	31	つくばみらい市長	小田川 浩
10	常陸太田市市長	大久保 太一	32	小美玉市長	島田 穰一
11	高萩市長	大部 勝規	33	茨城町長	小林 宣夫
12	北茨城市長	豊田 稔	34	大洗町長	小谷 隆亮
13	笠間市長	山口 伸樹	35	城里町長	上遠野 修
14	取手市長	藤井 信吾	36	東海村長	山田 修
15	牛久市長	根本 洋治	37	大子町長	高梨 哲彦
16	つくば市長	五十嵐 立青	38	美浦村長	中島 栄
17	ひたちなか市長	大谷 明	39	阿見町長	千葉 繁
18	鹿嶋市長	錦織 孝一	40	河内町長	雑賀 正光
19	潮来市長	原 浩道	41	八千代町長	谷中 聰
20	守谷市長	松丸 修久	42	五霞町長	染谷 森雄
21	常陸大宮市長	鈴木 定幸	43	境町長	橋本 正裕
22	那珂市長	先崎 光	44	利根町長	佐々木 喜章

別表2（関係一部事務組合一覧）

No.	名 称	役職	氏 名	構成市町村
45	大宮地方環境整備組合	組合長	先 崎 光	常陸大宮市、那珂市
46	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	管理者	中 山 一 生	龍ヶ崎市、河内町、利根町
47	さしま環境管理事務組合	管理者	橋 本 正 裕	古河市、五霞町、境町、坂東市
48	大洗、鉾田、水戸環境組合	管理者	小 谷 隆 亮	大洗町、鉾田市、水戸市
49	江戸崎地方衛生土木組合	管理者	中 島 栄	稲敷市、美浦村
50	筑西広域市町村圏事務組合	管理者	須 藤 茂	結城市、筑西市、桜川市
51	茨城美野里環境組合	管理者	島 田 穰 一	茨城町、小美玉市
52	常総地方広域市町村圏事務組合	管理者	松 丸 修 久	常総市、取手市、つくばみらい市、守谷市
53	霞台厚生施設組合	管理者	谷 島 洋 司	石岡市、小美玉市
54	新治地方広域事務組合	管理者	坪 井 透	かすみがうら市、石岡市
55	鹿島地方事務組合	管理者	石 田 進	鹿嶋市、神栖市
56	下妻地方広域事務組合	管理者	菊 池 博	下妻市、八千代町、常総市
57	ひたちなか・東海広域事務組合	管理者	大 谷 明	ひたちなか市、東海村
58	常総衛生組合	管理者	小 田 川 浩	常総市、坂東市、守谷市、つくばみらい市
59	龍ヶ崎地方衛生組合	管理者	中 山 一 生	龍ヶ崎市、牛久市、取手市、美浦村、阿見町、利根町、河内町、稲敷市
60	筑北環境衛生組合	管理者	大 塚 秀 喜	笠間市、桜川市
61	茨城地方広域環境事務組合	管理者	小 林 宣 夫	茨城町、水戸市、小美玉市、笠間市
62	湖北環境衛生組合	管理者	谷 島 洋 司	石岡市、かすみがうら市、小美玉市、土浦市
63	高萩・北茨城広域事務組合	管理者	豊 田 稔	北茨城市、高萩市

17-9 災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において風水害、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙に対し応援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬については、原則として無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるとときには、その費用の負担について当該被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては茨城県県民生活環境部環境対策課、乙においては茨城県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月15日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 水戸市平須町1828番地192
一般社団法人茨城県環境保全協会
理事長 秋山 勝広

17-10 ごみ焼却施設一覧

ごみ焼却施設一覧

番号	設置者名	施設名称	処理能力 (t/日)	使用開始 年度
1	水戸市	清掃工場（えこみっと）	330	2020
2	日立市	清掃センター	300	2001
3	土浦市	清掃センター	210	1992
4	古河市	古河クリーンセンター	90	1994
5	常陸太田市	清掃センター	100	2002
6	笠間市	環境センター	105	1992
7	牛久市	牛久クリーンセンター	202.5	1999
8	つくば市	つくばサステナスクエア	375	1997
9	潮来市	潮来クリーンセンター	72	1991
10	行方市	環境美化センター	40	1999
11	鉾田市	鉾田クリーンセンター	40	1993
12	城里町	環境センター	20	2020
13	大子町	環境センター	16	2015
14	阿見町	霞クリーンセンター	84	1997
15	大宮地方環境整備組合	環境センター	180	1990
16	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	くりーんプラザ・龍	180	1999
17	さしま環境管理事務組合	さしまクリーンセンター	206	2008
18	大洗、鉾田、水戸環境組合	クリーンセンター	90	1992
19	江戸崎地方衛生土木組合	環境センター	70	2022
20	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	240	2002
21	常総地方広域市町村圏事務組合	常総環境センター	258	2012
22	霞台厚生施設組合	クリーンセンター	215	2021
23	鹿島地方事務組合	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター	230	2023
24	高萩・北茨城広域事務組合	高北清掃センター	80	2023
25	下妻地方広域事務組合	クリーンポート・きぬ	200	1997
26	ひたちなか・東海広域事務組合	ひたちなか・東海クリーンセンター	220	2012

17-11 粗大ごみ処理施設一覧

粗大ごみ処理施設一覧

番号	地方公共団体名	施設名称	処理能力 (t/日)	使用開始 年度
1	水戸市	清掃工場（えこみっと）	24	2020
2	日立市	清掃センター	40	1994
3	土浦市	清掃センター	70	1992
4	笠間市	環境センター	35	1992
5	つくば市	つくばサステナスクエア	26	2019
6	ひたちなか市	資源リサイクルセンター	70	1994
7	鹿嶋市	衛生センター	21	2009
8	潮来市	潮来リサイクルセンター	15	1991
9	行方市	環境美化センター	19	1999
10	城里町	リサイクルセンター	3.4	2021
11	阿見町	霞クリーンセンター	30	1997
12	大宮地方環境整備組合	環境センター	35	1990
13	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	くりーんプラザ・龍	60	1999
14	大洗、鉾田、水戸環境組合	クリーンセンター	30	1992
15	江戸崎地方衛生土木組合	圧縮施設	25	1983
16	江戸崎地方衛生土木組合	破碎施設	7	2012
17	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	50	2003
18	下妻地方広域事務組合	クリーンポート・きぬ	45	1997

17-12 し尿処理施設一覧

し尿処理施設一覧

番号	地方公共団体名	施設名称	処理能力 (kL/日)	使用開始 年度
1	水戸市	見川クリーンセンター	310	1983
2	土浦市	汚泥再生処理センター	33.8	2021
3	常陸太田市	クリーンセンター	55	1997
4	常陸太田市	里美クリーンセンター	15	2009
5	北茨城市	環境センター	100	1983
6	つくば市	つくばサステナスクエア南分所	70	1984
7	つくば市	つくばサステナスクエア	50	1980
8	ひたちなか市	勝田衛生センター	100	1992
9	ひたちなか市	那珂湊衛生センター	38	1996
10	鹿嶋市	衛生センター	89	2006
11	潮来市	潮来衛生センター	24	1992
12	神栖市	第一衛生プラント	110	1993
13	行方市	麻生衛生センター	24	1995
14	行方市	有機肥料供給センター	28	2000
15	鉾田市	エコパーク鉾田	39	2000
16	鉾田市	大洋サニタリーセンター	20	1994
17	城里町	衛生センター	13	2021
18	東海村	衛生センター	40	1992
19	大子町	衛生センター	26	2023
20	大宮地方環境整備組合	大宮地方広域衛生センター	97	1981
21	常総衛生組合	クリーンセンターきぬ	100	1998
22	龍ヶ崎地方衛生組合	龍の郷・クリーンセンター	218	2021
23	さしま環境管理事務組合	さしま環境センター	130	1981
24	筑北環境衛生組合	クリーンセンター	100	1986
25	茨城地方広域環境事務組合	し尿処理施設	152	1981
26	大洗、鉾田、水戸環境組合	クリーンセンター	80	1983
27	湖北環境衛生組合	石岡クリーンセンター	141	2005
28	筑西広域市町村圏事務組合	環境センター	105	1995
29	下妻地方広域事務組合	城山公苑し尿処理施設	130	1984

17-13 火葬場一覧

火 葬 場 一 覧

区分	No	名称	所在地 (電話番号)	区分	No	名称	所在地 (電話番号)
公	1	水戸市斎場	水戸市堀町2106-2 029-251-2559	公 営 単 独	18	神栖市かみす聖苑	神栖市南浜1-9 0299-90-5311
	2	水戸市下入野斎場	水戸市下入野町2205 029-269-1605		19	神栖市はさき火葬場	神栖市波崎9598 0479-44-5479
	3	いばらき聖苑	東茨城郡茨城町網掛1167 029-240-8031		20	つくばメモリアルホール	つくば市玉取1766 029-879-0330
	4	大洗町斎場	東茨城郡大洗町磯浜町5786 029-267-0409		21	那珂聖苑	那珂市堤1020-1 029-352-0073
	5	大子町斎場	久慈郡大子町川山931 0295-72-4000		22	おおみや広域聖苑	常陸大宮市東野545 0295-54-0202
営	6	常陸太田市営斎場	常陸太田市新宿町1603 0294-72-0998	公 営	23	笠間広域斎場 やすらぎの森	笠間市笠間4669 0296-72-7011
	7	日立市中央斎場	日立市諏訪町1029 0294-34-4065		24	常陸海浜広域斎場	ひたちなか市新光町97 029-265-7191
	8	日立市金沢火葬場	日立市金沢町2-18-6 0294-37-1142		25	霞ヶ浦聖苑	行方市手賀4339-39 0299-55-2710
	9	日立市鞍掛山斎場	日立市滑川町3163-9 0294-43-4392		26	やすらぎ苑	取手市市之代310 0297-78-2133
単	10	高萩市斎場	高萩市大字安良川1332-1 0293-22-5319	広 域	27	石岡地方斎場	石岡市染谷1749 0299-22-6828
	11	北茨城市葬祭場	北茨城市磯原町上相田8 0293-42-1293		28	きぬ聖苑	筑西市下川島655-1 0296-33-6635
	12	龍ヶ崎市営斎場	龍ヶ崎市高砂7091 0297-64-0511		29	ヘキサホール・きぬ	下妻市下栗250 0296-43-7766
独	13	土浦市営斎場	土浦市田中2-16-33 029-824-2013	域	30	さしま斎場	猿島郡境町大字長井戸1746 0280-87-0619
	14	常総市斎場	常総市豊岡町乙3140-1 0297-24-0049		31	うしくあみ斎場	牛久市久野町2867 029-830-9888
	15	坂東市営斎場	坂東市馬立1179 0297-35-9051		32	聖苑香澄	稲敷市須賀津1872-6 029-894-4510
	16	古河市斎場	古河市三杉町2-1-1 0280-32-0157				
	17	鹿嶋斎苑	鹿嶋市棚木209 0299-69-7511				

17-14 災害時における応急対策活動に関する協定

災害時における応急対策活動に関する協定

茨城県（以下「甲」という。）と社団法人茨城県鳶・土木工業会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害が発生した場合における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茨城県内において地震等の大規模な災害が発生した場合、障害物の除去等の応急対策活動を行うことにより、被災地の早期復旧に寄与することを目的とする。

（要請に基づく活動）

第2条 甲は、茨城県が実施する応急対策活動のため、乙に所属する会員が有している労力等の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次の各号に掲げる事項を記載した文書により要請することができるものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭等で行うことができるものとし、後日速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする場所
- (2) 応援を必要とする協力の内容
- (3) その他必要な事項

（活動の内容）

第3条 乙は、甲から第2条に規定する要請があったときは、乙の会員に対して、必要な人員、資機材等を調達するよう指示し、甲が実施する応急対策活動に可能な限り協力するものとする。

2 乙は前項の活動を行った場合には、次の各号に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話などにより口頭で報告し、事後において文書により報告するものとする。

- (1) 活動場所及び内容
- (2) 活動に従事した会員名、人員数、建設資機材等の種類・数量
- (3) 活動に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費負担）

第4条 第2条に規定する要請に基づき乙が実施した応急対策活動に要した費用について、建設資機材等の燃料及び損料については原則として甲が負担するものとし、その費用の金額等については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。その他の費用については乙の負担とする。

（取扱窓口）

第5条 この協定の締結に関する取扱窓口は、甲にあっては、商工労働部職業能力開発課、乙にあって

は社団法人茨城県鳶・土木工業会事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に届けておくものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる意思の表示をしない限り、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保持する。

平成21年1月9日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋本 昌

乙 茨城県水戸市笠原町1652-14
社団法人茨城県鳶・土木工業会
会 長 木 戸 睦 浩

17-15 災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定

災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と茨城県塗装工業組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における建物の汚泥洗浄等応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して高圧洗浄機等を使用した支援協力（以下「支援協力」という。）を得るにあたって、必要な事項を定める。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、公共施設及び避難所における応急対策業務のために、乙の組合員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

なお、公共施設の対象は県有施設を原則とするが、県内の被災状況等を踏まえた甲と乙との協議により市町村有施設を対象とすることを妨げない。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨にしたがい甲に協力するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに応急対策業務を実施し、結果を甲に報告するものとする。

（支援協力の連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく支援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（甲、乙の責務）

第5条 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

2 乙は、応急対策業務にあたる組合員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において支援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

3 乙及び乙の組合員は、支援協力に参加したことをもって、甲に対し、請負等契約に基づく工事の受

注を求めてはならない。

(経費の負担)

第6条 支援協力の実施に要する経費は乙が負担するものとする。

(事務局)

第7条 この協定の施行に関し、甲は土木部営繕課に、乙は茨城県塗装工業組合にそれぞれ事務局を置く。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月11日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋本 昌

乙 水戸市千波町1853番1
茨城県塗装工業組合
理事長 鈴木 博巳